

平成25年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 6月14日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・法令に基づく報告	6
・諸般の報告	7
・議案等の上程（第37号～第51号）（諮問第1号）（発議第6号）	7
・議案等に対する質疑	13
・意見書案の上程	13
・陳情の報告	13
・議案等の委員会付託	14

第2号 6月17日（月）

・一般質問	19
本田芳枝議員	19
1. 浸水対策事業の進捗状況と説明責任について	19
2. 不登校児への対策	30
田川正治議員	37
1. 学校給食問題について	38
2. 国民健康保険税について	47
川口 晃議員	51
1. 粕屋町西部地域の交通問題について	51
2. 小中学校に空調設備の取付けを	58
3. 中学校卒業までの医療費を無料に	59
木村優子議員	62
1. ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入について	62
2. 学校における水分補給について	64
3. 大人への風疹予防接種の助成について	68
太田健策議員	70
1. 旧焼却場について	71
2. 通学路の整備について	75

第3号 6月18日(火)

・一般質問	83
因 辰美議員	83
1. 環境問題について	83
2. 交通対策について	85
福永善之議員	97
1. 粕屋町職員の定年・勸奨退職手当について	97
2. 学校給食費の滞納、及び、滞納処分について	103
小池弘基議員	112
1. 防災対策の現状について	112
2. 本町における医療の充実について	117
山脇秀隆議員	120
1. 道州制推進基本法制定後の取り組みについて	121
2. 教育行政の基本目標と重点施策について	126

第4号 6月21日(金)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	141
議案第37号 専決処分の承認を求めることについて	141
議案第38号 専決処分の承認を求めることについて	142
議案第39号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	143
議案第40号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	144
議案第41号 粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について	145
議案第42号 粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について	146
議案第43号 粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例について	147
議案第44号 粕屋町災害対策本部条例の一部を改正する条例について	147
議案第45号 粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について	149
議案第46号 粕屋町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例について	150
議案第47号 粕屋町子ども・子育て会議条例の制定について	151
議案第48号 工事請負契約の締結について	152
議案第49号 工事請負契約の締結について	154
議案第50号 住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について	155
議案第51号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合規約の変更について	156

諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	157
発議第6号	粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について……………	158
意見書案第3号	「原発ゼロ」をただちに求める意見書（案）……………	159
陳情第1号	「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求め る意見書」提出を求める陳情書……………	160
	委員会の閉会中の所管事務調査……………	160
・閉	会……………	161

平成25年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成25年6月14日（金）

平成25年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月14日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 陳情の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	14番 安河内利明
7番 田川正治	15番 伊藤正
8番 長義晴	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範 副町長 箱田彰

教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	八 尋 悟 郎
住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	野 中 清 人
教育委員会次長	関 博 夫	総 務 課 長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	税 務 課 長	石 山 裕
収 納 課 長	瓜 生 俊 二	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
総合窓口課長	今 泉 真 次	子ども未来課長	安河内 涉
介護福祉課長	吉 原 郁 子	健康づくり課長	大 石 進
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
環境生活課長	因 光 臣	上下水道課長	山 野 勝 寛
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子		

(開会 午前9時30分)

◎議会事務局長（青木繁信君）

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。議場に入場お願いいたします。

糟屋地区議長協議会より、長年の議会議員としての功労に対し、浦元甫氏が特別表彰を受賞しております。ここで、進藤議長から伝達をしていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。時間を割いてお越しいただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

じゃあ、表彰状をかわってお渡しさせていただきます。

表彰状、粕屋町浦元甫殿。

貴殿は、長期にわたり議会議員として地方自治の振興、発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを特別表彰します。平成25年5月1日。

糟屋地区議長協議会会長 大林弘明。

◎議会事務局長（青木繁信君）

ここで、浦元氏より謝辞が述べられます。

◎（浦元 甫君）

皆さん、おはようございます。

ただいま、議会の大事なお時間をいただきまして私に表彰状を賜りまして、本当に感謝いたしております。本当に御礼申し上げます。ありがとうございます。

行政区長7年、町議20年の在籍中は、粕屋町の発展に少しでも貢献できるようにと頑張ってきたのも、町民の皆様初め、関係各位のご支援、ご指導があったからこそでございます。今後もこの経験を生かしていく思いでございますので、どうかよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

私たちの今任期の始まりは、4月29日であります。それから早いもので、もう一カ月半経過し、初めての定例会を迎えました。いうなれば、本格始動に入ったということになります。与えられたこの任期、理事者・町、議員・議会の共通の目的であり、また町民の方から課せられた課題でもあります町民の幸せ度向上のため、お互い、研鑽努力をしていかねばならないということを申し述べさせていただきます、早速会議に入ります。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、5番福永善之議員及び7番田川正治議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から6月21日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの8日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

おはようございます。

本日、平成25年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中全員のご出席を賜り、感謝申し上げます。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第1号は、平成24年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成24年度粕屋町一般会計補正予算、第3回第2条により、福岡地区水道企業団補助金、道路改良新設事業、町営住宅管理運営事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業に係る繰越明許費は、翌年度に繰り越しをいたしましたところでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

報告第2号は、平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。平成24年度国の補正予算の決定に伴い、事業を前倒して実施することとしたため、平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算中、資本的支出のうち管渠事業費の一部を翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告いたします。

報告第3号は、平成24年度粕屋町土地開発公社決算の認定についてでございます。平成24年度は、事業計画のとおり土地の取得、処分ともに行っておりません。なお、土地処分につきましては、22年度より進めてまいりました土地活用事業の一環として、スポーツ広場用地の残る保有部分の再公募を行い、産科有床診療所の提案を募りましたが、参加申し込みがございませんでした。つきましては、当初、公募時の契約に基づいて優先交渉権者でありますセキスイハイムと本年4月26日付で売却契約を締結し、戸建て住宅とすることといたしたものでございます。また、先の3月議会の補正予算の議決をいただきましたとおり、借入金の返済資金として町から4億円を補助し、公社債務額が圧縮されたところでございます。去る5月20日に公社幹事による決算監査を経て、5月27日に理事会を開催し、審議の結果、全員一致で承認をいただいたところでございます。ここにこのことを報告いたします。

以上で法令に基づく報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、諸般の報告を申し上げます。

「第25回アジア太平洋子ども会議・in福岡」ホームステイ受入事業についてご報告をいたします。

本年も受入家庭の協力を得ることができましたので、ロシアから参ります6名の児童と1名の引率者の受け入れをいたすことにしております。粕屋町には、7月16日から7月24日までの間、1週間程度の滞在予定でございます。5月16日に受入家庭の方との打ち合わせを行い、受入準備を進めておりますが、今後は町内小学校への学校登校や粕屋町での歓迎行事について関係機関と協議調整を図りながら受入態勢を整えてまいる予定としております。

以上、諸般の報告といたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は15件と諮問が1件、発議が1件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、平成25年第2回定例会に町から提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が2件、教育委員会委員の任命同意が2件、職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意が2件、条例の制定及び改正が5件、工事請負契約の締結が2件、住居表示関連が1件、一部事務組合の規約の変更が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件、以上16件でございます。

それでは、議案第37号から順次ご説明申し上げます。

議案第37号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布、同年4月1日から施行されましたこと及び固定資産税の減免規定の追加に伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、適正に運用することの必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成25年3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正により、個人住民税における住宅ローン控除の延長と拡充がなされ、平成27年1月1日からの施行となります。次に、国税の延滞税等の見直しにあわせ、町税に係る延滞金、還付加算金の利率が引き下げられるもので、平成26年1月1日以降の期間に対応しての適用となります。その他、地方税法の規定による固定資産税の減免規定について所要の整備を講じるため、一部改正を行うものであります。

議案第38号も専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した世帯に係る世帯別平等割の減額措置を延長とするものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成25年3月31日に専決処分をいたしましたところでございます。

よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第39号は、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております井上和弘氏の任期が本年6月23日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

井上氏の経歴につきましては、資料を添付をいたしておりますが、長年教職に奉職され、教育委員として識見、人格ともにすぐれ、厚い信頼を寄せている方でございます。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第40号も粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております案浦博子氏の任期が本年7月5日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるものでございます。

案浦氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、教育委員としての識見、人格ともにすぐれた方でございます。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第41号は、粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてでございます。

刑事事件及び不祥事等を起こした職員に対しまして懲戒処分または分限処分を行う場合において、公正、適正を期するため、平成17年9月から職員懲戒分限審査委員会を設置いたしております。地方自治法施行規程及び粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規定に基づき、本委員会は識見を有する者2名及び副町長、教育長、総務部長の5名の委員で構成されているものでございます。先の3月議会定例会で任命同意をいただきました箱田彰氏の副町長就任に伴い、本委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めらるものでございます。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第42号も粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてでございます。

町職員から本委員でありました前総務部長田代眞氏の定年退職に伴い、欠員となっております同委員に人事担当の現総務部長であります八尋悟郎氏を任命いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第43号は、粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例についてでございます。

災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議、また委員に自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者を追加する必要が生じたため、改正するものでございます。

議案第44号は、粕屋町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてでございます。

災害対策基本法の一部改正に伴い、第1条の該当条項を改正する必要が生じたため、所要の整備を行うものでございます。

議案第45号は、粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

これまで町内小学校の言語通級教室は、粕屋中央小学校分教室言語通級教室として粕屋町健康センター内に統合して設置されておりましたが、平成25年度よりそれぞれの小学校に設置されることになりました。つきましては、名称及びその位置について条例の一部を改正するものでございます。

議案第46号は、粕屋町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、社団法人粕屋町シルバー人材センターがより公益性を目指し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、公益社団法人粕屋町シルバー人材センターに移行したことに伴い、条例中の名称を改正するものでございます。

議案第47号は、粕屋町子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

本条例は、国の子ども・子育て支援法に基づき、粕屋町において子ども・子育て会議を設置するに当たり、同会議の組織運営に関し、必要な事項を定めるために制定するものでございます。同会議は、粕屋町子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を審議する合議制の機関となるものでございます。

議案第48号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、大川小学校第1期大規模改造工事を実施するものでございます。大川小学校の教室と校舎は、昭和52年建築、昭和53、56年に増築され、当初の建築から36年が経過し、老朽化が進んでいるところでございます。つきましては、2カ年に分けて主に教室等の大規模改造工事を行う計画でございます。本年度は、その第1期工事として校舎の屋上防水工事、受水槽、高架水槽新設工事、上水道設備工事、昇降口改修工事、便所改修工事を行います。この工事を実施するに当たり、平成25年5月27日に共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、大高・青木特定建設工事共同企業体、代表者 大高建設株式会社 代表取締役 大木孝一郎が、工事請負金額1億2,999万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結す

るに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成25年9月30日となります。本工事は平成24年度からの繰越明許費であり、国の補助率は3分の1となっております。これは、国の緊急経済対策の財政措置により、町負担の3分の2については地方債を充当できる割合が75%から100%になり、その50%を元利償還金として交付税による措置がなされるもので、町の負担が軽減されるものでございます。繰越事業として契約するものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第49号も工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋中学校第1期大規模改造工事を実施するものでございます。粕屋中学校の校舎は、昭和61年に建築され、建築から27年が経過し、老朽化が進んでまいりました。5カ年に分けて、校舎、体育館の大規模改造工事を行う計画でございます。つきましては、今年度は校舎の屋根、外壁を中心とした第1期工事として校舎の屋上防水工事、外壁改修工事、上水道費設備工事、受水槽、高架水槽新設工事、付属棟改修工事を行います。この工事を実施するに当たり、平成25年5月27日に共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、粕屋殖産・吉松建設特定建設工事共同企業体、代表者 粕屋殖産 株式会社代表取締役 篠原隆盛が、工事請負金額2億3,148万1,950円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成25年10月31日となっております。本工事は平成24年度からの繰越明許であり、国の緊急経済対策に取り組むため、国の補助率は3分の1となつておりますところでございますけれども、大川小学校と同様、町の負担が軽減されるものでございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第50号は、住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更についてでございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を別図2に示すとおり、長者原西1丁目、長者原西2丁目、長者原西3丁目、長者原西4丁目と変更するものでございます。実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、去る4月16日に開催した住居表示の審議会におきまして答申を受け、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、5月1日から5月30日までの30日間、公示を行なったところでございます。このたび、この公示期間が終了いたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について議会の議決を求めるものでございます。

なお、住居表示の実施日につきましては、9月28日といたしております。

議案第51号は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組規約の変更についてでございます。

組合の議会の議員の定数及び経費の負担割合を変更するため、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成22年10月1日から人権擁護委員をしていただいております高柳あけみ氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。つきましては、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。高柳氏は、経歴書にもありますように、長年小学校教諭として教鞭をとられ、現在粕屋町民生委員、児童委員をしていただくなど、広く社会の実情に通じ、人格、識見ともにすぐれた方でございます。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月前までに行うこととなっております。推薦するに当たりましてよろしくお願い申し上げまして、以上、提案理由の説明を終わります。何とぞ全ての議案、諮問についてよろしくご審議賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、発議についての趣旨説明を求めます。

代表して、山脇秀隆総務常任委員会委員長をお願いいたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

それでは、発議第6号は、粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

3常任委員会委員長を代表しまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年第2回6月定例議会におきまして、議員発議により、議員定数の削減を可決いたしました。本来、議案可決に伴い、委員会条例の改正があつてしかるべきでありましたが、議員任期満了に伴う改選を控えていた関係で、今回の提案となりました。それに基づきまして、改選後初めての議会で3常任委員会の委員定数につきまして、全員の慎重な協議によりまして、粕屋町議会委員会条例第2条中第1号、6人を5人と条例の一部を改正する必要が出たためであります。

以上、発議第6号の提案理由であります。

以上です。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これより議案等に対する質疑に入ります。
質疑は一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
次に、意見書案の上程を行います。
お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出されました意見書案は
1件であります。
事務局長が意見書案を読み上げます。
事務局長。

◎議会事務局長（青木繁信君）

それでは、上程をいたします。
議事日程表の5ページ以降、1点でございます。
6ページをお開きください。
意見書案第3号。原発ゼロをただちに求める意見書（案）。
上記の意見書案を別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いた
します。
平成25年6月3日。提出者、粕屋町議会議員、田川正治議員、川口晃議員。
付託委員会、建設常任委員会を予定。
以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、陳情書を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。
事務局長。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の9ページをお開きください。
陳情文書表。受理番号1番。受理年月日、平成25年2月22日。
件名、より豊かな保育、教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書提出を
求める陳情。
陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。
陳情者の住所及び氏名、福岡市中央区 福岡県保育団体連絡会、代表 成富正敏

さん。

付託委員会、厚生常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、陳情書につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時07分）

平成25年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年6月17日（月）

平成25年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月17日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	11番	本	田	芳	枝	議員
2番	議席番号	7番	田	川	正	治	議員
3番	議席番号	2番	川	口		晃	議員
4番	議席番号	1番	木	村	優	子	議員
5番	議席番号	4番	太	田	健	策	議員

2. 出席議員（16名）

1番	木	村	優	子	9番	久	我	純	治	
2番	川	口		晃	10番	因		辰	美	
3番	安	河	内	勇	臣	11番	本	田	芳	枝
4番	太	田	健	策	12番	山	脇	秀	隆	
5番	福	永	善	之	13番	八	尋	源	治	
6番	小	池	弘	基	14番	安	河	内	利	明
7番	田	川	正	治	15番	伊	藤		正	
8番	長		義	晴	16番	進	藤	啓	一	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木 繁信 ミキシング 古賀 博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町	長	因	清	範	副	町	長	箱	田	彰									
教	育	長	大	塚	豊	総	務	部	長	八	尋	悟	郎						
住	民	福	祉	部	長	水	上	尚	子	都	市	政	策	部	長	野	中	清	人
教	育	委	員	会	次	長	関	博	夫	総	務	課	長	安	河	内	強	士	

経営政策課長	山 本 浩	税 務 課 長	石 山 裕
収 納 課 長	瓜 生 俊 二	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
総合窓口課長	今 泉 真 次	子ども未来課長	安河内 涉
介護福祉課長	吉 原 郁 子	健康づくり課長	大 石 進
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
環境生活課長	因 光 臣	上下水道課長	山 野 勝 寛
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

11番本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

おはようございます。11番本田芳枝でございます。

ただいまより、通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしく願いたします。

福岡県を含めた九州北部地方で深刻な被害をもたらした平成24年7月九州北部豪雨から間もなく1年が経とうとしています。今年の梅雨の終わりは、来月の19日ごろと予測され、雨量は今後7月上旬をピークに例年以上になると予測されています。最近の突然降ってくる雨の量は半端ではないので、防ぎようはないのかとも思われますが、だからこそ日頃から対策を練っておく必要があると強く感じています。

1問目は、粕屋町が平成22年度から計画し、事業に取り組んでいる浸水対策事業の進捗状況と用水路の管理についてお尋ねします。2問目は、去る5月20日に教育委員会主催で学校経営発表会という催しがありました。そのときの粕屋中学校と東中学校の重点課題がともに不登校問題でした。一生懸命取り組んでおられる学校に町はどのように支援できるのか、その施策を問います。

それでは、1問目を始めます。質問の要旨を1から4まで書いておりましたが、内容上、まず1と2を先に、その後3、4と進んでいきます。

粕屋町は、平成21年7月24日と25日に大水害に見舞われました。報告では、1時

間最大雨量75ミリ、被害水域は町内全域と記載されています。道路冠水、河川溢水、道路崩壊6カ所、道路隆起3カ所、道路陥没1カ所、床上浸水27カ所、床下浸水104カ所とあります。議会だよりにも浸水箇所図を掲載しましたので、ご記憶の方も多いと思います。このようなものでしたね。その中でも、道路冠水、床上床下浸水が多発したのが町の中心部の若宮区、長者原区、そして原町区でした。その被害を受けて町は、大規模な浸水対策事業を計画しました。それが、今から皆さんとともにお話する22年度から26年度の5カ年、総事業費13億8,600万円の浸水対策事業です。

1、この浸水対策の全容と進捗状況についてお尋ねします。

2、この計画の中で、今年度予算化された原町地内の管渠工事についてです。この工事は、先ほど述べました5カ年計画の3年目に実施される予定でした。敷縄池からの原町本流の用水路の水量を分散させるために、大坪医院から九大農場の近くまでバイパスを通すもので1億6,000万円の事業が実施される予定でした。ところが、実際は2,200万円の大幅な縮小事業、地元の方からの指摘があるまで、うかつにも私もその変更には気がつきませんでした。大幅な変更の理由とその周知をどのようになされたのかを問います。

町長によろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

本田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今までの計画の進捗状況はということでございます。浸水対策事業の進捗状況につきましては、平成22年度に役場駐車場の調整池建設と、その取り付け管渠の一部を布設いたしました。平成23年度にはフォーラム駐車場に調整池を建設し、平成24年度は役場駐車場調整池とフォーラム駐車場調整池の取り付け管渠の布設をしたところでございます。主に、JR香椎線下の推進工事などを実施し、完了いたしました。また、平成24年度の国の緊急経済対策の予算を活用いたしまして、原町バイパス管渠を前倒し事業として3月に発注し、現在実施中であります。本年度の6月末に長者原上区の調整池と原町バイパス管渠の残りの箇所を発注する予定といたしております。25年度までの事業費は、当初の認可計画では概算事業費約8億6,000万円の予定でございましたけども、発注予定総額は約7億7,000万円となっております。

なお、事業の進捗につきましては、国の交付事業でございまして、東日本大震災の影響により交付金の若干のカットもありました関係で、当初予定のスケジュール

より若干おくれぎみになったところでございます。

次の2問目の今年度予定されているバイパス管渠600メートル、概算事業費1億6,000万円の大幅な変更の理由とその説明というご質問でございます。

これは、3月発注済み工事と今月末に発注予定の原町バイパスにつきまして、実施計画に当たりコンサルタントによる詳細な精査検討を行なったところでございます。その結果、既存の水路と新設バイパス管を組み合わせた当初予定の1本のバイパス管渠ではなく、2本立てのバイパス管渠に見直しを行ったところでございます。また、目的効果につきましては、専門的なコンサルによる検証を行いまして、同じく5年に一度の雨量に耐える同等のものという結果を得ました。また、関係の区に対しましては、工事内容の説明を行ったところでございます。

なお、下水道認可事業の当初見込み額は、本田議員のおっしゃったとおり13億8,600万円でございますけれども、25年度現在の全体事業の見込み額は約12億9,000万円となっております。

なお、3番、4番につきましては、都市政策部長の方からお答えさせたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

今までの質問は①と②でございますから、それに関する質問があれば。

◎11番（本田芳枝君）

1番と2番でございますが、1番が非常に大ざっぱな説明なので、本当は表を見ながら皆さんと考えていったらいいのではないかと思います。そういう準備をどのようにしたらいいか現時点ではわかりませんでしたので、私が表にまとめておりますので、そのことに関してお答えをお願いいたします。

まず、私の概算では、実際に行われた事業は24年度の9月に決算報告があった時点までしか私の手元には数字がありません。その内容を私が計算したところによると4億9,000万円でございます。最初からちょっと確認をしていきます。

平成22年3月に、予算では役場調整池工事設計委託が1億7,000万円。管渠工事が6,100万円。これが実際に決算では、合わせて1億7,521万8,000円となっているというふうに私は決算資料を見て表をつくったんですけど、それで間違いはないでしょうか。これは、役場調整池のことに関してでございます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

都市政策部長の野中です。

今おっしゃいました数字につきましては、ちょっと手元に内訳的な数字がござい

ませんが、平成22年度の実施した金額は、トータル的に2億1,129万6,000円ということでございます。主な内容は、役場駐車場内の調整池の建設ということです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が決算資料で見たのは、やはり決算書を持ってくるべきだったかなと思います。役場調整池工事設計を含んで1億7,521万8,000円、合わせて22年度の事業の決算は1億8,781万8,000円となっていますが、今の数字では、部長の数字とは3億円ほど違いますね。それは置いて、私も見逃したこともあると思いますので、置いておきます。

次に、フォーラム調整池設計は、今23年9月に決算報告がありましたので、私は1,260万円とってるんですが、その工事に関しては2億8,286万8,000円と決算で出ております。その年、24年9月にもう一つ、雨水既設管渠設計と、それから雨水バイパス管渠設計が1,274万円と735万円、24年9月の決算であり、合計3億264万7,000円という数字になっています。私も議員が、これは上下水道課だけの資料に基づいてしておりますが、それでよろしいかなと思いますが、その決算と予算を見て、一応資料をつくったのは、23年9月の決算では1億8,781万8,000円。それから、24年9月が3億264万7,000円というふうになっております。それで、合計が4億9,046万5,000円というのが、既に現在決算として出た数字です。今年の9月に24年度に行われた事業について決算が出るとは思いますが、私の手元にはまだその資料がありませんので、私は24年9月までは、結局23年度の事業ですよ。4億9,000万円の事業が行われております。これは、実際の金額の半額ぐらいの概略になっているような気がするんですが、私が問題にしたいのは、細かないろいろなことがあって記載漏れもあったり、いろいろすると思いますが、上下水道課が浸水対策事業を受け持っておりますので、議会ではその事業が細かに説明がありません。もちろん、議員が質問しないっていうのが一番よくないんですけども、数字が何々事業、終わった事業として入札の結果、幾ら幾らと書いてあるだけなんです。だから、こちらが質問をしない限り、それは説明はありません。あらかたの説明はあるかもしれませんが、他の一般会計ではきちんと事業名があって、それから総合計画の中のどういう位置づけの事業で、去年はどうだったけれども、今年はこの形で行うという、そういう資料がありますので、議員にはわかりやすいんですね。ところが、ここの独立企業会計においては、そういう記載がないということが非常に大きな今回私が感じた不安材料でございました。ただ、この13億8,660万

円の事業は、非常に私はこれができたときは反対はしたんです。余りにも金額が大きいのと、大ざっぱな計画であるということで反対をいたしたんですが、内容的にはその後、こういう浸水対策に対するすばらしい内容であると、計画ではですよ。思いますので、ある程度今はその線に沿って事業が行われることは、賛成の立場にしております。

ただ、私がそれで進捗状況というふうに、1番ですね。今後は、この最初の浸水対策事業の22年から26年までありますが、この25年度と26年度の管渠工事に対して5億2,000万円の予算がありますが、そのことはどういうふうになっていますか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

先ほどの町長も申しましたとおり、大型国の補正予算で今年度予定をしていた部分を3月に前倒しで、早く出したというのが原町のバイパスであったり、そして今月の6月末に、あとその原町バイパスにかかわる残りの分の発注を予定しております。具体的に今入札前ですから、そういう具体的な数字は申し上げることはできませんけど、先ほどからあります1億6,000万円に対しまして、かなりこれはコンサル等による精査を行いまして安く、安くというか、経済的に費用対効果は同じとして、経済的に実施見込みでございます。

先ほどの25年と6年の今後の予定でございますが、25年度は長者原上区の調整池、上区の公民館下に調整池を設ける予定であります。それから、26年につきましては、これは下流域の最近阿恵大池公園というの建設をいたしましたけど、その下流側の分とか九大農場の内部、中に入り込むとかという水路ですから、引き続き実施が継続できるかはちょっと微妙なところがございますが、計画に出しておりますので、予定どおり行きたいと思います。ただし、その時期が少しおくれしていくかと思われま。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

原町バイパスの1億6,000万円の事業と長者原貯水池の事業は、一応最初の計画では24年度に終わる予定だったんですね。それが、国のいろんな状況によって延びているというふうになってはいますが、それ両方とも計画どおりの内容でございますよね。ところが、次の分がその計画が変更、例えば私が申し上げたいのは、その管渠事業の計画が今のところいつになるかわからないというふうなことをおっしゃい

ましたが、当然予算説明のときに、現在の進捗状況、それから今までの様子、それから今後の展望、それを計画を皆さんに渡しているわけで、その計画を含めた議案を出しているわけですから、当然その都度その内容に関しては説明があつてしかるべきではないでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

当初予算とか委員会とか、連合審査とか、もちろんございますので、その中で機会を見て説明を行っていきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、1番の質問は一応終わります。後でまたこれに関して申し上げるかもしれないけど。

2番行きます。

私の決算資料では、24年9月に明治コンサルタントという会社が703万5,000円でこの原町バイパスの設計を受けています。これがいつなのかわかりませんが、9月に決算で出ていますので、23年の23年度中にその設計をされたんだと思います。それで予定では24年度だったと思うんですが、24年度の後半に補助、3月ぐらいにされるような内容ですが、703万円ほどの設計の量が何で2,200万円の事業になるのか。この600万円の、最初は私が見ていた1億6,000万円の事業に対する設計の費用は、予算は600万円でした。だから、当然1億円以上の数字が出てくるのかと思いますと、設計は少し高い100万円。ところが、実際は事業は2,200万円。この辺のところがよくわからないので、その説明お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

本来、こういう水路につきましては、前年度にコンサルタントに認可設計をもとに実施設計を行います。この実施設計が前年度の700万円ということですが、先ほどの2,200万円が翌年のバイパスで計画をされたことと言われますが、実はこの2,200万円に今月の6月に予定をしております追加工事、原町バイパスの追加工事もございますので約3,000万円ほどになるかと、これは入札前ですが、なろうかという見込みでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

私が手元にある数字は、25年の3月に原町地内雨水管渠工事ということで、2,200万円という予算が上げてありました。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

このバイパスは、当初は県道から、清水交差点から、それから鶴見塚に向かって1本のバイパスというような計画を組んでおりましたが、コンサルによる精査等を行いまして、1本ではなく2本立てというような計画に変更しております。ですから、今現在1本目の発注は既に終わっております。これが2,200万円と先ほどから言われているとおりでありまして、それにあわせてバイパスを2本立てとするもう一本のバイパスを今からの6月の末の入札にはかかって、この2本が出ることによって当初の目的を達するというような予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

今説明をされた分は、分水箇所1のところは事業が終わったということですね。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎都市政策部長（野中清人君）

発注が終わって、現在施工中ということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

その費用が2,200万円、そして分水箇所2の分がその3,000万円ということでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

合わせての約3,000万円になる見込みです。今から発注の予定が約3,000万円ではなく、トータル的に3,000万円という意味です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11番（本田芳枝君）

それでは、2,200万円ではなくて3,000万円の事業ということになりますね。はい、わかりました。

それで、それはそれでわかりましたが、しかし、この辺の事情が地元にも、地元の住民の方で農区の方には説明があったようなお話でしたけど、それは当然そうだろうと思います。農業用水路を扱うわけですから、その水量を分散させるわけですから、農区の方にご相談は、それはいつぐらいにあったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

まず、第1回目に発注した工事については、行政区の代表者に対して予定を説明をいたしまして、そのときに地元の農区長さんに説明に行っておりますが、改めまして先週の中ぐらいで原町公民館において関係されます農区の皆さんに集まっていたいて、説明を上下水道課がやっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11番（本田芳枝君）

時間が余りればっかりにとらわれていると次が進みませんので、申しわけないんですけど。ただ、ここが非常に大事で、計画の段階では説明がしてある。しかし、個々の単年度の予算のときに、例えば役場駐車場の分とか、それからフォーラムのところとかの説明は、ある程度ありました。委員会にもきちんとされてますけど、その後の動きがはっきりしないんです。そして、住民にとっては、この原町バイパスの事業はとても密接な関係があります。利益を受ける方と、本当にこれでいいのだろうかと思われる農区の方と。であるんですけど、一番大切な私が、ちょっと今回非常に残念に思ったのは、議会にその変更の説明がなかったということです。気がつかない議員も悪いんですが、何か変更があったり予算が変わったりすると、必ず決算、予算の報告会ではしなければなりませんよね。その辺は暗黙の了解で、お互いに了解し合っているのではないのでしょうか。

そのことを町長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

できるだけ近い議会で報告すると、委員会等で報告するということにします。変更等については、これは町長の執行権の問題でございます。後報告するかどうか

ちゅうことを怠ったことを大変申しわけなかったかなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議会軽視につながるので、その辺はよろしく願いいたします。

それと、私どもは、それをチェックするのが私どもの仕事なんですね。私どもの認識不足、勉強不足もあるかもしれませんが、資料を提供していただければ、なければそれができませんので、よろしく願います。また、地元の方への相談も受けられませんので、議員が知らなかったということでは非常に私どもの立場が困ります。それで、今後よろしく願います。

ただ、今の進捗状況、事業の内容については、私が手元に持っている数字と発表された数字にかなり誤差がございます。それは後で後ほど照らし合わせて、見逃している点などをお話ししていただきたいと思います。これで、1、2点は終わります。

それで3点目、同じ農業用水路の件でございますが、下水路の維持管理に関する具体的な取り決めや事項があるのかどうか。維持管理をするための事業予算を組むときには、その基準や取り決めがあると思うのですが、その内容について質問します。

具体的な例を一つ申し上げます。奇しくも5月22日の学校経営発表会に出席するために自転車を走らせていました。図書館近くの607号線、auショップの西側に敷縄池からの原町本流の農業用水路がありますが、その官地に隣接して最近アパートが新設されています。その駐車場の道路側に駐輪場も新しくでき、何となくおかしいなと思っていましたら、何とその官地と用水路の上をアスファルト舗装しておられるではありませんか。幾ら何でもこれはひどいと思って、役場の担当者に知らせ、調査に行ってもらいました。水曜日でしたが、金曜日までは担当者は休んでいて話ができない。翌週に会って話した結果、6月14日まで駐輪場は撤去、用水路の上のアスファルト敷きのところは、駐車禁止の斜線を引くというふうになったことでしたが、実際はこの14日にやっと撤去工事を始め、今も用水路の上に車を駐車しているのを見かけます。けさも駐車してありました。建築確認の申請時には、駐輪場の図面はなかったとのこと。計画的な、相手側ですね、やり方に思えますが、なぜ即刻撤去、用水路の上は車の駐車ができないように何らかの方法を講ずることができなかったのか。この20日間のことを考えると、何となく役場の対応の生ぬるさを感じました。官地は、平成14年4月から粕屋町に移管され、町が管理することになっています。つまり、粕屋町の財産です。その財産を特定の個人に便宜を図る

利用の仕方が平然となされていることに怒りを感じています。この水路は、敷縄池からの農業用水が流れ、また役場駐車場の調整池の水も定期的に放流されています。大雨が降ると冠水して、607号線に水があふれ出る可能性もないとは言えません。その原町本流の農業用水路の上に、なぜこのようなことができるのか。町の水路全体の管理はどうなっているのか。農区の方との打ちはきちんとなされているのか。実際、この場所の地域振興課が持っている地図と、都市整備課や上下水道課が資料として出している水路とは食い違いがありました。三、四年前に地域振興課は、農業用水路の地図の作成を150万円かけてつくっているんですが、現場でのすり合わせがどの程度できていたのか疑問です。その当時、浸水対策事業の根本的な見直しを考えていましたので、私なりに、若宮、原町、長者原の水の流れを調べてみましたが、途中で切れていたり、実際は水路があるのにどの地図にも記載されていなかったり、こんなふうでどうやって全般的な管理ができるのだろう、浸水対策事業は水量をきちんと計算して計画をつくっていると当時の担当者は述べていましたが、私の疑念は増すばかりでした。

そこで、質問に入ります。3、農業用水路、下水路などの管理主体は。現実に都市整備課、上下水道課、地域振興課の持っている情報がばらばらです。一括管理はどのようにしているのか、またするつもりなのか。

4、先ほどの駐輪場のようなケースは、まだまだ見かけられます。私には不法占拠のように思われるのですが、粕屋町の財産であり、雨水の流れを確保する大事な水路の維持管理に関する具体的な取り決めが必要と思われませんが、今後どうされるのか、そのお考えを聞きます。3、4、あわせてお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

まず、先ほどのご指摘の指導に対して、町の指導がおくれたことに対しておわびを申し上げますし、現在それは進めておりますし、駐輪場の移転をしていただくようなことで相手方に言っておるところでございます。

それから農業用水路、下水路などの管理主体はということですが、本来農業用水路は、これは粕屋町の条例ですが、粕屋町公共（農業）用施設管理区分及び建設事業費負担条例第2条にありますとおりに、大規模水路を除く農業用の水路は管理農区の管理となるということを明記しております。また、それ以外の下水路については、町の管理となっております。

それと、4番目の質問でございますが、確かに農業用については、地域振興課、下水道、雨水関連では上下水道課であったり、都市整備課であったりとか、なかなか

か役場の中でもそれを管轄する部署がいろいろとございますが、おっしゃるとおり一括した、誰が見てもわかるような維持管理を行うためのきっちりした台帳等をつくって管理していくべきだと思いますが、先ほど申しますとおり、地域の農業に関する水路については、地元の農区が管理をしていただくということが基本となっております。あと、詳細のこの農区の管理ということにははっきりしておりますが、その他下水路の管理等について細かい取り決め等がございませんで、その辺は今から検討していく項目だと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ここに、第3次粕屋町国土利用計画書というのがございます。これは2010年から2020年、つまり平成32年までの計画書なんです。そこに農地が、この予定では63ヘクタール減り、宅地が69ヘクタール増えるように計画ではなっています。水路が3ヘクタール減ることになっています。もう平成32年といえば、あと何年先でしょうか。今私が今回調査しました限りにおいては、具体的な取り決めはほとんどありません。あるいは、そして3つの課がそれぞれの情報を持っていて、しかもそれは完璧ではないんです。農区の方に聞かないとわからないあるいは地元の区長さんに聞かないとわからない、役場では把握していない、そういう状況が多々あります。それを全て一括管理して、粕屋町の財産として今後考えていかなければいけない。その中心的な指導役は、野中さん、あなたです。そのための部長さんだと、私は部長制度だと思っています。従来ではそれができませんでした。ところが、部長制度になると、それがかなり進んだ状況でできると思いますので、その辺を考えて今後1年間どうするのか、具体的な施策をぜひ示していただきたい。私は、今後この問題はずっと自分に取り組んでいこうと思っています。なぜならば、実はコンサルタントが町にアドバイスした件は、私が思っていたとおりなんです。私が3年前にここで皆さんにお話ししたとおりのことができているんです。もう少し状況、現場をきちんと精査して、既存の施設でできることではないですかと。お金はそんなにかける必要はない。それで、私はあえてこの案に反対しております。たった一人でした。だから、私は今複雑な心境です。自分が提案したことがコンサルタントでなされていますけれども、その説明がきちんとされていない。その流れが不明確です。本当にもう少し、町の執行部の皆さん、職員の皆さんは、予算と現在の町の財産をきちんと考えながら仕事を進んでいていただきたいと切に思います。

まだまだございますが、以上です。

次に行きます。

2問目は、不登校対策についてでございます。5月、先ほども申しました5月22日に行なわれた学校経営発表会は、粕屋町では初めての試みでした。教育委員会が毎年出している粕屋町の教育行政の施策要項とその評価の結果を見せてもらっているのですが、実際の事業展開がどうなっているのか具体的なことがわからず、困っていました。学校の先生方は、一生懸命子どもの教育に取り組んであると思うのですが、予算の配分の仕方が現状でよいものか、もっとできることはないのか。私たち議員は、予算、決算の数字を見て判断するだけなので、現場の先生方の学校経営の生の声が聞けたことは、とても有意義でした。意欲的な試みで、教育委員会の姿勢に感謝いたします。

さて、その経営発表会の内容についてですが、粕屋中学校と粕屋東中学校の教育重点施策、課題が不登校対策でした。とても刺激的な内容でした。粕屋町の子どもは、どちらかといえば自尊心が低い子が多く、不登校の子が多いという内容で、2校とも学校を挙げてのその対策に取り組むというものでした。去年の人数は、2校合わせて不登校生が60名。中学校の総数は1,190名ですので、全体の5%、国や県は3%以下なので、やはり数字的に見ても、これは少し異常です。

それでは、お尋ねします。まず、1と2を先にお願ひいたします。

1、中学校の数の報告の分析は。不登校生の分析ですね。

それから2、小学校での状況はどうなのでしょう。

教育長、よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの本田議員のご質問にお答えいたします。

中学生の不登校児童・生徒の実態でございます。不登校の児童・生徒の数につきましては、毎月教育委員会の方で数字として上がってまいります。何らかの理由で心理的あるいは情緒的、社会的要因により児童・生徒が登校しないあるいは登校したくてもできない状況にある児童・生徒が30日以上小・中学校欠席すると、不登校ということで数が上がってまいります。去年の実績、今本田議員は60名とおっしゃいましたが、平成24年、昨年度の1年間の実績ですが、小学生が10名のうち解消が2名、8名ですね。それから、中学生が40名のうち学校に来れるようになった、解消したというのが5名ですから、総計35名の生徒が不登校として数として上がってまいりました。それが中学校の数の報告でございます。分析といたしまして、1年生が7名、2年生、中学ですね、中学1年生7名、2年生が14名、3年生は14名、総計35名。それから、男女別に申しますと、男子生徒が14名、女子生徒が21名で、

女子生徒が多いという実態でございます。

2つ目のご質問ですが、小学生の状況、今申し上げましたように、10名のうち2名が解消しておりますが、これは男女別、学年別にもばらけておりまして、特に5年生、6年生の児童が多いようでございます。

以上で1、2問のお答えです。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私は、学校経営発表会で先生方が出された数字をもとに書いているので、その内容が少し違うということですね。それはそれで、見方が違えば数字も違いますし、これは微妙な問題ですので、教育委員会としては正確な数字を多分出されたいと思うので、40名は正確な数字で30日以上欠席をしている子どもたちということですね。

さて、その分析でございますが、いろんな理由で上がってくるというふうに教育長はおっしゃいましたが、例えばタイプ別に分けて、具体的にその状況を詳しく聞いておられるでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校長の発表では、校長先生方は不登校の課題を大きくとらえておりまして、糟屋郡で最もひどい状況にあるというふうな発言されておりましたが、私が県のほうから報告を聞き及びましたところ、粕屋町が1番と2番とか、そういうことを聞くことではなくて、現に粕屋町に不登校の児童・生徒がいるということを重くとらえたいということで、県がおっしゃるには生徒数が多いほど、やっぱり不登校の児童・生徒が増えているということでございます。

それははっきりしていると思いますが、それともう一つの質問ですが、不登校になったきっかけとか背景には、一番大きな理由といたしまして、本人にかかわる問題が大きゅうございます。37%を占めるということで、具体的に申し上げますと、精神的に不安定、情緒不安定あるいは体力の不調、不規則な生活習慣、その他でございます。2番目に多いのが、いじめを除く友人関係でございます。友達関係、仲よしの友達がいないとか、若干苦手な友達がいるとか、そういった関係が10%近く、それから親子関係がうまくいってない、親子関係めぐる問題が10%近くあります。そういう理由で不登校になっている児童・生徒が多いということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

教育委員会の報告では、子どもの数が多くなればの不登校生の数も多くなると、それは当たり前ですよ。ところが、私はパーセンテージで物事を話して、国のパーセンテージは2～3%でございます。粕屋町は、片一方で4.5%、片一方で5%、全然数字が違います。だから、人数が多いからではないんですね。学校の先生は、うちの町は交通、いろんな要所であるし、よそから来られる方も多いと、問題を抱えて。そのお子さんがなられるという話も実際にされました。私は、そういったことも含めて、粕屋町が具体的に、例えば今40名なら40名のお子さんの過去の状況、現在学校に来れない、じゃあなぜ今来れないのか。その方の小学校における状況とかあるいは中学校に上がる状況とか、家庭環境とかは当然その方の内申書見ればわかるわけですが、過去の状況はわかりません。それで、成績はわかると思うんですけど、その生活ですね。そういったことをきちんと取り上げて、じゃあ、このようなことが起きないように町としてはどう支援していったらいいかというのが、粕屋町の教育委員会の立場ではないかと思います。ただ数字が上がってきた、それを少なくしますとか、こうですこうですって言うだけでは何の意味もなさない。一歩前進して、せっかくヒントを与えてくださっているわけですから、子どもたちが。そのヒントをもとに粕屋町としてどうしていったらいいかということを考えてほしいというふうな観点から、教育長の発言をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

粕屋町教育委員会としてどのような対応しているかというご質問にお答えをいたします。

1つ目は、スクールカウンセラーの配置でございます。これは、中学校の教育相談室にスクールカウンセラーに来ていただきまして、教育相談を受けたい生徒、保護者、先生が時間をとって悩みとか、なぜ学校に来にくいのかとか、友達関係とか、悩んでいることをカウンセラーに相談をするわけです。そして、新しい明日からこういうことでやってみようという方向づけをしていただくというのが、スクールカウンセラー事業でございます。2つ目に、スクールソーシャルワーカーの配置でございます。これは、スクールカウンセラーは学校におけるわけですが、スクールソーシャルワーカーは直接事情を把握いたしまして、保護者に面談をいたします。

保護者に欠陥がある場合は、その問題点をびしっと指摘していただいて保護者に理解を得るということ。あるいは警察に行ったり、民生委員の方と相談したり、行政区長さんと相談したりということで、あちこち動き回って、その子に一番いい手だてを行動で示していただけるのがスクールソーシャルワーカーでございます。3点目に、非常に厳しい場合によっては、ケース会議を設置しております。これは、学校教育委員会はもちろんですが、民生委員の方、区長さんあるいは警察等も参加される場合がありますが、非常に厳しい場合はケース会議を設置するというようにしております。また、ご承知のように4点目、サンレイクの中に教育相談室を設けておまして、保護者の方、不登校の生徒あたりが相談をしに来たりあるいはその部屋で自学に励んだり勉強したり、しているところでございます。

以上、教育委員会としてできますことは、主なことで4点ですが、学校の中で特に、この前校長先生がおっしゃってましたように、授業の中で授業を改善していかなければいけないということです。小学校では子どもたちが仲よく授業できるように級友関係で誰々ちゃん、仲よく勉強できますけれども、中学に入った途端に孤立化すると、勉強の仕方が講義式が多いという問題もありましょうが、その辺を今小中連携で研修をしているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その一つ一つについては、また後でちょっとご質問いたしますが、続いて3番と4番をお願いいたします。

3番は、今確実に数字が上がっている子どもたち以外でも不登校になりそうな子どもさんとかあるいはそれに近いような状況の方が、状況の生徒あるいは児童がいて考えられますが、その辺の把握はどのようにしてあるのか。

それから、4番目の中学校でこの不登校問題が増加傾向にあります。中1ギャップと俗に言われますが、それと不登校の関連はどのように考えておられるか。この2点をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

30日未満の欠席者の把握ですが、小学校の場合はもう本田議員もご存じと思いますが、毎朝担任が出席をとります。そして、欠席の子どもは保護者から欠席届が届いているはず。ところが、届いていない場合は、担任あるいは学年主任、教務主任

の方から保護者の、家庭の方に連絡を入れて、今日お休みですが、何かあったんでしようかという把握をして、30日未満ですが、参観日等で保護者と担任が話し合うと。病気とか事故欠の場合はそれでもないんですけども、学校に来たがらないとかという場合が起こってきたら、その原因を究明して解決に当たるということです。中学生の場合は、社会活動と学習活動についての調査をしています。これは全生徒に教育委員会が予算化して、調査をしています。試案ですから、アイチェックテストとかというテストでございまして、これで子どもたちがどこにどんなふうに悩んでるかというのを事前に把握すると。それから、さっき申しましたように授業改善、授業を小学校と中学校とつないでいく、授業改善をするということが大きな課題ではなかろうかと考えております。

4番目の中学生で増加傾向にある中1ギャップですが、今年は4月、5月には1年生はまだ上がってきておりません、ゼロ。昨年も1年生は7名おりましたけども、1学期、2学期はゼロでした。したがって、一番多いのが中学2年生の夏休み明け、これが非常に不登校になるきっかけが多いと見ております。1年生で学校に来れない子どももおるわけですが、これはやっぱり小学校のときから引き続き来れないということで、中1ギャップという、中学1年になって環境が変わったために、それが精神的重荷になって不登校になるというのは、今のところ粕屋町では大きな指摘はされておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、3番から行きます。

担任が保護者と一緒になって話をすると。ただ、高学年になると、不登校ぎみの子が増えているというお話ですが、そこに私は中学年、小学校の中学年、3、4年生の学力とかあるいは遊び、体力、そういったものに壁があって、それがうまく伸びてないのが高学年に一つの結果としてあらわれているのではないかと。それがそのまま中学校まで引きずっていったのではないかというふうに、いろんな資料を見て考えている、今自分が思っています。それで、小学校3、4年生が大きなポイント。昔は、本当に元気な子どもたち、集団で遊び始める時期ですね。それまでは親元の中で、本当にいい子で育った子どもたちが、親よりも友達を欲し、外で友達、集団の中でやっていく。そういった中で、つまづく子どもたちがだんだんとそれを引きずって、それに学力がついていかなければ、なおさら続いていくっていうふうな状況をいろんな場合で聞くことができました。

それで、教育委員会としては、その辺の小学校で担任と保護者が一緒になって話をしていると思うんですが、まず3、4年生の学力、昔なら読み書きそろばんと言いますが、その辺の力が十分にできているか、それをちょっと考えてもらいたいし、その力さえあれば、中学校に行っても、かなりへこむことがあっても状況改善ができるのではないかと考えているんですが、例えば近くの町でそういう子どもたちに学力支援を、支援員を雇っているところがあります。それも、一つの大きな方策、学校の先生だけでは、今子どもたちがいろんな問題を抱えているので、対策がとても不可能だと思います、お忙しいし。だから、例えばそういう学力を支援する支援員あるいは心の相談をする、今スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーと言われましたが、スクールカウンセラーは県の派遣でお願いしないとないと思います、常駐ではないと思う。それから、スクールソーシャルワーカーは、年間粕屋町では450時間しかないんですね。だから、これは不登校になりそうな子どもたちの相談はとても及ばない。それから、教育相談室があると言われましたけれども、あそこは部屋が狭い。それから、相談員の方が1人しかいらっしゃらないんですね。だから、相談する場所もない。日にちが月水金が男性、火木土が女性と。その方が相談にかかっている時間は、ほかの相談は受け付けられないような、そういう状況にあると私は認識していますが、その辺の施策あるいは支援をもう少し具体的に、これほど不登校が多いのであれば一つのヒントとして、粕屋町から絶対不登校をなくす、そのための施策をとということで、近隣の町あるいは日本でも評判になるような施策をぜひ教育長にとってもらいたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ありがとうございます。ただいま本田議員おっしゃったとおりでございます、県が今の福岡県の児童の課題として、1つは学ぶ意欲が弱いということですね。勉強をしたいという気持ちが弱い。2つ目が自尊心、やればできるんだという気持ちが弱い。3つ目が規範意識ですね。していいことと悪いこと、よくわからない。それと、最後の4番目に体力が弱いという4つの課題がありますが、それに向けて教育委員会も今努力をしているところでございます。

ご指摘いただきましたように、平成9年、10年、中学校が非常に荒れたときがあったそうでございます、そのころは中学校、粕屋町に70名以上の不登校生徒がおったということで、大変厳しい状況にあったというように聞いておりますが、この近年増えたり減ったりですが、私が意外に思っているのは、小学校の生徒が児童

が、最近増えてきたということです、10名ですから。今までゼロだったんですけど、小学校時代からもう既に家庭の規則正しい生活ができてない。したがって、教育委員会といたしまして、幼稚園の入園式のときに、早寝早起き朝ごはんしましょうと、規則正しい生活をしましょうと呼びかけています。それから、本年度になりまして国や県の支援を受けまして、寺子屋事業というのを開始いたしました。来月から始めようと思っておりますが、PTAのご尽力を得まして4年生以上の補充学習を始めたいなと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

教育委員会が努力をなされていることは伝わりました。しかし、今一步具体的に見える形で、保護者あるいは学校の先生方を支援して欲しいというふうに思いますが、それには予算が伴うことが多くございます。それをどうするかというところでいろいろ難しい問題もあるかとも思いますが、非常に人数が、教育委員会は40名と、学校の先生は合わせたら60名と、ちょっと差がございます。ただ、クラスに1人は確実にその子どもたちがいるというわけです。周りの目から見ても、はっきりこの子は不登校生だと、学校に来ないという子が1クラス必ず1人はいるという状況は、子どもの心を穏やかにしません。やはり、みんなと一緒に学ぶ、みんなの悩みを一緒に分かち合う、そういう学級でないと子ども達の能力、学力は引き出されない。それは確かに成績のいい子とか、学力のいい子は単独ではいますよ。でも、学校全体、粕屋町全体が、やっぱり子どもが健やかに成長し、学び、遊ぶ、そういう環境をつくるためにせっかくこういう数字をいただいているのですから、それに対して具体的な施策を今後、今年度よろしく願います。

一応、学校教育の経営発表会でどうだったかっていうのは、2月に報告があるようでございます。それは一つ楽しみにしていますが、無理をなさらないように私は先生方をお願いしたいですね。学校だけの責任ではないんですね。地域、親、国、社会全体が、その子どもたちを温かく見守るあるいは見守っているよという姿勢を子どもたちに伝えることが私は一番大事なことではないかと思うので、そういう立場から私も今後学んでいきたいし、教育委員会にもよろしく願いたいと思います。

それで、今回議会が始まった後、粕屋町教育委員会の点検及び評価報告書があって、マル・バツの評価がどうであったか、いいところは二重丸、まあまあは丸、だめだったところはほとんどなかったのだからわからないんですけど、三角ぐらいの状況

なんです、その記述のいじめや不登校対策のための体制づくりということで、結局行ってきている、こういうことをやっているって、今述べられたような状況を言われただけなんです。だから、もう少し具体的に踏み込んで、数字と、それから分析、子どもたちの生活の分析あるいは学校ではその1学年、2学年、3学年しかできないけれど、教育委員会ではその子どもたちがどういうふうに育ってきたかは小学校に行けばわかるわけですから、それを分析して、粕屋町全体として今の粕屋町の抱えている子どもの問題を把握して、底上げをしていていただきたい。そういうふうによろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問は終わりです。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

7番田川正治議員。

(7番 田川正治君 登壇)

◎7番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号7番田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

まず最初に、先日13日、政府が経済財政諮問会議を開いて、骨太方針を決めました。その骨太方針の内容は、社会保障を敵視するという削減する内容が盛り込まれており、多国籍企業、大企業を応援すると、このような内容になっております。昨年の民主、自民、公明の密室協議で決められました消費税増率、来年4月に8%、再来年10月には10%に引き上げるということに着実に取り組んで、そして社会保障は聖域とせずに見直して切り捨てる。年金は、給付額を抑制する。そのために、マクロ経済スライドを早期に実現していくと、このような内容を含んでおります。また、高齢者医療では、70歳から74歳の医療費の窓口負担、現行の1割から2割に拡大していく。生活保護費は住宅費など、補助の削減を行っていく、このように述べております。また一方では、多国籍企業を応援する、そのために国際競争力を強化していく。そして、インフラ整備、今までも問題になりました使わない空港、港湾、三大都市圏の1メートル1億円と言われるようなインフラ道路関係に集中的に投資しようとしておるわけであります。私は、この経済不況から抜け出すためには、国民の内需を拡大していく、このような方向が望ましいものと考えています。まさに、多国籍企業が栄えて民滅ぶということが言われてるように、アベノミクスによる国民いじめの政治が強められようとしております。町民の暮らし、命を守る、そのために地方自治の役割を果たしていく、そのために私も議会の議員の立場から取り組んでまいります。

以下、このような立場から質問をいたします。

質問通告書に出しておりましたように、学校給食センターの問題と国保税の問題であります。

まず最初に、学校給食センターについて質問いたします。これは、今までも議会だけでなく、全員協議会などを含めて老朽化した給食センターの建て替え、いろいろな角度から論議をしてまいりました。私は、子どもへの安全・安心の給食を提供するという立場から、民間に委託、民営化という方向でなくて、町の責任で食育の立場、公設公営で学校給食センターを建て替えて運営していく、この点が今必要であるということを考えております。

この学校給食センター問題では、5年前の平成18年、粕屋町行財政改革大綱によりまして給食調理業務について民間委託という方針が出され、再度検討も踏まえて、新たな給食センターの整備運営について調査していくということになっております。その後、学校給食検討委員会が発足して報告書が出されました。その中では、自校方式が望ましい、しかし子どもの増加などから考慮すると、小・中学校に建設用地はない、また町の財政状況からしてもセンター方式が望ましい、このような報告は上がっておりますけど、しかし現在の直営方式をやめて民間委託するという報告にはなっておりません。そして、その後23年、一昨年に至るまで、議会として議員全員に対する説明なども十分に行われず、さらには子どもの食育に関する大事な問題であるにもかかわらず、保護者を対象者にした説明会も行われておりません。まさに、PFI方式、民営化を推し進めるということから行われてきたと言わざるを得ません。

私は、今まで一般質問で給食センターの建て替え、公設公営で行うべきであるということを提案し、私たち昨年の暮れに町民の方々にアンケートをお配りいたしまして、集約をいたしました。その中では、80%の方が今のようなセンター方式、また自校方式、親子方式、町で責任を持つ、そのような給食を行ってほしい、このような声がありました。ですけど、私の一般質問やいろんな会議などでの説明会の中での町の回答、説明では、生徒数が増大と、学校敷地がない、財政的に給食センター資金、建てる資金がない、民営化する、民間委託する、このような方向一点であります。これでは、町の予算がない、老朽化した公共施設は民営化する、福祉予算は削減するということになり、地方自治の役割である住民の福祉の向上という点において問題があると思います。

私は、町として資金を準備する、今ある町の財政力を使ってどのように取り組むか、このような立場からこの給食センターを考えて検討すべきだと考えます。そのためには、今町にあります基金、公共施設整備基金、財政調整基金、減債基金など

20億円あります。このお金の中から活用して、そして公設公営で行うという立場を持つべきだと考えます。また、学校施設環境改善交付金、これが国からの交付金としてもあります。これは、前の前教育次長が発言をして、この学校施設環境整備交付金の活用についても考えられるということも質問の中でも発言、回答がされております。そういう点では、このような国の交付金なども使って行なっていくということについて、改めて提案をいたします。

また、3月議会でも、私は27年度の公共事業を行う場合の緊急経済対策としての元気交付金を活用するように提案をいたしました。今回の予算の中、資料の中でも、大川小学校、粕屋中学校の大規模工事や上大隈町営住宅の改修などを含めて、この交付金を使った事業が行われるということになっております。この交付金は4億円ぐらいを、この中から3億円、4億円の交付金を国から来る分を使うことによって町の持ち出しを削減することができますので、今までのこの予算を学校給食センターの建設に回すというふうなことを考えるべきであると思います。学校給食センターの建設費というのが、私が一般質問でも行いましたときに説明があったのは、民間の場合16億円、また町でやる場合は20億円、そして親子方式やったら25億円というようなことの報告でもありました。そういう点では、民間との建設資金の4億円をこういう国の交付金などを含めて、町の基金を使って、活用して建設に充てていくべきだと考えます。

それと、2つ目は、学校給食調理業務についてであります。これは、今までも国からの指導も含めて、この学校給食については学校給食法、また学校給食衛生管理基準、さらには学校栄養職員の職務内容、こういう立場から見ても、町として、自治体として責任を持ってやっていく、これが学校給食のあり方だということであり、そういう点で、どういうふうにこの立場でこの建て替えを含めた学校給食を行っていくのかについて、2点目に質問を行います。

3点目は、学校給食の民営化による調理業務などの民間委託、また業務請負について公的責任が負えるかという問題であります。これは、全国的にはPFI方式によりまして過大な見積もりとか、15年、20年、30年という契約、こういう中で町の持ち出しも含めてが多くなるということなど、また調理業務など含めて町からの指導を行う場合に、直接、また文書によっても、調理業務について自治体からの指導はできないということなどもありますように、請負業務との関係で偽装請負が民間委託をした場合に生じてくるということなども指摘されてるところであります。そういう点で、このPFI方式で学校給食を運営していく、また調理業務に対して責任を負える立場であるのかということを含めて、3点について質問を行います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

田川議員のご質問にお答えします。

学校給食センターの建て替えにつきましては、今までも議会で何回か答弁をさせていただいてるところでございますが、ただいまの質問におきまして、民間委託は結論出てないじゃないかというご質問ですが、平成22年度の検討委員会では、執行部あるいは議会が決められることに検討委員会が具体的に結論を出すべきじゃない、表現をやわらかくしようというご意見が出されまして、民間委託は時代の流れではなかろうかという表現にしております。ですから、一応結論は出ているわけでございますね。民間委託は時代の流れではなかろうかと。

それから、2点目の保護者に説明会があつてないじゃないかということですが、学校給食運営委員会を例年、年度初めと年度終わりにしておりますが、このときに校長6名、PTA会長6名全員参加しました席で、私の方からもご説明いたしますし、給食センター建設の経過報告並びに問題点、質問等を受けておりまして、了解を得ているものと思っております。具体的には、建設準備室長がおりますので、建設準備室長がお答えをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問でございますが、1点目の食育の立場から公設公営で行うべきではというご質問でございますが、安全・安心な学校給食を提供するということは、最も重要な町の基本的な責務でございます。これは、公営、民営などを問わず、町として児童・生徒の食の安全と命を守らなければならないという責任がございます。PFI事業のBTO方式で学校給食を提供することになりましても、要求水準書等に明記いたしまして、学校給食の安全性を確保することとなります。例えば、学校給食の安全性に最も注意を必要とします調理業務等においては、センターに現行どおり責任者を配置し、引き続き献立作成や衛生管理、食育及び物資の調達や検査などの安全の確保は、町が今までどおりと同じように行うこととなります。食育とは、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てていくということでございますが、現在も行っております子ども料理教室や親子料理教室は変わらず実施するように計画しておりますし、栄養教諭による給食時間を利用した食育活動も変わらず実施していく予定でございます。これらのことから、1点目の学校給食センターを公営で運営しても調理業務を民間委託にしても、学校給食の安全性と食育に関しましては変わらないものと考え

ております。

2点目のご質問でございますが、学校給食衛生管理基準等から見ても公設公営で行うべきではというご質問でございますが、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準は、調理業務だけではなく、施設設備面においても食材の動線が交錯することのないようなドライシステムによる運用を定めております。具体的には、調理作業区域を汚染区域、非汚染区域、その他の区域に区分された施設とするようになっております。また、学校給食の衛生管理は、HACCPの考え方に基づくものとしております。HACCPとは、調理業務におきまして温度管理をして食中毒を防止するというような考え方でございますが、調理等の委託を行う場合も学校給食衛生管理基準の対象となることが明記されております。公設公営、民間委託を問わず、遵守しなければいけないということになっております。昭和61年に出されました旧文部省からの通知のありました学校栄養職員の職務内容についてでございますが、食に関する指導や学校給食管理業務はPFI方式になっても町で対処することになりますので、支障がないものと考えております。

3点目のご質問でございますが、調理業務などの民間委託や業務請負で町の公的責任が果たせるのかというご質問でございますが、PFI事業で学校給食センターを整備運営することは、学校給食事業を民間化することではございません。PFI事業は、民間のノウハウを活用し、公でできるところは公で行い、民間でできるところは民間で行い、官民一体となって行う事業でございます。調理業務の民間委託につきましても、現在のところ、粕屋地区の給食センター、これ2カ所ございますが、粕屋町と古賀市でございます。と給食調理場25カ所ございますが、その中で町直営の調理場は粕屋町だけでございます。これからの学校給食運営において、学校給食衛生管理基準の遵守やHACCPの導入、ドライシステムの調理、アレルギー対応食の提供などを実現していく場合、民間のノウハウの導入が必要でございます。学校給食事業をPFIのBTO方式で行う場合も、町は給食センターに責任者、栄養士、事務職員等を配置し、引き続き献立作成や衛生管理、食育及び物資の調達、検査などを行い、責任を有するものとしておりますので、公的責任は果たせるものと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

学校給食検討委員会で民間委託するというのが決められたということについて教育長のほうから説明がありました。しかし、この文書で先ほど言われましたよう

に、緩やかな形で書かれてるということはそのとおりでありますけど、しかしこの報告書の中で私も前回一般質問でも言いました。特に、今の学校給食センターが古くなっておるので、本来自校方式でやっていく方向が望ましいということは言ってるわけですね。そういう中で、親子方式にするのか、自校方式か、センター方式かという問題があるかと思えます。そういうのは全く受け入れずに、民間に委託するというふうに決められてるというふうに今の教育長の答弁では受け取りました。

しかし、私は、子どもたちの給食、どのように今後行っていくか、一番の問題はウェット方式が保健所も含めて問題であると、文部省のそのように指摘もして、時代に合わないと、いわゆる伝染病、O157とか、いろんな食中毒とかも生まれてくると、これをドライ方式にしろというのがあったと思いますね。そういう点で言えば、初めから民間委託ということが時の流れのように言われてるというのは、これは国がそういう立場で指導することを強めているわけですね。結局、このPFI方式を全国の公共事業含めて、道路など、いろんなところにこの方法を使って、大企業、そういうゼネコンを含めたという金融関係の儲けの場として提供するというための法律から始まってきてるというふうに思うんですね。そういう点では、本来ならば、やっぱりそういう民間じゃなくて、新しく立て直して、私も久留米の給食センター行きました。立派な建物で、非常にああいうドライ方式で衛生的な管理されたところで給食がつくられるというのは、望むところありますよ。しかし、そのお金がないからというところからこういうふうに切り捨てられていってるというのが私は、何度も言いますが、保育所の問題でも民営化の問題が出ましたし、公共部門をどんどん派遣会社とか、そういう非正規雇用を入れていくということで節約していくというようなことが強められてるということから来てる問題だというふうに今思うんです。

私は、そういう点では、この給食センターを建て直すという点で、先ほども言いましたように、町の基金も含めて、そして今回改めて私は3月議会でも提起しましたように、国の交付金で今町が事業をやっていくのに前倒しで、そして今後それが町の財政として残していけるものとして生まれてくるという、この経済対策の交付金を使って、それを使うことによって出てくるのをこの給食センターのほうに宛てていくということに思い切ってやるべきだということがあるということです。それは、15年契約を今度の場合しているということを出されてます。これが30年、耐用年数含めて、そういう建物にしていくことも含めてあるでしょうし、また必要な場合は修繕改修していくこともあるでしょうけど、町としての建物として利用できる、また災害時などの炊き出しなどにも臨機応変に町として対応できるような施設としてやっぱり建設していくべきだというふうに思うんです。そういう点では、こ

これは町長のほうになるかと思いますが、この緊急経済対策交付金のお金を使って事業を行った分のものを町として給食センターのほうに宛てていくということの考えについて見解を求めたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

緊急経済対策があったからこそ、中学校、小学校の大規模改修が交付金事業で後で返ってくるということで、大変軽くおさまっておる、大変ありがたいことだと。今、町の財政というのは大変逼迫しております。ご承知のとおり、公債費比率も18%を超えてると、県の借金、国の借金をするにしても、今は県の許可がなければ起債ができないという状況でございます。そういう中で、田川議員のおっしゃることもわかりますけども、やはり今からは、公でやるべきことは公、民でできることは民でというのが今からの行政の基本だろうと思います。そういう中で、先ほど教育長並びに教育次長のほうからもお話ししましたように、民が建てたからといって、民が運営するからといって、町は責任持ちませんということではありません。これは、民も公も共同企業体ですから、一緒にその責任をとるということでございますから、私の考え方は民でできることは民でということで、給食センターはPFIを取り入れた事業で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今の町長の答弁との関係でいえば、いろんな公共施設の建て替えなどを含めて、国からの補助金とかそういうものを使ってやれるものはやるけど、しかし、そうじゃない分は難しいということをおっしゃったと思いますが。これは、町営住宅も含めて、保育所の問題も含めて、国が補助金を出さない問題についてどうしていくかというのは、今度計画を立てて、今後の公共施設についてのアセスメントをつくってやっていくということも言われておりましたので、そういう点から見ても、そこに予算としても振り向けて施設を維持していくと。建て替えも含めて計画的にどうするかというのを急いで立てて、提案してもらいたいというふうに思います。本来ならば、これは18年にこの学校給食建て替え問題が出たわけですから、そのときにそういう計画も含めて示していくべきだというふうに思うんですね。いつでも、いろんな公共施設問題のときに出てくるのは、もう形ができ上がって、その一定年数が

たつて、もう仕方ないと、建て替える緊急性と、そしてお金がないからもう民間に頼むというような、そういう方向も見えてくると思うんですね。そういう点で、国からの、そういう国に対しての問題も含めてを、補助金制度などを含めてもとに戻るようにしていくような政治が求められるというふうに思いますけど、町としても独自にそういう計画は立てていくべきだというふうに思います。

それと、もう一つは、学校給食施設整備について、教育長のほうからこの制度を使っての給食センターの建て替えを、基金も含めてですが、考えていくべきだということで提案いたしましたけど、これについてはどういうふうな認識におられるのか、答弁求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

僭越ですが、質問の意図よくわからないので、もう一度再質問お願いします。

◎7番（田川正治君）

学校施設環境改善交付金、これを使って事業を行っていくというのが出てるわけですけど、これは規模的にどのくらいのものまでが使えるのか、またこれ全くもう使えなくなってるのかということについて説明を求めたんです。これは、前これを使って学校給食の建て替えの問題のときに、次長がこういうのも使ったやり方もあるというふうなことを答弁されておりましたので、それについてどういうふうになったのか、全くだめなものかということも含めて。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

建設準備室長に答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまの質問でございますが、PFI事業におきましても学校給食センターの交付金を国のほうからいただけますので、公設公営でするにしても、PFI方式でするにしても、交付金の活用は同じでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

実は、今度の町のほうから出したこの学校給食の民活手法導入可能性調査、2月26日の報告書について、質問を関連してしたいと思います。

これは、私もこの15年間で契約をして、そして総額61億7,000万円で毎年3.8億円から4.5億円、38年度まで、この支払いの契約でSPC、特定目的会社に対して支払っていくということが載っております。これとの関係で、一番最後の資料につけてあるのがありまして、これが私は初めどういう資料なのかちゅうのがわからなくて調べてみたんですけど、結局この資料は、まず誰がつくられたのかというのを、委託した会社のほうがつくったのか、町がつくったのかということについてまず、答弁を。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

準備室とコンサル会社で共同で作成しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

そしたら、この内容についてですけど、私この作成されたVFM算定結果表を見て問題があるというふうに、この算定の仕方がですね。結局、VFM算定を少なくすることによって、これをPFIでいくか、いかないかというようなことなどを含めて決めるという指標になっているわけですけど、この指標の中で問題なのは、PFIのLCC、金額内訳、難しいんですが、これPFIでやるということを書かれとるんですけど、この中に、支出の中に支払い利息、SPC借入金金利、割賦金金利、SPC管理費など、損益税引き後というのを合わせたら3億2,500万円ぐらいあるんです。このお金がこの評価として算定するのに入れることについては問題ないかというふうに思うんですが、それについてどういうふうに判断されたのかどうかについてですね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

VFMの算定につきましてでございますが、一般的にPFI事業で公設公営で行った場合と、民間の手法を活用して行った場合、これを項目別に試算いたしまして、トータルでどちらが費用がかかるのか、これは建設を含めて運営15年間を基本として算定しております。今、ご質問されました利子等に関しましては、当然民間資金のほう起債よりも高いわけございまして、そういうふうな数値にはなって

おりますが、あとランニングコストですね、そういうところとか人件費等がPFI民間と一緒にやったほうが安くなるというような形で、トータル的にPFIのほうが安くなるという結果でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、後でまた資料を提出してもらったらいんですが、もう一つは、この15年における支払いの計画なども含めてが、本来銀行金利を含めてが出されて、そして民間でやるというのと町で起債を立ててやっていく場合とのどういう違いがあるのかと、金額的、この25年間の間の負担といいますか、それと町で持ち出す分の金額はどれだけの違いがあるのかという比較表も含めてがないと、こういう形でVFMの算定の基準、それも先ほど言いましたように支出されるべきものでない、会社に対して、特別目的会社というところに支払う分のお金を含めてここに載せること自体が、私はこの収支の関係については問題ではないかということも含めてあるわけですが、いずれにしても、これから先の計画も含めて出されていかないと、何か民間からのお金を使って、そしてそれで安くできるということだけで判断をしていくということになりかねないというふうに思うんです。本来は、その15年とか30年の期間をもって、そしてこの先ほど言いました交付金、このお金を使ったり、それとか起債なども含めてやって、そして利息を安くして進めていくというふうなことなどもあるわけですね。あと、滋賀県の病院の場合の破綻したのが言われてましたけど、ここは銀行から出す、銀行に払う利息は起債のほうが半分で済むというようなこともあって、何で銀行利子の高いのを使ってやらなければならなかったのかというようなことなど含めて、わからないままもう決めてしまったというようなことが問題として指摘されておった点もあるわけです。そういう点では、この今後の支払いの関係も含めて、もう少し資料を出していくようにしてもらいたいということがあります。その点についてはいいですか、資料提供。

◎議長（進藤啓一君）

資料の提供がよろしいかということのようです。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

よろしいです。

◎7番（田川正治君）

それと、この給食センターの問題について、全国的にはまだ町では1カ所、私も一般質問で何度か言ってきましたけど、一カ所しか実施をしているという状況じゃ

ないんです。福岡県でも、久留米市、そして九州ではあと伊万里市、それしかPFI方式での事業導入というのはやってないんですね。今度福岡市が導入計画というようなことが言われているわけですが、いずれにしても、全国的にはこのやり方が非常に問題が起きて、そして破綻してるという状況が生まれてきているということでありまして、そしてもう一つは、国の文科省のほうの川端、当時の大臣が、行革でいろいろな施策が取り入れられるが、少なくとも学校給食の役割を損ねるまで合理化するということは本末転倒だということとか、群馬県の高崎市の市長は、自校方式はお金かかるかもしれないが、豊かな食事によって豊かな心、人格が形成され、21世紀を担う子どもたちの人格形成のためならば教育費の増加は未来に対する効果的な投資と言える、子どもへの投資はもったいないと思わないというふうに発言をしておることなども出されて、報道されておりました。そういうことから見れば、PFI方式というのが全て、100%うまくいくというものではない。ただ、そのお金が町がないから、それに託してるというようなことでしかないというふうにするんです。そういう点では、町の立場で、責任で、この財源問題も含めて検討することを求めて、次の質問に行きたいと思います。

次は、国民健康保険税について質問いたします。

国民の3割が加入してる国民健康保険についてです。国民健康保険税については、市町村が運営する国保は、ほかの医療保険に加入できない人たち全てが住民に医療を保障するという制度であるわけでありまして、しかし政府は、国保は助け合い制度だから、負担しない人は参加できないということで制度改悪を正当化して、県の広域連合などにもしていくというようなことを言っているわけでありまして。しかし、今の国保では、助け合いと相互扶助という内容はなくて、戦前、農山村から憲兵などを算出するためにこの施策が行われたという、そういう国庫補助もない、そういう互助制度からこの国保というのがあって、そのときは助け合いという点が非常に強かったということが言えると思います。しかし、戦後の昭和34年に施行された新国保法第1条では、社会保障及び国民保険のための制度として規定しておりまして、第4条でその運営責任は国にあるというふうに明記しております。まさに、憲法25条に基づく社会保障制度の根幹であると思います。お金がないから制度から排除するということがあってはならないと思います。

ところが、この粕屋町の国民健康保険税は福岡県でも上位にあって、高い保険料、この糟屋地区内で6町では一番高いという税金になってます。平成23年度の町の指標を見ますと、給与所得400万円世帯で子ども2人の40歳代、4人家族世帯で60万300円の国保税、これは2カ月分の給与に値するほどの負担になります。まさに、担税能力を超えた国保税になっております。また、粕屋町の保険税で他町より

負担が大きいということで、この保険の内容として、医療分の均等割、これが他町と比べて高いというのがあります。均等割というのは、被保険者、ですから人头割でかけられるものになりますので、子どもが多いところにはこの負担が大きくなると。粕屋町は2万7,000円、篠栗2万2,000円、志免町2万500円。この均等割を引き下げるといっても含めて、国保税の1世帯1万円引き下げということが非常に大事だというふうに思う。そういう点では、所得割の問題だけじゃなくて、この医療部分も含めた制度を変えていくことが負担をなくすための大きな問題じゃないかというふうに思っています。

町長も、3月議会で私の質問に対して、この保険税は担税能力を超えてるということを書いて認めておられますが、しかし1万円引き下げれば町の負担が増える、広域連合になって、全県的に同じ保険税でやったらいいんじゃないかっていうようなことなど、言われました。しかし、保険税が高くて、全国的には払えないで病院にもかかれなくて、そして症状がひどくなって亡くなるということなども生まれてるということなどがあります。この1世帯1万円引き下げということと、均等割の掛け率を下げっていくということについてですね。

それと、もう一つは、2つ目は、減免条例の問題であります。この減免条例は、町として今制度が国に応じた法定減免の分は、町として今あるわけですね。しかし、この条例減免、福岡市でもこの減免制度を市として、自治体としてつくっておるわけです。それは、所得が減収した人に対しての減免制度としてあります。福岡市では420万円以下、今年度の見込み所得金額の場合は、その所得が前年に比べて30%以上減少すればということについてのこの所得減免制度があるわけでありませう。粕屋町でも、このような所得減免に対しての軽減制度が必要だということでもあります。

3つ目は、この納入率の問題があります。納入率については、国保税が毎年今80%台というのがここ10年間続いてきております。22年が85.02%、23年、86.67%ということで90%以下、1万人から5万人までですかね、何か資料としてちょっと目を通したときに書かれてあったのは92%までが一つの目標値ということになってたようではありますが、いずれにしてもそこまで行かないと国からの調整交付金が減らされるという状況になってるということで、町の国保財政に負担がかかるという状況になってきてるわけです。これが一人一人の国保税に影響してきてるというふうに思います。そういう点では、国保税を引き下げることからこの納入率を引き上げていくというような、そういうことも含めて、国からの調整交付金が減らされてるのがどのくらいあって、これが92%のこの国の目標値より増えて納入ができた場合は、その分が減額されなくて済むわけですから、そういう点も含めて町

としての国保財政の健全化という点も含めて、考えていくべきだというふうに思います。

以上、3点について答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、田川議員のご質問にお答えします。

この1万円の引き下げについては、さきの議会でもご要望がありました。今の国保の状況は、議員自らご存じのとおり、大変厳しい状況でございます。今年度も、24年度も9,400万円の繰り入れを行っております。これは、保険税のさらなる引き上げをとどめるための策でございます。なお、単年度赤字についても、それでも2,562万円ほどの単年度赤字でございます。今までの累積赤字は2億3,118万6,000円ほどになっております。そういったことから、非常に今1万円の引き下げは大変厳しい状況でございますし、これ3月議会でもお話ししたと思っておりますけれども、今広域での運営が議論されております。そうなりますと、各自治体での国保の赤字を0にして、した段階で広域にしようという話でございます。ということになりますと、年間1億円を超える繰り入れをしていかないとこの赤字解消が、累積赤字の解消もできないのではないかとというふうな状況でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、国民健康保険税の負担軽減のための地方での減免条例の制度化についてでございますが、今現在減免条例はございます。これに沿って減免をしているところでございますし、なおかつ分納なり、いろんな方法でその対応をいたしておるところでございます。

それから、3の国保税の納入率が低い、徴収率が低いことから、国のペナルティーをかけられておるのではないかとというご質問でございますけれども、これは市町村国保の広域化等支援方針を作成をしている都道府県、これは福岡県はこの作成をしております。しておる県については、このペナルティーは課されていない。これは、平成22年度からこの支援方針を策定しているため、県が市町村国保広域化等支援方針を策定をいたしておりますので、22年度からは粕屋町は、収納率が低いことでのペナルティーは受けておりません。

それから、国保税の収納率を引き上げるべきではないかと、これも私も全く同感でございます。そういった中、今既に幾つかの古賀市、それから篠栗町が取り入れておりますファイナンシャルプランナーという制度、これは民間のほうに委託してやるわけですが、これはただ税金だけを取るということでなくて、その家庭の

全体の生活設計を見直してその家庭の生活を壊さないように、なおかつ納税をしてもらえるというプランナーをできるだけ早い段階で取り入れて、非常に高額な滞納のある方等々にこれを適用をしていきたいというふうに思います。できるだけ早く、次の機会ぐらいに委託あたりを補正でも上げさせていただきたいと思います。これは、国保だけじゃないです、全ての徴税についてでございます。

以上、大半をご期待に添える答えができませんでしたが、事情をご賢察いただいて、ご理解をいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

減免制度の問題については、これは町にあるということと言われておりましたけど、この中に、先ほど私見ましたが、所得減少に対する減免というのがないんです。結局、災害とかいろんな倒産とか、病気とかいろんな制度の分の適用の内容は書かれておりますけど、その他の事情ですか、そういう内容の中にそれが含まれるのかどうかというのがありますけど、そうであれば、そうでなくても、所得が前年度より今の時点で減るとかというような人たちは、保険料を払うっていうのが難しくなるということになるわけで、それについて先ほど言いましたように、福岡市の場合は、その制度が今つくられて適用されてるということがあるわけです。そういう点で、減免制度が全くないということを私は言ってるわけじゃない。それは、国の法定減免との関係も含めて町でつくらないかん。去年、おとしですかね、それを条例化されたのはありますので、それは大いに活用しながらやっていかないかんというふうに思うんですが、私が言ってるのは所得減少の問題についての緩和措置、そういう減免制度が必要だということを言ってるわけです。もう一度、答弁。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

福岡市のほうの今のお話になった状況、実態等も調査いたします。そして、それはうちに取り入れられるものであるのかも検討させていただきたいと思いません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

以上で私の質問は終わるようにしたいと思います。

最後に、国保税の問題もそうですが、学校給食の問題でもそうです。いずれにしても、町の予算との関係で、どこに町民の立場に立った予算編成をしていくかという、そういう立場の問題ですね。限られた予算の中から計画も立てて、そして必要なものは今から、例えば高齢化の問題も含めてあります、そういう公共施設の問題もあります。国保税での問題でも、今後どうなっていくかという点では、今国の制度で今まで来てた交付金の関係が、補助金が50%だったのが25%になったということから来る、全国的な国保に対する町の運営が難しくなってるということが基本にあるわけなんですよね。そういう点では、国の施策も含めてあるわけですが、今後そういう町民の立場の福祉を向上させていくという立場からの予算編成を努力をしていただくように提案をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

(7番 田川正治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

2番川口晃議員。

(2番 川口 晃君 登壇)

◎2番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号2番、日本共産党の川口晃です。

今年4月の粕屋町議選に10項目の公約を掲げて挑みました。今から4年間、これらの約束を実現するために頑張っまいりますので、よろしくお願いします。

今日は初めての一般質問ですので、緊張でいっぱいです。とりわけ、新人の中でトップバッターですので、よろしくお願いします。町執行部のよりよい回答を期待しまして、一般質問に移ります。

一番最初に、粕屋町西部地域の交通問題について4問用意しています。順次質問していきたいと思ひます。

まず1番目は、篠栗線をかさ上げして踏切は立体交差にという問題です。

篠栗線の踏切は、柚須駅から原町駅までの間に7カ所あります。そのうち4カ所は、私の地元柚須区にあります。上り線が柚須駅に停車しますと、4カ所の踏切は一斉に遮断機をおろし、自動車等の通行は全部とまってしまいます。朝夕のラッシュ時はひどいもので、広田二又瀬線を始め、南北を走る町道も数珠つなぎの状態になります。私は、立体交差にする必要性について、3つの角度から意見を述べてみ

たいと思います。

1つ目は、踏切は非常に危険であるということです。私は、小さいときから幾度となく、列車と車などの衝突事故を見てきました。私が柚須区長をしていた最後の年でしたか、篠栗線と町道の釜屋箱崎線と交差する踏切で高齢の女性の事故が発生し、尊い命が失われてしまいました。また、今年のちょうど今頃か7月頃でしたけども、こんなことが起こりましたので、言ってみたいと思います。私たち日本共産党は、柚須駅付近で1カ月に1度、午前7時半から8時10分頃までビラ配り等の宣伝活動を行なっています。私は、踏切の北側の東側の歩道のところでビラを渡していました。遮断機がおりて、原町方面から電車が入ってきました。遮断機の方で何か白い物が動きました。その方向を見ますと、若い40歳ぐらいの女性が電車に向かって歩いてきました。踏切の中を進んでいったのです。私は、身も心も動転し、凍ってしまいました。横にいる車の運転手も茫然としているようでした。私はとっさに、危ない、止まれ、外に出ろなどと叫びました。幸い、女性は電車の1メートルぐらいで止まりました。電車は、後ろ2車両ぐらいがスーッと通り過ぎて、その女性は命は助かりましたが、そういう感じでした。幸い、女性は止まったんですけども、私はもう心臓がとまるような感じでこの光景を見ていました。事実は小説より奇なりと言いますが、何と命を粗末にする女性だろうかと思ったんですけども、そうじゃないかもしれないですね。彼女の置かれている存在が、悲しく私は思いました。やっぱり、遅刻したくなくて入ったのかなというふうに思いました。踏切の立体交差っていうのは、人命を守る意味でも大事なことはないかというふうに、まず最初に思います。

2つ目は、交通渋滞の解消の問題です。3月議会で、安川前議員が福岡東環状線以西の交通問題について言及しています。福岡東環状線が開通しますと、交通量は格段にふえます。内橋区だけでなく、柚須区も、乙仲原西区も同様です。生活道路にも車が進入してきて、非常に混雑を来すと私は思いますが、これらの解消のためにも篠栗線の踏切の立体交差は不可欠なものではないかと、そういうふうに思います。

3つ目は、篠栗線と福岡東環状線の立体交差位置での篠栗線のかさ上げの高さが聞いたところ、4メートルか5メートルぐらいの高さだと聞いています。また、その工事をするために粕屋西小学校のプール付近まで複線の工事がされるんじゃないかということも聞いています。それだったら、吉塚駅のほうもかさ上げされて、柚須駅近くまで高くなってきています。須恵川に現鉄橋より4メートルから5メートルぐらい高い橋をかけて、そうすれば立体化も可能ではないかと思えます。乙仲原西区や柚須区を置き去りにしないで、この際の一斉に吉塚までかさ上げしてほしい

というふうに思っています。こういうことは一朝一夕で進むような問題ではありませんが、西部地域の住民として、粕屋町当局としてはこの問題についてどのように考えてあるでしょうか。何か見解があったら述べていただきたいというふうに思います。

町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えになるかどうかわかりません。大変親身に地元の柚須駅に立っていつも状況を見てあるということに大変感銘し、敬服をいたします。

この柚須駅については、当初柚須駅をつくったときには3,500ぐらいの乗降客でございました。今は5,200人、これは長者原駅に次ぐ乗降客の多さでございます。そういった社会の情勢の変化、それから特に福岡市のほう側に高層マンションが、工場が閉鎖して次から次に建ちました。それで、粕屋町の駅か福岡市の駅かわらんような状況になっております。一時、高尾木材の用地を買収をして柚須駅の改良を考えた時期があったようでございますけども、用地の相談がかなり進んでおったという話は聞きますけども、何か途中で断念されたといったことで、大変今この柚須駅を改良しようと思えばもう上に上げるしかない、か場所を変えるしかないといったような状況でございます。

それと、東環状線の工事が、今用地買収をしております。これは外環状線とつないで、まず201号バイパスまでを結ぶというものでございますけども、そこには九大農場もございます。西小学校もございます。これは、道路がアンダーパスで通ります。質問者のおっしゃるとおり、4メートルから5メートルほどの上に列車が通るといことになるわけですが、これを吉塚まで高架というのは、とてもとてもこれは、市街化の開発とか、そういった大きなプロジェクトの中であればできないことはないと思います。これを福岡市がやったようなですね。それで、今の段階でそういった高度なことは、ちょっとできかねるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そういう、町だけではなかなか難しいということですが、どういう方法が考えられますか。いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、今申し上げましたように、全体的な市街化の区画整理事業とかでやる以外にないと思いますけど、とても粕屋町の力ではとてもとても、これはJRはお金出しませんから、町の方でその負担をするというになりますから、ちょっと非常に難しいかなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

なかなか難しいという答弁ですが、いろいろ今からこれを解決していくために、私も頑張ってみたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目は、柚須駅の改築の問題です。柚須駅は、1988年4月に開設されましたので、建設されて25年と2カ月になります。昨年5月ごろ、ミヨリ緑道に駐輪場をつくるために、粕屋町の職員さん方が朝早くから柚須駅前などの通りの歩行者と自転車の通行量を調査されています。午前6時から9時までの3時間で2,189名の方が通行しています。その大半、約2,000名の方は柚須駅を利用している乗降客だそうです。これは、粕屋町にあるJR駅の中では長者原駅に次いで2番目に多い駅になります。恐らく、1日の乗降客は、さっきおっしゃったように5,500名ぐらいですかね。私たちの推定と大体同じぐらいですね、そういう感じです。ミヨリ緑道に昨年度実現しました、昨年度といっても今年になりますけどね。駐輪場も満杯で、私が見ました6月4日の午前10時半頃では、駐輪場の南側の緑道の自転車通行用のベルトがありますね、そこまで自転車がありました。48台ありましたね。それで、自転車通行用の通路がもう塞がれた状態になっています。駐輪場が新設されて以降、それに誘発されたように自転車がどんどんふえてきました。

それから、もう一つは、駅構内の安全の問題もあります。直接は、これはJR社の問題だと思うんですけども、駅のホームが狭くて、快速電車が走りますと風圧で吹き飛ばされそうになります。また、数年前のことですけども、柚須区の婦人会の会員さんの娘さんが、体の不調で意識が薄れて線路に落ちる事故も発生しました。すぐ、男性の若い2人が線路に飛びおりて救出したということも聞いています。転落防止の柵も今ありません。安全面での危惧の念を抱かざるを得ません。原町駅や伊賀駅のように駅前広場もあり、待合室もあり、十分な駐輪場も有する駅に改築しなければ、こういういろんな問題も解決しないのではないかと思います。そ

して、名実ともに粕屋町の西の玄関口としてふさわしい駅にしてほしいというふう
に、私だけでなく、柚須区の住民、乙仲西の人達もそうでしょうが、思ってると思
います。費用は相当かかるし、そう簡単に土地の買収も進まないと思いますが、ど
ういう見解をお持ちでしょうか、さっき述べられたことも含めて。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

最初に若干触れたと思います。前高尾木材さんがまだ材木屋さんで製材所であつ
たころ、この柚須駅の改修問題について前議員の川口學議員から提案をされまし
て、かなり当時の小池町長も前向きな動きをされておったんですけども、用地の話
がうまくいかなかったということで、今の状況になっております。もう今の状況で
は、今ある駅をどうこうするという事はちょっと難しい。もう場所を変えるしか
ないかなという状況でございますが、これはもう長者原駅をつくったときは
エレベーターをつくりましたけども、あのときは乗降客が5,000人以上でないとJ
Rの方はエレベーターをつけないとか、そういったものがございました。今は、こ
れが緩和されて、1日当たりの乗降客が3,000人以上の駅でありますと、早期にバ
リアフリー化の必要がある駅というふうに認定をされるそうでございます。とい
うことから考えれば、これはJRの責任のもとで、駅の構造上や地形上の課題は多く
ありますけども、現在JR九州のほうでその改良に向けた整備計画が検討されてお
るということでございます。

以上、よろしゅうございましょうか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

今、いい話を聞きました。私たちも期待しております。何かいいいろいろな案が
出てきたら、私たちにもすぐ報告してください。住民の方に私も報告します。

続きまして、3番目の質問に移ります。

柚須駅近郊の道路の横断歩道の問題です。私は、柚須区長のとき駅東側道路、三
級町道筒口中溝線という線です、の居酒屋ウエスタン側と駅側とを結ぶ横断歩道
と、柚須駅の北側の三級道路、これ唐臼一線という線と一級町道釜屋箱崎線がぶつ
かるところに横断歩道を幾度も要求しました。いまだ実現しません。昨年、粕屋町
議選に当たり、私達は住民アンケートをとりましたが、痛烈な苦情の回答がありま
した。私がよく知っている人だろうというふうに思います。本当に心配してあるの
で、ちょっとアンケートの部分、アンケートに回答がありますので、それを読ん

でみます。

柚須駅前に横断歩道、信号機をつくってください。朝夕の通学、通勤ラッシュ時に道路横断するときに、毎日危険な目に遭っています。町民の安全・安心を第一に考える行政であるならば、いまだに横断歩道がつくられないのは怠慢だと思います。ずっとあって、事故を起こしたら行政を訴えたいと思いますと書いてあるんですが、この人はそういう人ではありません、真面目な人です。それほど心配しているということです。横断歩道をつくるっていうのは公安委員会の仕事とか何かというんですけども、どういうふうになってるのか、役場の方でつかんでおられれば回答をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この今の3番の問題については、都市政策部長が具体的な答えをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

ただいまのご質問ですが、まずあのさっきお店の名前も出ましたが、駅とウエスタン、店舗等ですね、結ぶ方向が一番人が渡る回数が多いということでございまして、これは本来、協働のまちづくり課が公安委員会とお話をしているところで、総務部なりがお答えするべきかとわかりませんが、私がお答えをいたします。

踏切等との間隔が狭くて、もしそこに横断歩道を引いたとすれば、東区側から来る車両が2台、3台しかおさまり切れなくて、踏切上に停車する恐れがあるというような理由でもって、これは粕屋署のほうはここには厳しいと、引くことは厳しいと。しかし、先ほどありましたように、駅と、以前からの日章工業です。現在は名前が違うかもしれませんが、日章工業側に引いて、最終的にミヨリ緑道につながるということは、2本の横断歩道でもってつなぎ込むようなところにつきまして、そういうことができないかという相談をしております。この件につきましては、当然相手もあります。待機場所が現在はありませんので、新たにこの倉庫といいますか、工場内の用地の相談とか物件の補償なりの経費が必要となっております。この件につきましては、場所についてとか今後の町の予定といいますか、その辺については協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

幾らか前進したようですので、期待をしながら見守っていきたいというふうに思っています。

交通問題の一番最後、4番目の一級町道12号釜屋箱崎線の道德信号から四軒屋信号までに歩道の設置をということに、こういうことです、問題です。

この道路は、古くから柚須区やこの地域の住民から使われている道路で、この道路を拡張するに当たっては、柚須区の区役で完成されました、もう数十年前です。馬車でボタ山の石炭殻を運んでつくった道なので、地域の人にはなじみのある道路です。通行量も多く、周りに工場や倉庫が多いせいか、不思議と大型貨物が昼も夜も通ります。夜眠れないという苦情も出てきたりします。車同士が離合すると、歩行者や自転車通行者は非常に危険な状態になります。それで、歩行者や自転車の方が県道の605号線ですかね、そこに出るときは迂回路を利用するよう進言する看板を取りつけています、非常に危険だということで。近くの居住者の人は、自分の敷地を分けてやってもいいから歩道をつけてほしいと強力な意思を私に示してくれました。残念ながら3年ほど前に、この方亡くなられましたけども。私が柚須区長をしていましたとき、幾度も要求の申請を出しましたが、これ困難を来しています。今、道路西側の2カ所にマンション建設計画があります。今が歩道をつくる絶好のチャンスだと思いますが、どうでしょうか。政府は、危険な道路や耐震化されていない橋などの改築を進めるために使える予算を組んでいると聞いています。例えば、地域の元気臨時交付金とか、何か防災安全交付金とか、何かそういうものを使って早急に歩道はつくれないものでしょうか。ご回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

町道12号線釜屋箱崎線の、これは四軒屋から道德信号の間と思われます。現在、今大変通行量も多くて、特に倉庫関係の大型の車両が多いところがございます。現在、歩道をつくりますとすれば、車道のほかに幅員が必要でございます、この歩道の設置につきましては用地買収とか補償交渉、工事とか、それから当然工事費などが必要となってきます。今、少しでも、あいたと言っただけでも、土地が別の倉庫以外のものに転換をされる場合は、この際にできないかということだと思います。現在、九州石油ガスという会社が賃貸でもってマンションの建設を予定しております。今現在は、事前協議書が町にも回ってきたところでございます、お話をしましたところ、このマンションの住民の方も使うと。それから、近隣の方にも利用ができるような町道側に1メートルから1メートル20ほどの、長さ

して約60メートルほどの歩行者専用のスペースを予定をされております。

なお、その底地につきましては、これはその会社が持ったままの賃貸でございますので、建ぺい率とか容積率との関係もありますので、会社の所有のままでいくのか、町の方に買収の申し出があるのか、その辺は今後の協議と思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

柚須の方のマンションのところはそうなんですが、もう一カ所、乙仲西の側のマンションの方は出ていませんか。それはまだ聞いてないですか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

その情報は、私どもに届いておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

はい、わかりました。私たちの期待することほどではないですけど、そういう事情で少しでも歩道ができてくれば通行人も危険がなくなるので、いいかと思いません。再度、このことは努力してください。お願いします。

そしたら、次に移ります。

大きな2番目は、小・中学校に空調設備の取り付けをということに移ります。

15年ほど前、私が粕屋中学校のPTAの会長をしていたとき、学校に空調設備を取りつけてはどうかと先生方に言いました。その当時は、先生方は、生徒は鍛えなければいかんという返事でした。しかし、もう既にそのころは高校でも空調設備があったし、公共の設備にも十分空調設備がありました。考えが古いないうふうに思っておりました。昨年でしたか、那珂川町で画期的なことをしました。それは、那珂川町の小・中学校10校のうち9校に太陽光発電を利用した空調設備を設置しました。この件に関しては、昨年の12月議会で前議員でありました川口學議員が一般質問で質問してあり、粕屋町の学校教育課の職員さんも手早く資料を入手してあります。一応、検討されている様子なので、どういうふうに検討されたのか、お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現状をお答えします。

質問者がおっしゃるように、前川口議員の方から幼稚園とか幼稚園の遊技場とか、それから小学校の低学年の方に段階的にでもいいから、もう昔の基本と違う、私もそう思います。特に、コンクリートの中では、なかなか熱気が冷めない状況がございます。そういったことで質問を受けて、今年度幼稚園の2つ、中央幼稚園と仲原幼稚園の遊具室に今空調設備を、もう設置が終わりました。来年度は、残り西と大川に設置する予定でございます。あわせて、今那珂川町のお話ございましたけども、那珂川町の町長さんと私は、学校の先輩、後輩の仲でございます、よくその実情も電話等で聞いて、今度また4日も会うわけですけども、そういったふうなことで、来年度粕屋町も小学校の空調化について調査に入りたいと考えております。そういったことで進んでいきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。だめだったらもう少し質問しようと思ってたんですけど、少しいい回答が出ました。

私がちよっと調べたんですが、那珂川町では小学校2校、中学校1校の組み合わせで一番安い金額で落札されているのが、生徒数1,980人、学級数が63学級の組み合わせで消費税込みで1億6,716万円になってます。ここは、太陽光発電も一緒につけてやって、先進的な取り組みにしております。粕屋町に適用すると、粕屋西小学校、仲原小学校、粕屋中学校のこの3校の組み合わせで生徒数が2,052人、学級数が64学級ですから、ほぼこの金額ぐらいでいけるんじゃないかなと。年々、機械は進歩しますし、金額も安くできますので、もう少し安い金額でできるんじゃないかというふうに私は推定します。那珂川の共産党の町会議員の人がいらっしゃるので聞いたところ、何かPM2.5の対策が緊急な課題となっていると。そういう意味でも、那珂川町の町長さんは、もういいことをやったと、これは人に自慢できる政策だったというふうに言っているようなので、粕屋町としても早急にこの件に関しては取り組んでほしいと思っております。これは要望です。

それでは、最後の質問に移ります。

中学校卒業まで医療費を無料にという課題です。これは3月議会で、さっき言いました川口議員が、前議員が質問されたと思うんですが、この資料に基づいて再度私は質問したいと思っております。

まずは、昨年とりました粕屋町民に対するアンケートの要望欄に書かれている20代の女性の要望をまず紹介します。まだ引っ越してきたばかりで、あまり粕屋町のことはわかりませんが、あり得なかったことが子どもの医療費でしたと。前に住んでいるところは小学生まで無料だったのに、粕屋町は3歳から支払いは少しきついですと。子どもは病院に行く回数が多いので、小学生まで無料にしていれば助かります。それ以外は、今のところ問題はありませんと。粕屋町は、私は住みやすい町だと思いますというふうに、全体的には粕屋町のことは評価してあります。

そういうこと、そういうアンケートの回答もありますように、厚労省の調査を調べてみますと、子どもが病気にかかる頻度は3歳までが多く、その後は徐々に減少し、15歳から20歳までの医療費が、生涯で一番少なくなっているそうです。少し古い資料なんですけど、2011年4月の厚労省の資料になると、中学校卒業までの医療費は、入院無料の市町村が大体51.6%ですね、全国で。通院無料の市町村が37.5%です。この流れは、2013年度の今ではもっと顕著になっているんじゃないかと私は思います。

福岡県においては、子どもの医療費を中学卒業まで入院、通院ともに無料にしている自治体は、みやこ町、苅田町、築上町などがあり、今年度から行橋市も実施しています、主に京築地区ですね。入院のみに限って中学卒業まで実施しているのは北九州市、遠賀郡の各町ですね。それから、古賀市では昨年より18歳まで入院のみは無料にしていますね。それで、苅田町を例にとって試算してみますと、就学前の子どもの医療費は7,800万円で、うち2分の1は県費補助らしいです。小学生約2,000人、中学生約1,000人、小・中合わせて3,000人で医療費は6,840万円出費しているということです。粕屋町では、小学生が2,953名、約3,000人ですね。中学生が1,191人、約1,200人、合計で4,200人。単純に計算してみますと、苅田町の1.4倍になります。かかる医療費は、約9,500万円ぐらいになりますね。これに就学前までの医療費を合算すると、苅田町は7,800万円ですから1.4倍しますと1億920万円。そのうち、そうすると実際は、半額は県費補助になりますから5,460万円で済みますから、就学前と小・中学生の分を合わせると約1億5,400万円ぐらいになりますかね。これが多いか少ないかという問題がありますが、これだけ一遍で出すというのは非常に不可能なことですけども、粕屋町としては今年度は小学6年生まで、入院費の自己負担は最高5,000円ありますが、それ以上は補助を出されることになっています。しかし、そのことは大きな前進ではありますが、町の努力は了としますが、子育て支援というのは国の大きな施策になってますので、糟屋郡の各町の横並びも結構ですけども、粕屋町の独自性を発揮してよいのではないかなと思います

が、どうでしょうか。見解を聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

小学校まで医療費の無料化ということでございますけども、本年度糟屋地区で話し合っ、できるだけ医療関係は医療機関の混乱を招かないように同じ歩調でいった方がいいよということで、昨年1年間課長会の中でこのことについて協議をいただき、4月からこの制度が走り出したばかりでございます。入院のみ小学6年生まで、一部負担はございますけども、最高月5,000円といったことで、それでしばらくこの状況を見ながら、ご質問の趣旨は十分理解できます。今後の検討課題だと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

なかなか難しいということですが、全国的に見てどうなのかということですが、さっきの資料があります。中学校、まず卒業まで通院無料の市町村が、高校卒業までが0.2%、だから全国的には小学校卒業までが12.1%ですか。それから、中学を卒業までが37.5%で、合わせると49.8%が全国的には小学校卒業までは通院無料にしています。だから、これが2011年の厚労省の資料ですから、もう2013年度になってますから、全国的には小学校卒業までというのはもう50%を超してるんじゃないかと私は推察をします。新たな資料が出たらはつきりするんですけど、これは筑紫野市の共産党の議員さんが広報で流してるんですが、こういう資料をもとにするとそういうことです。だから、もう既に全国では、小学校卒業まで無料というのは、通院、それとも入院とも無料というのは、もう過半数になってるということ。子どもたちの学力は平均を上回れというて常に言うんですけども、やはりこういう福祉の問題も全国の半分にも及ばないってことは、ある意味では恥ずかしいことではないかというふうに思います。早急に糟屋郡内の町長さん、いろいろ話し合っ、少なくとも小学校卒業までは通院及び入院も無料にするように努力していただきたいなこと最後に希望しまして、私の質問を、今日は一般質問初めてなので、残り20分ありますけど、これ以上の体力はありませんので、この辺でと思います。

いい回答をいただきまして、きょうはありがとうございました。

これで終わります。

(2番 川口 晃君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前0時19分)

(再開 午後1時00分)

◎議長(進藤啓一君)

では、再開いたします。

1番木村優子議員。

(1番 木村優子君 登壇)

◎1番(木村優子君)

議席番号1番木村優子です。通告書に従って質問いたします。

今回が初めての質問ですので、わからないところや不手際があると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

早速、質問に入らせていただきます。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能になりました。東京の稲城市の介護支援ボランティア制度といえば、ご存じの方も多いと思います。その東京稲城市が、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望を平成18年に提出したことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕組みが検討された結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能になっております。

以下、3つ準備をしましたが、1つずつ質問を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1番目、粕屋町における現状を町長にお尋ねいたします。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因 清範君)

住民福祉部長からお答えいたします。

◎議長(進藤啓一君)

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長(水上尚子君)

住民福祉部長の水上でございます。

まず、第1項目の質問ですが、粕屋町における現状ということで、この介護保険制度によるポイント制介護支援ボランティア制度は現在のところ実施しておりませ

んが、介護予防ボランティアにつきましては、既に平成13年度からゆうゆうサロン介護予防事業におきましてご協力をいただいております、現在は約220名の方々にボランティア登録をしていただいているところです。特に、高齢者の方は、ご自身の介護予防のためにも参加されている方が多いという現状であります。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員、どうぞ。

◎1番（木村優子君）

今現状をお伺いしましたが、その中で2番目の質問、今度の課題についてお伺いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今後の課題についてでございますが、現在粕屋町におきましては、県内一低い高齢化率ではありますが、確実に高齢化は進み、独居高齢者や夫婦のみ世帯高齢者の増加と、また介護を必要とされる高齢者も着実に増えています。高齢者が元気で生活され、できる限り介護や医療が必要な状態に陥らないように、いつまでも生きがいを持って健康で暮らしていただくことが重要な課題であります。

そのために、介護ボランティア制度は意義ある制度の一つであります。導入に当たっての課題といたしましては、まずシルバー人材センタとのすみ分け、これにつきましては活動が重複するということで、そのすみ分け。それから、現在年齢に関係なくご協力いただいているゆうゆうサロンボランティアの位置づけ。そして、3番目に介護施設など、活動の場の確保。それから4番目に、各種ボランティア活動との整理などがあり、混乱を招かないよう十分な打ち合わせ、十分な検討が必要であると考えます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

現在の課題を何点か伺いました。私は、町民の方からお話を伺う機会がございました。その方は男性で、63歳になったとき、地域の役に立てばとヘルパーの免許を取得をされております。病院ボランティアを行いたいと実際に病院を訪れましたが、病院側から男性はちょっと、また後日必要なときにご連絡いたしますとの対応でしたが、その後何の連絡もない。また、ゆうゆうサロンを立ち上げようと思うが、ボランティアがなかなか集まらないといったようなお話も伺いました。高齢に

なったが、元気なうちは皆さんのお役に立ちたいとのそのお気持ちをうまく発揮できる環境をもっと整える必要性を感じております。

介護支援ボランティアポイント制度は、具体的には介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付。ポイントは、介護保険料や介護サービス利用料などに充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながり、介護予防にも役立ちます。まず、稲城市が平成19年9月から全国で初めて実施、その後東京千代田区を初め、粕屋町近隣ではお隣の篠栗町で22年4月より導入、福岡市も導入をされております。

ここで、先ほどもお答えをいただいたと思うんですけども、再度我が町におけるポイント制の導入についてどうお考えになられるか、もう一度お答えしてください。よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ポイント制度の導入についてでございますが、この制度は、介護保険特別会計地域支援事業として介護保険事業計画に基づき実施することとなっております。第5期介護保険事業計画、これは平成24年度から26年度でございますが、その中で計画の位置づけがありませんので、次期介護保険事業計画策定において先ほど申し上げました課題等を踏まえ、検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

実際、篠栗町で導入されて、今年で3年がたちましたが、導入した結果をお聞きしてきました。ボランティアの道をつくれたことがよかった、趣味を生かして登録される方が増え、その趣味を披露する場ができて、例えばフラダンスなんですけれども、喜ばれていること、またそれを見る方々も元気になった、また活動実績が増えたなどの声が出ているそうです。この制度は、1、ポイント制で実質的な介護保険料の軽減。2、地域貢献。3、ボランティア参加者自身の介護予防にも役立つという一石三鳥になると言われておりますので、早期導入を求めて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2番目の質問です。粕屋町の小・中学校では、児童・生徒が水分補給を行う際

に、水筒を持参して飲むというのが通例となっております。また、学校では、水道水を飲まないようにとの指導がなされていると聞きました。

ここで、町長にお伺いいたします。学校における水道の定期検査の実態についてはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

学校のことについては、教育委員会の方で所管しておりますので、教育長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校教育課長が詳しくございますので、学校教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

学校教育課長の八尋と申します。よろしく申し上げます。

学校における水道の定期検査の実態というご質問でございます。学校環境衛生基準によりまして、日常点検は教職員によりまして外観、臭気、味、残留塩素等の検査を行い、定期検査は粕屋薬剤師会により化学検査のほか、一般細菌や大腸菌群などについて学期初めごとに検査を行い、飲用の適、不適の確認をしているところでございます。粕屋町の小・中学校では、直結給水方式で賄われております仲原小学校以外の学校は、受水槽方式の簡易専用水道に区分されております。水道法によりまして、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受けること、それから水道施設設備の点検や清掃を定期的に行うこと、及び水質検査の実施等を行うことが義務づけられているところでございます。このような点検検査において、清掃業者からも水質検査結果の提出を求めるなどして、できるだけ多くの検査機会の確保を図ってるところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

今お答えいただきましたが、それは飲むことができるのでしょうか、お答えください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

飲用については、適という判断をいただいているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

適ということは、飲めるということによろしいのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

さようでございます。

◎1番（木村優子君）

今、お話しいただきましたが、学校における水道の検査は行われ、安全とされているのに、なぜ飲むことができないと言われているのでしょうか。私が聞きましたところ、検査と検査の間でもし問題があってはならないとのことで、水道水を飲ませていないとのことでした。これからだんだんと暑さが増し、熱中症も心配される時期に入ってきます。一般的に気温が25度を超えると、熱中症の危険性は高くなります。現在もその危険にさらされているわけです。近年、地球温暖化などの影響で猛暑が続いているため、熱中症の危険性が高くなっており、十分な注意が必要です。また、熱中症は、気温がずっと高いときではなく、湿度が高い日や日差しの強い日、気温が急に高くなった日などに起こりやすくなります。予防の第一歩が水分を小まめにとることです。子どもたちは、特に夏場、家庭から何リットルもの水分を持参し、登校していることも町民の方よりお聞きしております。しかし、1日の半分を学校で送る子どもたちにとって、十分な水分を持参するには限界があります。教科書類や飲料水を合わせてどのぐらいの重さになるか、想像ができませんでしょうか。それも、校区内一番遠いところから毎日学校に通う生徒にとっては、苦痛と言わざるを得ないのではないのでしょうか。持参した飲料水がなくなった子どもたちの中には、我慢をして過ごしている子がいるそうです。お友達の飲料水はもらってはいけないとの指導もなされていると伺いました。この現状をどのようにお考えになられるのでしょうか。水筒1本で補充できればいいのではないのでしょうか。また、災害時の避難場所でもある小・中学校の水道水は、ライフラインとして極めて重要なものであると言えます。

ここで、2番目に上げております子どもたちへの学校での安心・安全な水分補給

の対策についてどうお考えか、伺います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

子どもたちへの学校での安心・安全な水分補給の対策についてというご質問でございますが、現在小・中学校では、児童・生徒の健康管理のため各自水筒を持参して、木村議員さんがおっしゃってるとおりのような状況でございます。生水を飲まないようにということで指導を行っているところでございます。仮に、先ほど言いましたように、児童・生徒が水道水を誤飲しても、水質検査等によりまして飲用適合の確認と、それと日常点検によりまして健康被害が出るようなことはないようにしているところでございますが、小・中学校のほとんどがの受水槽方式でありますため、曜日や気温の変化によりまして水質や水温にばらつきがございます。必要な量の水分を各自補給できるように、水筒を持参するように促しているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長は何かございませんか。

どうぞ。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまのご質問につけ加えさせていただきます。

これは、保護者の方と学校の担任あるいは学校側と協議して決めたことございまして、子どもたちが弁当を持ってくる、水筒を持ってくるというのは、ごく自然な行為じゃなかろうかと思っております。今課長答えましたように、水道水は学校の薬剤師さんが例年年度初めに検査をして、飲んでも、勧めることはないんですけど、飲料水として食中毒が起こる心配はないという許可を得ておりますので、飲んでもいいんですけども、おいしくありません。消毒剤が入っておりますし、おいしくありませんが、こんな暑いときはやっぱり脱水症状を起こしたらいけませんので、水分補給は大事だと思っております。特に、近年保健室に大きなやかんに2つか3つ、お茶を沸かしては準備をしておりますし、申し出があれば子どもたちに行くように指導は聞いておりますけれども、低学年なんか教室周辺で、なかなかそこまで行かないんだろうと思います。また、以前廊下とか集会室に給水器っていうのがありまして、ボタンを押せばしゅっと出てくる。あれもO157以降、検査が十分必要だということで注意を払ってるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

先ほど、やかんなどを準備してあるとお伺いをいたしました。でも、知らない子が多いと思います。これも、また周知徹底をしていただくようにし、またしっかりと対策をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に、済いません、入らせていただきます。

粕屋町において高齢者の肺炎球菌予防接種に対し、本年6月より一部助成を行うようになりました。子育て世帯に対する思いやりもと考え、お尋ねいたします。

現在、首都圏で増加傾向にある風疹は、今後南下することが予測されており、九州では8月意向に感染者増加の可能性があるそうです。風疹に対する免疫がないか、あるいは不十分な妊娠初期の女性がかかると、胎児の目、耳、心臓などに先天性の障害、先天性風疹障害の赤ちゃんが生まれる可能性があります。風疹流行の大きな原因とされているのが、30から40代の男性の二、三割が風疹ウイルスへの免疫を持っていないことだそうです。風疹患者を年代別で見ると、男性では20から40代、女性は20代に多い。これらの世代は、男女とも接種率が低い年代、あるいは接種を受ける機会がなかった男性です。女性のうち、1962年4月2日から79年4月1日生まれまでの世代は、中学校での集団接種が行われていたため接種率が高く、免疫を持っている人が多い。一方、男性の場合、79年4月1日生まれ以前は子どものころにワクチン接種を受ける機会がなかったため、免疫を持たない人が多い。さらに、95年4月から集団接種から保護者が同伴して医療機関で受ける個別接種と定期接種の手法が変わり、90年4月2日生まれ以降から現在に至るまでは、ワクチンを2回接種する仕組みになりました。しかし、2回目の接種を高校3年生相当の年齢のときに受けることになった90年4月2日から95年4月1日生まれまでの人は接種率が低く、それ以下の年齢より感染するケースが多い。風疹ワクチンは、副作用の少ない、非常に安全なワクチンの一つであります。しかし、接種金額は約8,000円から1万円と高額であり、経済的なことを考えて接種を断念する可能性があります。

ここで、大人への風疹予防接種の助成についてお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

木村議員の風疹の接種助成についての質問にお答えします。

この風疹は、大人への風疹予防接種でございますけれども、現在流行しております風疹は、平成23年度から一部地域で始まり、平成24年度には関東地区を中心に拡大

しております。今現在、関西のほうにおりてきてるということです。風疹患者の約4割が30代男性というふうにお聞きしております。そのため、妊娠中の奥さんが風疹を発症し、先天性風疹症候群の発症も増加傾向にあるというふうな報道をやっております。妊婦が風疹の予防接種を受けることはできない。これは、胎児に影響があるということで、妊婦の夫が予防接種を受けることが最も有効だというふうに言われております。町が実施している妊婦健診では、風疹抗体検査も行なっておるところでございます。抗体陽性者については過度の心配は必要ありませんけども、抗体陰性者については家族の風疹予防接種や家族以外の感染も十分考えられますことから、外出を控えるなど、啓発をしているところでございます。

そこで、質問の件でございますけども、ご存じのとおり風疹の予防接種は任意接種で、一般的には公費助成はございません。今回、県の保健衛生課も前回の調査時期から状況等も変化しているということを受けて、再度県内の助成等の関係の調査を行なっているところでございます。それで、我が町でどうかというご質問でございますけども、これは先ほど乳幼児の医療助成についても、糟屋地区とか、ある程度の広範なところでの協議が必要でございます。私といたしましては、糟屋郡内の状況、それから県が今調査いたしております結果等を見きわめて、今後検討してまいりたいというふうに思います。

なお、つけ加えますと、国の厚生労働省の取り組みといたしましては、昨年5月以降、自治体に対し、以下の趣旨の課長通知を4回出しているということで、これは風疹の定期予防接種対象者に対し積極的な接種勧奨を行うこと、妊婦への感染を抑制するため、妊婦の夫等の同居家族へ予防接種の情報提供依頼、産婦人科、小児科、医療機関等への情報提供依頼、政府広報、厚労省ホームページ、メールマガジン、ポスター等で注意喚起をしているところであると。また、職域、新婚夫婦等、ターゲット層を絞ったリーフレットを作成し、周知の徹底を図ってほしいということで、それで最近あちこちで助成を行う市町村が、自治体が出てきております。そういったことから、風疹ワクチンが今夏には不足するのではないかとといったふうな危惧もされておるようです。今後十分、近隣市町村との協議も深めまして、検討してまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

予防接種は、風疹の自然感染による合併症の予防にもなり、大人が感染して重症になることも予防します。さらに、多くの人が予防接種を受けると、個人が風疹か

ら守られるだけではなく、ほかの人に風疹を移すことが少なくなり、社会全体が風疹から守られることとなります。粕屋町は子育て世帯が多く、また出生率は全国トップレベルで、風疹の問題は粕屋町にとっても重要と考えております。また、今おっしゃられましたが、風疹単独ワクチンは需要量が例年少なく、今年度の供給量も限られており、半年後までは入手不可能との情報もあります。風疹抗体価が低い人は麻疹の抗体価も比較的低い傾向が見られることから、風疹の予防接種を受けられる場合は麻疹対策の観点も考慮し、麻疹・風疹混合ワクチンの接種、MRワクチンが勧められております。安心して子どもを産み、育てるといった観点からも、早期に費用助成を検討してしていただくよう求めます。

さて、今回私は、出生から子どもたち、子育て世代、そして高齢者まで幅広い世代の質問をさせていただきました。これで私の質問を終わります。

(1 番 木村優子君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

4 番太田健策議員。

(4 番 太田健策 登壇)

◎4 番（太田健策君）

議席番号4番太田健策です。通告書に従いまして質問させていただきます。

私は、このたび町議選におきまして町議会に送っていただきました。応援していただいた皆様には、この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。また、朝日区からは48年ぶりという議員の誕生ということで、非常に責任を感じて緊張しております。また、この議席番号4番というめでたい席をいただきまして、議長さんには大変ありがとうございました。

私は、今まで建設業を50年という経験の中で、区長を4期8年、民生委員を6年、県立高校PTAを2年、商工会長の8年という実績を今までお世話になりました方々に恩返しをしたいという思いで、今回の選挙に出たわけであります。私は、23歳のときに結婚して、妻と今の朝日区に引っ越してきました。当時の朝日区はほとんどが単住でありまして、そのとき感じたのは、これは国の石炭産業で置かれていた皆さん方やなというふうに思いました。また、組長常会があるから、ぜひ出席してくださいということで声がかかりましたので、妻はお父さん、大丈夫ねって心配しましたが、酒1升持って皆さんのところへご挨拶に行きました。皆さん見るよりも心温かい方ばかりで、非常に温かく迎えていただきまして、飲んだり食うたり踊ったりして仲よくなって帰ってまいりました。また、私が組長になったときに、焼却場の建設の問題がおきまして、焼却場の建設の問題が起きたときに、田川市の焼却場を見学しようということになりまして、私もそのときに一緒に行ったんです

が、そのときの焼却場の感じは、うまいことしよんしゃったっちゃろうばってん、空を見たら煙は青空の中に消えるようなきれいな煙で、ああ、こげな煙の焼却場やったら、これは反対する必要ないっちゃないかなというような気持ちになって帰りについてわけですが、帰りは八木山峠の食堂でちょうど昼食になりまして、弁当が並べてありまして、皆さんと一緒に弁当を食おうかということになりましたが、何か物足らんという気がしまして、課長さん、ちょっともうビール持ってこなって、もう時効になりましたからちょっと言わせていただきますけど、課長さん、もうどうせ許可もらわないかんとならビール持ってこんなと言うてビールを出してもらって、皆さん飲んで、ほろ酔い機嫌で帰り帰ってきたんですけど、そういうおかげで大した反対もなく、今の焼却場ができ上がったと思うております。

前置きが長くなりましたが、私の質問は、そのとき建設された焼却場のことについて質問をさせていただきます。

旧焼却場について。1番、旧焼却場前によその何かの区と協定書を交わされておりますが、その協定書はどこの区とされたのか、それともそのときの内容はどうなったのかということをお聞きしたいと思っております。

町長さん、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

太田議員の質問にお答えします。

旧焼却場の関係の質問でございます。これは、旧粕屋町清掃センターは、昭和53年8月に完成をいたしました。完成するまでに至っては、地元の関係区の行政区長さん、それから区民の方々には大変ご協力をいただいたおかげで完成いたしました。そして、昭和54年1月に操業を開始したところでございます。そして、その後平成14年12月に粕屋町、そして須恵町、篠栗町の3町で今篠栗にありますクリーンパークというRDFでの処理場ができたわけでございます。

そういった関係でございますけども、旧焼却場の協定につきましては、大隈区、朝日区、長者原区、甲仲原区の4行政区と取り交わしをいたしております。主な内容につきましては、環境衛生対策、それから排ガスなどの公害対策、導水路などの環境整備対策、それから健康診断の実施などがございます。個別内容につきましては、大隈区とは健康診断の実施、稼働中の農作物被害、環境衛生対策、道路管渠整備、排水対策、焼却場周辺の公園化、道路整備、下排水路の整備など等でございます。議員ご出身の朝日区とは健康診断の実施、公民館建設、道路整備、下排水整備、雨水対策、町営住宅の建設などがございます。また、長者原区とは排ガスなど

の公害対策、健康診断の実施、浄水場の上屋建設、当時は浄水場に上屋がなかったんだらうと思いますね、こういった要望。今はございます。管渠整備などがございます。また、甲仲原区とは排ガスなどの公害対策、汚水対策、環境衛生対策、健康診断の実施、排水対策、管渠整備などがございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ただいま協定書の内容をお伺いいたしましたが、協定書の内容の現在の実行状況といえますか、全部進んでおればいいんでしょうけど、何かまだ残った物やらがあるかと思っております。そのその辺を教えていただければと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

協定書の実行状況についてでございますが、周辺道路とか水路など管渠整備、それから朝日区の公民館等につきましては、ほぼ完了してるというふうに認識をしております。それから、健康診断の実施につきましては、町の健康診断で実施していただくという、今が現状でございます。

以上でございますけども、まだ公園化とか、そういったところまでは行ってないところもありましようけども、今現在廃炉になっておりますので、今後の課題も多くあると思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ただいま、町長は健康診断の件を言われましたけど、これは協定書の中の一番に、始める前には健康診断をするという協定書の内容になっております。それが一度もまだ行われていないというようなことで、やはり我々は信頼する役場を、粕屋町を、約束協定書を交わして、それをやらないということがどういうことなのかと不信に陥っておりますが、これは私が区長のときに、平成22年7月26日に公民館で行政懇談会をやりました。そのときは、篠崎町長ほか12名来られました。そのときに、健康診断のことの質問をしましたところ、昭和58年から町の健診を受診していただくよう当時の区長に説明して、了解を得ていたという返答がありました。そういう返答があった何か文書か書類かがあれば、出していただきたいと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

都市政策部長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

54年1月16日の、これは当時の記録です、ございますが、町はゴミ焼却場周辺住民の健康管理の公的な保険医療機関との協議の上、必要に応じて無料健康診断を実施するというので、ここに確認されたような記録が残っております。先ほどから申しております内容的な項目的に、何をどうしてというような具体的なところはここには記録はございませんが、現在の町の健康診断において対応しているということは今理解しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

協定書の内容が焼却場を開始する前に健康診断をするというようなことになっておりますが、この協定書はそれではどう解釈していいんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

行政は継続します。その当時、そういった約束が、健康診断をするという約束をしておきながらそれが守れてなかったということに対しては、大変申しわけなかったというふうに陳謝いたします。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長からはっきりそう言われましたら、それ以上の追求はしたくないと思います。

それと、そのときにも、結局はダイオキシン問題が区のほうから質問が生まれ、ダイオキシンの濃度問題はなかったのかというようなことで質問がありまして、そのときに、何の返事也没有ませんでした。今から解体するにしても、ダイオキシンが大体人間に与える被害がどんなもんがあるのかという理解はされておるのかどうかですね。

大変な、例えばダイオキシン類って3種類ぐらいあるんですけど、大きな事項としましては、ベトナム戦争とかの枯れ葉剤、それやらカネミ油症の問題とかというようなことが、大きな事件が起きております。それをそのままほったらかしてダイオキシンが水になって流れるやつもあれば、空気中に散布するものもあると。真下における朝日区の間人は、そういう調査もされない、何も無い、報告もされない。健康診断もされない、健康診断されないから、その中に肺がんになって死んだ人もおられます。今も現在、がんの手術して身動きできない人が何人かおられます。やはり、そのときにちゃんとしていただいとれば、今の町長さんの責任じゃないでしょうけど、やはりいかに朝日区をばかにしてやられとったか、それを一番町民は感じております。町民は、何でそういうことを今まで言わなかったのかということ、朝日区の間で町営住宅を建てていただいて、あそこに入れてもらっております。また、もう一カ所は裁判に負けて、それで立ち退きになって、それでまた町営住宅を建てていただいて、そこに入っている。皆さん町にお世話になっとうからということで文句を言ってないんです。この22年の行政懇談会も、本当にその気持ちになっていただいとればまだよかったですでしょうけど、もう冷たくあしらわれたという状況で、もう区民は町に対しての信頼は失ってしまっておるといような状況であります。やはり、こういう状況を今からでも、崩してダイオキシンが降ってくると、その説明もしない、大体1年に1回は測って、それを報告する義務があると思います。そこら辺のことも勉強していただいて、しかと地元の住民、地元の区の間人が安心されるような状況をつくっていただきたいと思っております。

今まで質問しました件はありましたが、今後どのように考えてされているのか、その辺を町長さんにお聞きしたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

今後の対応についてどうするのかということの質問でございます。これは、解体をする方向で今進んでおります。昨年、ダイオキシン類等の調査分析をいたしました。そしてまた、周辺9カ所の土壌のダイオキシン類の分析業務を実施したところで、特にこの焼却場のすぐお隣が粕屋町の町民の飲料水になる浄水場になっております。特に注意をしながら、解体するにしても十分な万全の措置をとってしなければならないというふうに思っておりますし、また解体するに当たっては、関係区の間住民の皆さん方のご理解を得ながら、どういうふうな方法で解体するとか、ダイオキシンの調査の結果がこういうふうでありましたとかということをも明らかにしながら

らご理解いただきたいと思います。

それで、今年度解体に向けての設計をするようなことにいたしております。どうぞ今後ご理解のほどお願いいたしたいと思います。今までは大変ご迷惑をかけました。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それでも、解体されるのはどうせ専門業者で解体されるのでありましようから、専門業者を動かす、その上に立って指導する職員の方を養成していただいて、業者が言うばかり、何もかんも業者が言うたを信用して、それなりということじゃ、やはり信頼性が乏しい。やはり、職員の方はしっかり、ダイオキシンっちゅうやつがどういう人間に弊害をもたらすかっちゅうことをこの際勉強していただいて、問題なく解体をされるということが一番私たちが願っていることでありますので、ぜひともそういう対処をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の質問に入らせていただきます。

通学路の整備について質問させていただきます。大体、通学路の危険箇所っちゅうのは、役場の方でも調査か何かされておるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

昨年、国の方からそういった調査をするようにということでございまして、学校教育課、それから都市整備、それから協働のまちづくりのほうは、警察との関係がございまして、それと粕屋警察署と4者で合同で通学路の調査をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

その結果としては、粕屋町において危険箇所っちゅうのは、何カ所ぐらいあったんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

内容につきましては、総務部長の方から回答させます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

総務部長の八尋でございます。ただいま町長の方からご答弁申し上げましたが、昨年7月末から8月にかけて、小学校ごとに学校、保護者、行政区長、警察署、都市整備課、協働のまちづくり課、学校教育課の関係者で現場において78カ所の合同点検を実施、状況の把握と対策案の検討を行なっております。それから、現地での合同点検後、10月には同じメンバーで緊急合同点検の対策案作成会議を開催いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

危険な箇所ということで場所の特定がないので、こちらの方から言わせていただきますが、私が区長のとときに高速道路入り口という信号のところに、ちょうど角に歩道がありますけど、そこが歩道が50センチほどしかなかった。それで、一遍お願いをして、県道ですから県の方に言われたか知らんですけど、ちょうど信号機のポールが立っておりまして、その下のところ、ポールを10センチぐらい動かただけで、今歩道が60センチしかありません。そういうところは危険にはならないでしょうか。あの信号の角を大型車がどんどん左折をしたり、曲がってきて、ほんで朝日区、大隈の子どもは、そこの歩道を通って毎日に学校に行っております。だから、親がずっとついて行き、またボランティアもずっとついて学校に送っております。そういうところは、危険箇所としては役場の方では見てないんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

先ほどの78カ所のうちの一つとして、これは大川小学校への通学路の一つとして、先ほど申してある高速のインター入り口交差点からPBSといいますが、野球の練習場を過ぎてあおぞら保育園があるところの狭い部分の歩道についての改良を望むというようなことで上がっております。先ほど言われてありますインターの入り口の、これは信号柱が歩道の中にあって、もともと狭い中の歩道の中に信号柱が立っていたということで、これは町の方から公安委員会のほうに要望いたしました。まずかながらではありましたが、この信号柱を移設したところでございます。本来、もともとのあたりの歩道が狭いということで、何とか隣接されます民地側に拡幅ができないかというような要望もあっておりました。これは、一つに県道でもございます、それから民地側の倉庫なりがいっぱいいっぱい迫っていたりも

するようなどころでもございますが、この辺の調査なりをして県に要望するとかというふうな、対策会議の中ではそういう方向でございました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それで、今のままで行きおくと、いつになるかわからんような状況で、この前酒殿で死人が出たように、あそこで小学生がひかれて死んだというような状況が、ああいうようなことはなっていないかと思いますが、やっぱり問題が発覚したら即、そういうところは工事をするというようなことに取り組んでいただかないと、あそこは隣の倉庫の横があいておりますね。あそこだけ少し貸していただくかどうかすれば、歩道もすぐ広げられるというように私は思っておりますが、何とか事故の起こる前にその工事を急いでやっていただきたいと、これは私からのお願いであります。

学校のほうにも何遍かこれは言うてあると思いますが、事故の本当に起こらん前に工事を早くやっていただくということをして、安心して学校に通えると思います。お願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

（4番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

太田議員からは、質問通告書に土地開発公社についてということの項目が出されておりましたけれども、これについては取り下げをしたいということの申し出があっておりましたので、報告をいたしております。

これにて本日の一般質問を終わりますが、お越しいただいています傍聴の皆様にお知らせをいたします。

今議会は一般質問者が9名となりましたので、議会運営委員会の取り決めによりまして、本日は5名をもって終了いたします。残りの質問者4名につきましては明日行いますので、時間の都合がつかますれば、明日も本日に引き続いてお越しく下さいますようお願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後1時53分）

平成25年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年6月18日（火）

平成25年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月18日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号 10番 因 辰 美 議員
7番 議席番号 5番 福 永 善 之 議員
8番 議席番号 6番 小 池 弘 基 議員
9番 議席番号 12番 山 脇 秀 隆 議員

2. 出席議員（16名）

1番 木 村 優 子	9番 久 我 純 治
2番 川 口 晃	10番 因 辰 美
3番 安河内 勇 臣	11番 本 田 芳 枝
4番 太 田 健 策	12番 山 脇 秀 隆
5番 福 永 善 之	13番 八 尋 源 治
6番 小 池 弘 基	14番 安河内 利 明
7番 田 川 正 治	15番 伊 藤 正
8番 長 義 晴	16番 進 藤 啓 一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青 木 繁 信 ミキシング 古 賀 博 文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 清 範	副 町 長 箱 田 彰
教 育 長 大 塚 豊	総 務 部 長 八 尋 悟 郎
住民福祉部長 水 上 尚 子	都市政策部長 野 中 清 人
教育委員会次長 関 博 夫	総 務 課 長 安河内 強 士
経営政策課長 山 本 浩	税 務 課 長 石 山 裕

収 納 課 長	瓜 生 俊 二	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
総合窓口課長	今 泉 真 次	子ども未来課長	安河内 渉
介護福祉課長	吉 原 郁 子	健康づくり課長	大 石 進
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
環境生活課長	因 光 臣	上下水道課長	山 野 勝 寛
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは通告順に質問を許します。

10番因辰美議員。

(10番 因 辰美君 登壇)

◎10番（因 辰美君）

おはようございます。

議席番号10番、因辰美です。

通告書に従い質問をいたします。

2040年人口の増加率でインターネットを検索していると、こんな記事を見つけました。相川俊英さんの地方自治腰砕け通信記です。少し読んでみますと、福岡空港の混雑で到着がおくれ、焦りながらタクシーに乗り込んだ。約束した時間は午後1時。車内で先方に連絡を入れるべきか迷っていると、いつの間にかタクシーは町の区域内を走っていた。空港に近いとは聞いていたが、これほど近いとは思っていませんでした。わずか10分ほどで目的地にたどり着いた。タクシーをおりて向かった先は、福岡県粕屋町の庁舎。正面玄関から中に入ると、小さな子どもの姿が目飛び込んできた。ロビーの一角に子ども用スペースが設けられており、数人の幼児が戯れていた。親たちが役場での用事を済ませるのを待っているのである。無邪気な姿に、こちらの心持ちも自然と和んできた。2040年には、10年対比で29.8%の増となり、人口増加率が全国トップの粕屋町。福岡市と隣接するという地の利の大きさ。そんな粕屋町は好条件に包まれていた。縮小する日本社会の話とは思えない。この投稿を見ると、粕屋町はすごい町だなと。きめ細かい行政サービスをされているなと感じられるでしょう。私たち議員も何かしらうれしさを感じました。

さて、前回の3月議会から、粕屋町議会も開かれた議会を目指すために、インターネット配信を始めました。地域住民の皆さん、あるいは全国の皆さん、世界中の皆さんに配信されるわけですから、しっかりと一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、環境問題について質問をいたします。

中国からの黄砂やPM2.5の大気汚染、あるいは異常気象による体温を上回る気温から、行政が預かる児童の健康をどのように守るのかを心配しています。PM

2.5は、人間が吸い込むと、気管や肺へ吸収されてしまい、気管支炎やぜんそく、肺がんを引き起こす可能性があります。実は、教育委員会も数年前に、暑さ対策として、工業用扇風機を結構な台数、まとめ買いされました。しかし、今では暑さ対策だけでなく、有害物質による大気汚染からも子どもたちを守らなければなりません。このような観点から、教育長に質問をいたします。どのような対策をとられ、子どもたちの健康を守られるのか、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの因辰美議員のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいますとおり、近年の急速に地球温暖化が進行し、また微小粒子状物質、PM2.5というようなこと、また光化学のオキシダントにより、空気の汚染化が大変懸念されているところでございます。教育委員会といたしましても、4,000名を超える児童・生徒を預かっておりますので、健康第一、安心・安全第一で取り組んでいるところでございます。

ただいまのPM2.5につきましては、環境省が指針を示しておりますが、通常環境基準としては35マイクログラムですね、1立方メートル以内に。そういう基準で、70マイクログラムを超えると、県の方が警報を出しますので、各学校とも警報をインターネットで検索いたしまして、ほとんど異常はありませんが、それで教育活動を進めることになっております。

また、具体的に今後どのように進めるかということにつきましては、昨日川口議員の答弁に町長がお答えしましたとおりでございまして。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

今年の4月から5月になりますか、やはりこの地域も警報が出ました。そういった中で、私も若干花粉症であります、アレルギー性鼻炎、そういった中で、今日は何でくしゃみとか鼻水が出るのだろうかと思うと、そういったアレルギーの方は特にそういった兆候が出るようです。そういった中で、夏の暑い盛りに、窓をあけながら、暑さしのぎでやっているときに、PM2.5当たりのことが、警報が発すれば大丈夫かなと思っておりました。昨日、川口議員の質問の中で、町長の方からも、来年から考えてまいりますということではなかったので、ぜひ期待をしたい

と思います。

少し関連になりますが。参考になればと紹介をいたします。

平成24年10月24日に、厚生常任委員会で、兵庫県小野市に視察に行きました。そこで、藤本議長がそのときに言われたことは、蓬萊市長が将来の小野市のために、小野の子どもたちをよい環境の中で素晴らしい教育を受けさせたい。ですから、学校の全部にエアコンをつけたいが、議会も協力してもらえないか。議員は何も言わず、一発で決まりました。全員賛成ですわということで答えられました。市長や職員には、何も言うことはありません。働き過ぎて体を心配しています。ほんまに議員は要りませんと。素晴らしい自治体だと思いますと。そして、午後からは大野城市が教育について視察に来ると聞きました。視察が多いということは、お手本になる自治体であると思います。ぜひ小野市の検索をしていただければと思います。1問目についてはこれで終わります。

ちょっと時間を拝借します。

今日は、2問目、交通対策について質問をいたしたいと思います。

今回、初めて議場にこういったパネルを持ち込みました。これは、本当にわかりやすく皆さんにご理解願いたいと思う思いからでございます。

それでは、早速始めたいと思います。

交通対策について質問をいたします。

さて、先ほども言いましたが、3月議会から、粕屋町議会でも開かれた議会を目指すために、インターネット配信を始めました。地域住民の皆さん、あるいは全国の皆さん、世界中の皆さんに配信されるわけですから、粕屋町の中心部に位置する原町のバスカットについて、これまでの経緯を正確に説明し、質問に移りたいと思いますが、都市政策部長のご理解をいただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

今までの経過を踏まえまして、説明があることについて承知いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

福岡市の東部に隣接する粕屋町は、福岡市のベッドタウンであり、篠栗や飯塚方面から福岡市に向かう通勤、通学の交通の要所になります。朝夕の交通渋滞は大変なもので、渋滞回避をするために、多くの自動車が脇道に入り込み、住民の多くが危険にさらされています。

質問の内容は、本当にささいなことですが、住民の皆さんが内容をよく理解されると、とんでもない話であります。その内容は、近隣住民から、交通渋滞緩和策として、バスカットが設置してあるのに、バスが停車しないでタクシーの待機場所となっているのはおかしいじゃないかと指摘を受けました。ぜひ一般質問で真相を聞かせていただきたいということから、平成20年12月、20年の12月議会を皮切りに、今回で5年が経過し、6回目の一般質問となります。行政から見れば、本当にしつこい議員であると思われるでしょうが、住民の代弁者として、実現するまではやめられません。今回は多くの皆さんに内容をよく理解していただきたいという思いから、状況が少しでもわかるように、パネルを準備いたしました。

それでは、パネルをごらんください。

中央のバスカットについて説明をいたします。

この部分ですね。これがバスカット部分です。済みません、寄せていただいているのですか。もう少しいいですか。済みません。この図表を、中央部分がバスカットです。この部分ですね。これは、普通なら、黒い線が真っすぐ行っております。中の面積がバスカットとなります。バスカットとは、後続車の交通を妨げないようにと、バスを停車させる用地のことです。今回の一般質問は、この用地買収に関連した問題です。

現状を簡単に説明すると、バスカットの土地代は地主に払われたが、13年たった今でも、このバスカットは使わせてもらえないということを入念に入れて説明をお聞きください。

パネル中央を東西に走る道路が、この分ですね、県道607号線です。東側方面は、篠栗町や長者原の交差点があり、向こうの西側方面に行くと福岡市内に向かいます。縦の道路、近くには原町のこちらのほうにですね、長者原の交差点があります。役場から東中に向かう分についても物すごく混雑をしております。それから、すぐ横には若宮T字路があり、役場の方面からのおりてくる車も大渋滞をしております。それから、ここに写っておりますけども、このラインですね、このラインは戸原から上がってくる部分でございますが、ここも大渋滞を起こしております。それからもう一つ下に、原町西の交差点があります。長者原下から志賀神社に抜ける道でございますが、ここも大渋滞を起こしております。このような連結道路も、607号線の渋滞により交通が完全に麻痺をします。

この渋滞の緩和策として、1車線の道路で停車している西鉄バスを、ここですね、現在今ここにバス停があります。そして、バスがこのバスカットの手前のところにバスが停車いたしております。バスカットにこの西鉄バスを、このバスカットに引き込み、後続車の交通を妨げないようにと用地が購入され、平成12年にこのバ

スカット設置が実現しました。ですから、このバスカットの中にバスを引き入れて、後続車をスムーズに進めるといふ、この交通対策でございます。当初は、現在のバス停の位置で土地の交渉を行なっていました。このバス停の位置ですね。このバスカットがもう少し上のほうになります。ここでバスカットの用地の交渉を行なっていたということです。しかし、どうしても交渉が調わず、隣接した用地を購入しました。ここができなかったから、下に移ったということですね。このバスカットの用地面積は、ここになります、この面積です。面積が213.09平方メートル。土地代が5,787万6,400円。坪単価は約90万円でございます。一番高いときに、この用地が購入されております。現在もバスカットが使えない理由は、行政の説明によりますと、地主、この部分ですね、それから店舗使用者、これ店舗の使用者ですね。それから、マンションの居住者が反対されているようです。粕屋町の交通渋滞緩和策として、税金を使って土地の購入をしておきながら、粕屋町民が連日渋滞に悩まされていることは全く理解できません。もっと多くの地域住民がこの事実を知っていただくことが重要と思います。指摘された住民から見ると、13年間も使用せずに放置している現状は行政の怠慢であると言われております。

それでは、4年間にわたる5回の一般質問の内容を説明をいたします。

第1回目は、平成20年12月議会です。西鉄バスの原町バス停は、交通渋滞の緩和策として、平成12年にバスカットが新設されたにもかかわらず、8年も使われていない。現在はタクシーの待機場所となっているが、なぜなのか。また、バスカットの面積と用地代は幾らなのか、質問をいたしました。今は、このバス停に今までどおりバスがとまっています。このバスカットは使用されておきませんが、皆さんもご存じかとありますけれども、ここにタクシーの待機場所としてなっております、現在ですね。そのような状況でございます。答弁は、現在のバス停のうちでは用地が取得できなかったのです。隣接した土地を購入しました。しかし、店舗使用者の反対により、移設できていません。バスカットの用地面積は213.09平方メートルで、用地代は5,787万6,400円で、坪単価は約90万円です。

2回目は、平成22年12月議会、一般質問から2年がたちましたが、経過報告もないし、何も進展がありません。相変わらず、原町のバスカットはタクシーの待機場所となっており、いつもタクシーがとまっています。粕屋町の7不思議の一つになると指摘をいたしました。税金の無駄遣いになるので、早急に対策を求めると質問をいたしました。バス停の移動、雨よけシェルターの設置を県土木や粕屋町も交渉をいたしました。地主と店舗使用者が非常に難しい条件を出され、粕屋町はテーブルに乗るべきではないと判断し、バス停移転を断念いたしましたと答弁されました。それは、この店舗の前に、バスシェルター、バスに乗られる方が待機される避

難所みたいなところですね、そこに、前に建てるということ。それと、ここに店舗が反対されている、それと、地主の方が、この出入り口ですから支障を来すからやめていただけないかということが出たわけでございます。その交換条件として、非常に難しい条件が出されたということでございます。それから、交渉が難しいようであれば、議会の交通対策特別委員会と一緒に対策を協議されたらと持ちかけると、対策委員会の意見を聞きますと答えられました。

3回目は、平成23年6月議会、半年後です。何の経過報告もないので、1車線のところにバスが停車している。後続車は乗降客が終了するまでただじっと待っておられるが、その状況をどのように感じていますかと質問をいたしました。大変ご迷惑をかけています。現在雨よけシェルター計画を策定し、地主、店舗使用者、不動産会社、西鉄と現地立会を行いました。しかし、地主と店舗使用者は、バス停が来ると営業上支障を来すことやマンション出入りに支障を来すことから、協議は難航していると答弁されました。前町長になりますが。最後は町長が現状をどのように考え、判断、指示するのが重要になりますと。一般職員では、関係者の説得は無理と思いますので、町長自らが説得に行かれたらどうですかと提案をいたしました。

4回目は、9カ月後の平成24年3月議会です。何回も指摘しているが、一向に進まないかと質問をすると、バスカット使用に反対されるマンション居住者が多く、難航していますと答弁されました。再度質問し、バスカットは607号線の舗装整備のときに設置されたが、誰が何のためにつくったのか、当時の担当課長である因町長に答弁を求めました。町長は、粕屋町が県に要望し、県もその必要性を認め、設置をしましたと。今までバスカットが駐車場として使われていないのは、本当に遺憾に思う。一日も早くバスカットを利用することが行政の責任です。早期解決に取り組むと力強く答弁をされました。

5回目は、半年後の平成24年9月議会です。もう足かけ4年になります。当時の担当課長であり、現在の町長が一日も早く、バスカットを利用することが行政の責任です。早期解決に取り組むと力強く答弁されていまして、すぐに決着がつくと思いき、期待をしておりましたが、なかなか結論が出ませんでした。このような中途半端な行政の事業こそ、議員がしっかりとチェックし、行政に改善を求めることが責務であるという思いから、地主土地代金約5,800万円を受け取り、土地使用については反対されているが、このような矛盾したことは聞いたことがない。何かほかに理由があるのではないかと聞くと、特別に理由はありません。店舗側がバス停を移動したら、店舗が見えにくくなるのが理由です。再度質問をいたしました。店舗よりもバスカットが先にできたのではと聞くと、店舗は後から入居されたと答

えられました。それでは、店舗側はバスカットが設置されていることはわかって入居されており、店舗が見えないとかの理由にはならないと思うがと切り返すと、はい、理由になりませんが、用地を売却された地主の家族がバス停の用途で売却していないと反対されています。当時、担当課長だった町長が、亡くなられたご主人とお話し、バスカット用地を分けてもらった関係から、よく経過を説明し、穏やかな解決をすると答弁をされました。さらに質問し、この問題は、バスカットが利用されないのであれば、税金は不当に使われたことになる。一般質問をして4年になるが、行政の対応にスピード感と責任感が感じられないと聞くと、逆に質問をされ、1回でも店舗使用者とか、地主に話をしたことがあるのかと聞かれました。この案件は、行政の仕事であり、議員が説得すべきでないという回答をいたしました。最後に、町長は、よくわかりました。解決に向け粛々と交渉しますと答弁されましたが、現在まで何も進展はありません。

以上、今までの経緯をるる説明いたしました。都市政策部長、今の説明に間違いはありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

遅れましたけど、都市政策部長の野中です。よろしくお願いします。

まず、今までの経過については間違いはございません。ただ、用地買収費の約5,800万円、正確には5,780万円相当が、このバスカットのみではなく、県道伊賀仲原線、その図面上でいいます北側に、上側に伸びます、伊賀駅に向かいます、県道へ右折するための右折レーンでもあり、またバスカットの店舗との間に、幅員にして3メートル50センチの歩道を設置しております。そういう3つの目的を持って、この約5,800万円相当が用地買収に与えられたということを前提とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

説明ありがとうございます。

しかし、坪単価の90万というのは変わりませんね。

それでは、これより質問に入ります。

原町バスカットに関する一般質問の答弁を要約しますと、店舗使用者の反対により移設できない。バス停の移動、雨よけシェルターの設置は営業上支障を来す。マンションの出入り口であり、居住者が支障を来す。地主がバス停の用途で売却して

いない。このようにまとめられると思います。4年間、いろいろな対応をされてきましたが、同じ問題の繰り返しで、結局結果が伴わなかったことが現状です。このような観点から都市政策部長に質問をいたします。今までの協議の中で、唯一交渉に前向きな発言がありますが、地主や店舗使用者が非常に難しい条件を出されたとありますが、難しい条件とは何でしょうか、内容説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

平成12年11月のこのバスカットを含めます供用開始の時期のころに、福岡土木事務所、現在は名称が変わっておりますが、福岡土木事務所がバス停の移動、また町のほうからは雨よけのシェルターの設置について、店舗側に協議を行っております。ただ、非常に難しい条件の内容の説明につきましては、現在、当時の店舗使用者の世代もかわっておりますために、また現在協議を進めておりますので、今後の影響があるような内容となりますので、ここでは差し控えたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

了解をいたしました。非常に難しい条件が出され、粕屋町はテーブルに乗るべきではないと判断し、バス移転を断念いたしました、とそのときに答弁をされております。これこういった意味でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

その条件の内容が、直ちに県もしくは町がのめるような内容ではなかったと思われる、とこれは推測でございますが、そういうことと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

これは、断念するということはこのバスカットを使わないという意味に聞こえます。ですから、一連のこの改造した中で大切な税金を、5,800万円、約ですね、坪の90万円もした場所を買っておいて、断念するということは使わないということになりますと、これはそれこそ費用対効果とか今非常に懸念されておりますけれども、全く使用されないということは費用に対する効果がゼロだということになりますね。であるならば、これは非常にこの土地代を捨てたということになります。

そんなふうにしてよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

そういうわけではございません。これは、その当時からも交渉、折衝なりを一日も早い目的を達することを前提として対応したと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

この本当に非常に難しい条件を出されたので、今からの交渉を断念したということではよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

その後のどういうふうはこの協議が進展したかということ、私も過去の、過去といますか、当時のOBの人達に確認をしました。それから、事跡も大分確認をしたところでございますが、その詳細については見えませんが、継続して協議が進められたらと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

仕切り直しでやるということでは理解していいですね、はい。

それでは次に、マンション居住者が反対されている方が多いと答弁されていますが、居住者の中にはそんな話は聞いたことがありません。反対になぜバスがとまらないのですか、おかしいですよと話されたことがあります。この点について答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

これはマンションの居住者の中から、なぜとまらないかと、おかしいと思っただけの方が実際あるかもしれませんが、私も平成23年の8月に当マンションの臨時総会に出席をしてお願いをした経緯があります。その中では、今こういう形で、今発言されたようなところのおかしいというような意見はありませんでした。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

一部である、そして総会に参加されていなかったということで理解したいと思えます。

それでは、現在の状況ですが、バスの停車時間よりもタクシーの待機時間のほうがはるかに長いと思いますが、支障はないのですか。地主や店舗使用者からは苦情はないのですか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

店舗の地主さんや店舗の使用者からの直接の苦情はございません。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

先日、部長、関係者の方から、このバスの始発から最後まで全部停車時間をはかってみると、14分少しだと、15分はないという説明を受けました。私はタクシーを見てますと、ずっと待機してるわけですね。バスがとまったら支障がある。そして、タクシーがとまったら支障はない。文句も言わない。これは、ちょっと理解ができてにくい。そして、バスもタクシーも多いときは3台ぐらい並んでますね。これは、はるかにバスよりも長いですよ。これは、長いものがマンションの入口までに行っておりますけども、そういった苦情はない。ということになれば、いささかちょっと先ほどのバスがとまることとタクシーがとまることというのは、逆にタクシーのほうが多いと思います。ですから、そういったことの矛盾がやはりマンションとか店舗の方にはきちっと説明をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

23年8月の臨時総会に出席しました中でも、そういう意見の方がいらっしゃいました。バスが入るはずのところにタクシーなりが歩道に乗り上げたりしているようなことはおかしいということで、うちのほうもこれは基本的には道路の交通法にかかわることでございまして、歩道上に自動車を駐車することは禁止をされておることでもございますので、役場として直接のそういうことの指導はやっておりません。しかし、警察の方に、協働のまちづくり課を通してそういう意見があったし、地域の声もあるということで、指導してくれというお願いをしております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

今後ともぜひ続けていただきたいと思います。

それから、反対にバスカットを利用して、歩道に自動車を乗り上げて店舗を利用している光景をよく見かけますが、注意はされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

済みません。先ほどのどうもお答えがそちらのほうに当たったようにと思いますが、これは直接道路交通法上のことで、町が行って、直接そのドライバーに注意をすることはいたしておりません。ただ、これ粕屋交番のほうに、連絡をとってもらって、定期的にこの歩道上に乗り上げている車両についての排除を指導してくれというお願いをいたしたところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

ぜひ続けていただきたいと思います。

次に、平成12年にバスカットが設置された後、私が質問を始めた平成20年までの8年間、行政の対応をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

平成12年11月に、この場所が供用開始をされております。ただ、その後に、当初は協議が進められたと思いますが、その後の平成20年までの間の数年間について、先ほども申しましたように、数人のOBの人とか、事跡等確認をいたしました、その間についての経緯が確認できておりません。しかし、町としては継続してその交渉を進めてきたと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

長くなるとなかなか難しくなると思います。ぜひ当初から頑張っていただけならと思っております。13年間も放置しておくことが当たり前前の状況になりますから、交渉はさらに難しくなるでしょう。いろいろな対策に取り組まれたと

と思いますが、事実上、土地代は税金から支払われ、バスカットは利用させないことは契約違反になると思います。粕屋町住民の多くは、交通渋滞という多大な迷惑をこうむっています。このような観点から、裁判にかけることは考えていませんか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

裁判についてですが、今までの経過として、昨年の12月のこれは9日の日ですが、役場において、地主と粕屋町長、粕屋町長から店舗の地主に対しまして、用地の買収と経緯と目的について説明をいただいて面会をしてもらっております。このときも地主のご了解も得ております。また現在、マンションに対して、それから店舗に対して交渉も進めておりますので、今ここで裁判をとということは、町では考えておりません。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

ちょっと確認しますが、地主はもう間違いないということで答えられとるわけですね。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

当初は、当初というか、我々が交渉に行くところでは本来バスカットのために土地は提供してないよと。亡くなってあります旦那さんからもそういうことは聞いていないと。ということで、この地主さんに対して我々も説明を行って、最終的に町長から直接説明があつて、現在は納得をさせていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

唯一、地主の方が唯一お金をもらって納得されないということが一番悪い状況でございますので、その方が納得されたということは本当によかったと思います。あとは、店舗とマンション居住者でございます。この4年間の対応をまとめてみますと、バス停の目印でもある時間表だけを、時間表ですね、バスカットの部分に移動させ、雨よけシェルターは現状のまま使用させていただくことにすれば、解決の糸口が見つかると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

これは、地元の行政区長、若宮の行政区長さんにもお願いしたところですが、なかなか上屋のシェルターまで設けるといことはどうしても死角になったり、目隠しになるようなことでもありますので、今の地主さんとの話の中では、もうバス停は今の上屋は今のところに置いたままで、バス停留所の表示板のみを動かして、そこにバスを入れて、待つてある方については移動していただくようなところでお話をしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

話をされているということでございますが、結果は、状況はどんなふうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

地主さんの了解等はそれでとれてはおりますが、肝心なる店舗側とそれからマンション側との場所との関係もございまして、バスが入ることすら、もしくはそのバスの停留所の表示板が建つことすらも、ちょっと今のところ難航している部分もございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

それは、今の関係者の状況でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

交渉を進める中で、確かに町が皆さんを同時のテーブルに乗っていただいて、話をせずに、1対1といいますか、対お店とか、対地主さんとか、対マンションとかのような交渉をしてきた経緯というか、経過の、これは交渉のまずさもあつたかもしれませんが、今からはこの方達を一同に同じテーブルに乗っていただいて、同じ視線でもって協議を進めたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

次の件だけは、町長に答弁を求めます。

私は、以前前町長にも同じことを言いました。塩漬け状態で続いているので、一般職員での関係者説得は無理と思います。一番詳しい町長自らが説得されたらどうでしょうかということで、前回の篠崎町長のときもお伺いいたしました。今回もぜひ因町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

先ほど部長のほうからお話ししましたように、私自ら地主さんと会いたいということで、12月9日に、直接会って買収したときの経緯、それから今の現状をお話しし、ご協力いただくようにお話ししたところでございます。私も全く逃げておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

地主も説得されたわけでございますから、あとはこの店舗の方、それからマンションの方、これもやはり同時に、一職員が行くのもやはり町長あたりがきちんご理解願いたいということで頼めば、やはり聞く耳も違うんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そういったテーブルはできればいつでもお伺いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

ぜひ自分からつくっていただきたいと思います。相手を待っておればおるほど時間かかりますので、ぜひ自分の方からでも行ってでも会を持っていただいて、みんなと一緒にやっていただければと思います。

最後に、交渉が難しいようであれば、以前も言いましたけども、議会の交通対策特別委員会と一緒に今後の対策を協議されたらと思いますが、部長の見解をお聞か

してください。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

まず、議会の方に対しましても、まず本来県道でございます。現在の福岡県土整備事務所に再度お願いしたり、協議の協力を求めたり、それから地域の若宮区、もしくは近隣の原町区の行政区に対しましても、協力を今現在お願いをしているところでございます。先日の交通対策の特別委員会の中でも、因議員から提案をされておりました。交通対策の特別委員会として可能な中で、皆様のご協力をお願いをしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

必要なときは、ぜひご相談願えればと思います。こういったことは、やはり総力戦で一日でも早く解決することが重要だと思います。そういった経過よりも、やはり実績です。いかにこれを解決するかということが問題でございますので、そういった体面とかそういったことよりもやはりみんなが力を合わせながら、一刻も早く粕屋町がさらに住みやすい町になるように、力を合わせ、応援することを今後とも約束し、一般質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

（10番 因 辰美君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

5番福永善之議員。

（5番 福永善之君 登壇）

◎5番（福永善之君）

福永です。2年ぶりにこの場に帰らせていただきました。その2年間の間に、昨日久しぶりに一般質問を拝聴させていただきました。その中で、特に変わった点というのは、議会運営の点ですね。この一般質問が一問一答になったなど。皆さん執行部の方にも反問権の付与が与えられたと。この点については、すごく通常話せないことが、この議場の間で本音の話し合いが少しはできるんじゃないかという感じで考えております。よかった点、この2点ですね。

じゃあ、通告書に従い、質問を2点させていただきます。

1点目は、粕屋町職員の定年勧奨退職手当について。

平成25年度予算書、これ私4月に、2期目の当選をさせていただいて、そのとき

に25年度の予算書をいただきました。もう既に3月で議決をいただいておりますので、その点についてはこれは正式に執行されているという認識でいます。ただ、私の中で、平成25年度の予算書を拝聴させていただいた中で、粕屋町の定年勸奨退職手当が国ですね、国家公務員の基準と数字的に違うんですね。まず、その理由をお聞きしたい。

次に、粕屋町は地方交付税の交付団体であります。この地方交付税を算出しているのが総務省であります。総務省が地方交付税のうちでも特別交付税を算定するに当たり、国の基準と違う方向性に向いた粕屋町に対して、地方交付税の算定基準がどうだったのか、それをお聞きしたい。以上2点です。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

副町長の箱田でございます。よろしくお願いします。

ただいま福永議員さんの方からご質問ありました点にお答えします。

まずお答えをする前に、その理由を述べます前に、この今回の退職給付の給付水準の見直しについて経緯を述べたいと思います。

国家公務員の退職手当につきましては、昨年、平成24年8月7日に、人事院から示されました退職給付に関する官民比較調査の結果及び見解並びに共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議、その報告を踏まえ、退職給付における官民格差の解消等を図ることが閣議決定されました。それを受けまして、昨年11月16日に、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のため、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が成立し、公布されました。これによりまして、ご承知のとおり、国家公務員につきましては、平成25年1月1日から、段階的な引き下げ措置が行われることになりました。

一方、粕屋町におきましては、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例第24条の規定によりまして、福岡県市町村職員退職手当組合、この条例に基づき、同手当の支給を行なっておるところでございますが、地方公務員の退職手当については国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請がされ、検討されてきております。この退職手当の構成市町村の中から、年度の途中改正は市町村としては人事管理や退職勸奨の点からすべきではない。あるいは、職員への周知等の期間等の関係からしても、平成25年4月1日、年度をですね、4月1日以降に改正すべきとの意見等々が出されたことを踏まえまして、本年2月25日開催の福岡県市町村職員退職手当組合議会において条例改正を行い、4月1日から、国に準じて段階的な引き下げ措置を行うこととなりました。

以上、申し上げてまいりました経緯と理由によりまして、ご指摘されました平成25年度粕屋町一般会計予算等の退職手当の支給率が国とは違うというのは、当町におきます改正時期が4月1日、国の方は1月1日ですが、4月1日となったためでございます。

もう一度言いますが、今現在は国の給付率と同一でございます。

また、ご質問の特別交付税の算定につきましては、今現在、県からは何らかの影響がある旨の通知あるいは情報は全くございません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

予算書がありますね。国家公務員は、11月16日ですかね、国の法律として改正、国家公務員退職手当法というのが成立しましたね。その流れによって、福岡県の各市町村が加盟している福岡県市町村職員退職手当組合、これ確かに粕屋町の条例の中にありました第24条、その中に粕屋町自身で退職手当に関する料率の決定ができないような感じですね。この福岡県市町村職員退職手当組合とはいかなる団体なのかというのちょっとお聞かせいただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

これは、県内各市町村ございますが、掛金をそれぞれの市町村拠出しまして、相互扶助の精神で退職金の給付を行うという目的のために設立された組合でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

そのとおりなんですけど、もっとわかりやすく言うと、福岡県の各自治体がありますね、市町村。その自治体が加盟した、この職員の退職手当、これに関する事務を一切に引き受ける団体と申していいんですよね。で、その原資となるのは職員さんの給料の料率の掛金と、あとは自治体から料率の掛金、これで運営がされてるんですよね。一種の年金みたいなもので、現役世代が退職された方たちの面倒を見ていくような、そういう流れで運営されていると、そういうことであるとは思いますが、話はちょっと戻りまして、この予算書、2月25日に、この組合議会で正式に決定して、4月1日からそれを国の基準と合わせると、そのように決まったとい

うことであるんですけど、なぜ予算書に、もしそういう訂正が発生した場合に、そういう訂正をかけないのか。というのは、私は意味がわからないんですけど。意味はおわかりですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

若干意味わかりませんが、ちょっと反対にご質問ですが、訂正はありませんでした。訂正する必要はございませんでした。そういった意味で、もし訂正があった場合という仮定ならば、そのときには印刷の前に、議会のほうに上程する前に、修正といえますか、字句の訂正はこれは必ずしなければならないと思います。今回につきましては、修正、訂正はございませんでした。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私が言っているのは、これを印刷発行されましたね。時系列的に、2月25日に、そうやって組合議会で決まったと。4月1日から国家公務員と同じ基準の料率にしていきたいと思いますという話がありますよね。その中で、この予算書の中には、粕屋町の職員の退職手当と国の手当は違いますよというふうに数字的にあらわれてるんですよ。そこを2月25日にもう決まったんだったら、もう発行してるんだったら、料率の訂正という感じで、普通の文書でもいいですよ、ここは変わりましたからっていうのをしませんかという話です。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほどから申し上げておりますように、この予算書の171ページだろうと思えますけども、支給率が、粕屋町の支給率は上部のこの数字、これは先ほどご質問にご回答しましたが、25年4月1日からの改正ということでございます。で、下は、国の制度としてはこの1月1日からこの制度になっておりますので、3月31日現在のこの数字は、粕屋町は前のまま、国の部分は1月1日からということで、この料率を上げております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

済みません。私がこれ勘違いしてるんですかね。ということは、この料率という

のは、4月1日からも国の制度と町の支給率は違うという認識でよろしいということですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど言いましたけど、今現在は全く一緒でございます。4月1日からは粕屋町も国の制度と一緒に数字、今現在は一緒に料率でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

4月1日から一緒ですよ。ということは、この平成25年度の予算書というのは、年度期間というのは4月1日から始まって翌年度の3月31で締めるという、そういう予算書になりますよね。ということは、料率が今国と粕屋町は一緒ということは、現にこの料率が違うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。今一緒と言われましたね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

ですから、粕屋町は4月1日からは国と一緒にございます。予算書に上げた段階では、粕屋町は4月1日からですので、前のこの料率で上がっております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、4月1日から一緒ということは、この予算書の退職手当に関する部分ですよ、ということは、4月1日から国の料率と一緒にという認識で捉えないといけないですよ。この予算書というのは4月1日から始まって、翌年度の3月31日で終わりますよね。今おっしゃったように、4月1日から粕屋町も国の料率と一緒になると、退職手当ですね。ということは、ここに誤差がありますよね、粕屋町のほうが4%ほど退職手当が高いですよ。それが、国の手当と同基準になりますと、4月1日からですね。ということは、この数字は国と同等じゃないといけないという意味じゃないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

この予算書の退職手当に関するこの表につきましては、あくまで予算書の参考資料としてつけております。25年3月31日、年度でいいますと、24年度末の率でございます。そういった意味で、この数字が違ってるといことですが、先ほどから申し上げますように、25年4月1日からは国と同じ率でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

済みません。24年度のこれ実績ということですね。話はちょっと右にそれますけど、今この職員退職手当組合負担金というのが、粕屋町の方から約1億2,000万円ぐらい、今年度予算がつけられています。それと並行して、これは一般的に言われているのが、公務員の第2の退職手当と言われている職員互助会補助金というのが大体430万円、今年度予算がつけられていると。その中で、職員互助会補助金というのが、その中に職員の方が関与されているんですけど、もし退職される場合、以前だったら退職餞別金、もしくは退職特別給付金という名称ですね、そういう退職された方に給付がなされたと思うんですよ。これがつい最近、退会餞別金という名目にかわっておるんですよ。私がここで1つ疑問に思うのが、職員互助会というのはあってしかるべき、いいと思うんですよ。これは、ふだんの民間の会社の組織でもいろいろな団体をつくるでしょう。ただし、そういう団体をつくる場合は、そのつくった皆さんの原資で運営していかないといけないと。今回、この職員互助会という組織の運営に当たりましては、皆さんのその負担金、それプラス行政から今言ったように430万円の負担金が入られるような予算書になっておるんですよ。ということは、仮に皆さんが退職をされる時、今言った福岡県市町村退職手当組合から規定の退職金が出ます。もう一方では、職員互助会補助金、ここからも、先ほど申したように、退会餞別金というのが発生してくると思うんですよ。その辺については、粕屋町の方はどうお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

互助会のあり方につきましては、昨今の情勢からいいますと、見直しを年々図っております。町からの補助金につきましても、これは今後も検討していかなければならない問題だと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員に申し上げますが、質問が余り大きくそれることのないようお願いいたします。

福永議員。

◎5番（福永善之君）

一般から見ると、やっぱりなかなか目に見えないところであるんですよね。だから、そういう二重取りとかそういうことをやっぱり思われたいようなそういう組織のあり方を考えていただきたいと。

この退職に関しましては、皆さんの認識もちょっとわかっていただきたいなという思いがありますので、今回国家公務員の退職手当が改正されました。先ほど言われたように、3段階に分けて引き下げられていくと。人事院が平成12年度でしたか、民間と国家公務員の退職金の開き、これを調査したことによると、大体400万円の開きがあると。ただし、この民間の調査対象企業というのは、各会社の総従業員数が50名以上、またサービス業をその中に含んでいない、そのような企業体の統計なんですよ、民間の平均給与というのは。ここの粕屋町で、仮にそういう従業員が50人以上、そのような会社で、果たして何社あるのかと。私の感想からいうと、ほとんどの50人以下のそういう規模の会社がほとんどだと。退職金というのは今のご時世そうあるもんじゃないと、そういう会社が一般的になってるかなと。だから、この話の議論というのは、国で始められている議論というのは、かなり裕福な人たちなんです。国家公務員とか大企業、企業的に土台がしっかりしているようなそういう人たちの話の中で、退職金が2,700万円から2,300万円に落ちるとか、そういう話をしているんですよね。大多数の人たちというのは、粕屋町も含めてですよ、そういう退職金に授かるようなご時世じゃないような状態というのは、やっぱり認識をしていただきたいなと。そういうことで、私の一問目の質問を終わります。

次に、学校給食費の滞納及び滞納処分について。

私会計の給食費の徴収責任は、学校長にあります。給食費を一般会計の収入とみなした場合のメリット、デメリットを問います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

この件につきましては、担当していましたが教育次長が答弁をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

教育次長の関でございます。

ただいまの福永議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費の公会計化の一般的なメリットとデメリットということですが、学校給食費の公会計についての一般的なメリットといたしましては、予算会計制度の中で、町と保護者の間の金銭授受の適正化が図られるということが第1点ですね。それと、徴収管理をシステム化することにより、学校現場での事務量が軽減されるということが考えられます。それに反しまして、デメリットといたしましては、事務量の増加や管理コストの増大などが挙げられると思います。現在、粕屋町におきましては、給食センターの方で学校給食事業を運営しておりますので、既に町の汎用のシステムを活用したセンターでの収納事務を行っており、口座振替を基本に納入していただいております。また、それで粕屋町においては、自校式の一般的なメリット、デメリットには当てはまらないんですが、一般的にはそういったメリット、デメリットが考えられると思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私、この質問を投げかけるのは、これ税金じゃないんですけど、公平負担の原則という立場に立って皆さんに投げかけておるんですよね。何も問題がないような、そういう答弁のように私は聞き及んだんですけど、まず昨年度、まずこれだけは申しておきましょう。私は、給食費これを子どもが責任がないと私は一言申し上げておきます。給食費に関して、今免除規制がありますよね。その中で、生活保護世帯もしくは経済的に困窮している世帯、この世帯の方々に対しては申請による学校給食の免除規定というのがまずございますね。だから、まずお伺いしたいのが、昨年度給食費の滞納が発生したのかどうか、それをお伺いしたい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまの質問でございますが、徴収率関係のご質問だと拝察いたしますが、徴収率に関しましては、昨年度未納金でございます。ただし、平成23年度が99.4%、平成24年等の徴収率は99.5%でございます。これは、福永議員がおっしゃるとおり、私どもも給食費の滞納が許せないというようなことで、強く収納事務を行っております。まず、平成24年度から、全く支払われない、支払いに応じない滞納者に対して、裁判所を通しまして支払い督促を24年度から行っております。その効果が若干でも出てきたものと、徴収率の上昇が見られるのはその効果のおかげだと考えております。今言われました、基本的に要保護、生活保護の世帯と、準要保護、

就学援助で援助している世帯につきましては補助しておりますので、残りの世帯の方に関しましては、給食費を支払う能力がある世帯の方達と考えておりますので、うちの方は内容証明書を7件出して、支払い督促を4件、仮執行宣言の申し立てを4件、強制執行、これを現在2件しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今、生活保護世帯と経済的に困窮されている世帯以外というのは、支払い能力はあるというそういう認識ですね。これ私も一緒ですよ、書類上はですね。その中で、毎年給食を受けている家庭に対して、教育委員会のほうから同意書というのをとられてますね。で、その同意書の回収率というのは100%なのか。例えば、その中で、先ほど99.4%、残りの0.6%が払わないと。ただ、この払わない家庭については、立場上は支払い能力があると、そういう認識ですね。その0.6%もちゃんと同意書を出しているのかどうか、お聞きしたい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまの質問でございますが、同意書は毎年、全児童・生徒の保護者に対して、学校のほうから、校長名とPTA会長名、それと粕屋町長名、この3者宛てにとっております。これは100%の同意書を得られております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

書類上は同意書をちゃんととってるから払わないと、それはもう確かに問題は問題だと。今、同意書の連名の中で、粕屋町長と申されましたね。ただし、この給食費に関しては私会計ですね。公会計ではありませんね。その辺明確さがやっぱり薄いんですよ。私会計であるがために、先ほど言われた0.6%のもし滞納があった場合に、財産の調査権、これができないんですよ。私会計であるがために。仮に、公会計であれば、滞納が発生しました、はい督促出します、はい日にち置いて催促状出します、それでもだめな場合は、はい強制執行で地方税法の適用により財産差し押さえ、そういう流れができるんですよ。その辺の私会計と公会計、どうしてその町長名を出されたのか、その辺をお聞きしたい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

給食費におきましては、私債権でございます。公会計にいたしましても、私債権は変わっておりませんので、民法の適用になろうかと思えます。民法の適用になりますと、裁判所を通して、支払い督促、民事訴訟、強制執行の申し立て、こういう手続になります。また、3者で連名でどうして同意書を出しておるかということですが、粕屋町は給食センターで運営しております。学校長に頼みまして、学校長の方からも、収納を手伝ってもらっております。もちろん、PTAのほうも連絡協議会あたりを通しまして、協力をいただいております。給食費に関しましては、粕屋町はこの三者で連携をとって100%に近づけるといような徴収の体制をとっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

連携というのはちょっとわからないですけど、今ちょっと給食費の徴収責任者は誰にあるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

給食費の債権者ということのご質問だろうと思えますが、学校給食法によりますと、債権者のきちんと明確に記載されておりません。給食費につきましては、保護者、保護者の義務ですね、義務の負担、義務の履行、これだけがうたわれております。基本的に、旧文科省が出しているところは学校の設置者にあるということで学校長だということで理解されてよろしいかと思えますが、粕屋町の場合は給食センター、自校式じゃございませんので、一括して、6校分の給食費をとらなければいけません。それで、収納するに当たり、粕屋町の電算を生かして、そして学校給食センターで基本的に徴収をしておるといようなことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

学校給食法は、確かにその誰に責任があるかというのは曖昧だけど、ニュアンス的にはやっぱり学校の設置者、学校長ですね、最終責任は。ただ、問題なのは、先ほども皆さんもご存じのように、生活保護者もしくは経済的に困窮されている世

帯、その方たちに対しては自治体の方で補助していくと。しかし、それ以外の方たちの滞納に関しては、もう支払い能力があるんだと。同意書も出しておると。ただ、払わんと。その後の手続が、先ほど裁判所に訴えると。僕は、この私会計があるがために、滞納が発生して、そこは払ってくださいよと、どうにか分納でもいいから払ってくださいよと、そういう一連の流れを踏んでいくと思うんですけど、その中でも払わないと。だから、そういうときにやっぱり、先ほど申しましたように、財産調査権とか、そういうところが例えば給料を幾らもらっているとか、例えば会社から差し押さえしていただく給料の滞納分に関してしてもらおうとか、そういうことをできるような仕組みにするためには、公会計にやって、公会計の中で正式な手順を踏んでやっていくほうがベストかなというふうに考えておるんですよ。

ここでちょっと質問なんですけど、今収納率の話がありましたね。ほとんど口座振替になっていて、99%、これはほぼ問題なく、徴収できるやろうと。その中で、仮に公会計にした場合でも、この徴収率というのは恐らく落ちることはないんじゃないかと私は認識しておるんですよ。そういう認識のもとで、公会計に移行しても別段デメリットというのは、先ほど管理コストが増大すると言われましたけど、管理コスト、どこが増大するのかなと、人件費的に何が増えるのかなというふうに私は思ってるんですけど。もし私会計から公会計に移行した場合に、もうちょっと詳しく、どの管理コストが増えるのか、その辺をお聞きしたい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほど答えました答えの中では、一般的なメリットということで、一般的なメリット、デメリットを挙げたわけでごさいます、例えば他の地方自治体の場合、例えば6カ所、自校式で学校給食費を収納してたと仮にいたします。そういった場合は、各学校で学校の校長が責任を持って教師に命じて、その収納をいたすというふうなことになるわけでごさいます。それで事務量がふえる。それとあと、そういう中で公会計にした場合は、町が徴収事務をするに当たり、システムが必要になるということで、システム化の費用がかかると、コストがかかるというような一般的なお答えをしました。それで、その後に粕屋町におきましては、現在給食センターで徴収しておりますので。粕屋町のシステムを、汎用システムを現在使って、もう既に給食センターで収納しておりますので、そういうコスト等は粕屋町においては実施しておりますのでかかりません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

粕屋町のシステムで徴収、運用していくんですね。だから、そこなんですよ。システムが粕屋町やと。徴収も99%以上はできていると。あとは、私が子どものときもやっぱり教室で先生から給食袋を、給食の納付袋をいただいて、翌日にお金を入れて先生に渡していたシステムです、私のときはですね。ただ、今の社会情勢で、先生達が例えば給食袋を配ります。給食袋を持ってきませんでした。持ってこない子どもに対して何か言います。持ってこいとかですね。そうした場合に問題となるのが、今の社会情勢からなかなかそれを言い出せない。言ったら何か批判を受けるとか、そういうことがあって、袋渡して持ってこない生徒に対して、丁寧な言葉を選び選びながらやっぱり発言していかないといけないようなそういう社会情勢、私のときから比べると相当変わってるのは事実なんですよね。そういう事実の中で、先生方に、そういう給食の払わないご家庭に対して、それを任せるのか。もしくは、公会計に処理して、公会計の例えば先ほど申したように、地方税の滞納処分の適用に沿って、そういう手順を踏んでやっていくのかっていうのが、そういうやり方もあるんですよ。私は、どちらかという、公会計、99%の収納率というのは恐らく常識的に皆さん払っていただけるからと認識しておりますので、あとの先ほどの0.何%の方たちに対してはやっぱり毅然として、公会計にして手順を踏んで地方税法の滞納処分の適用をやっていくべきだと、私はそのように思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問でございますが、公会計にした場合も、先ほども申しましたように、私法上の債権でございますので、地方税法の適用はございません。給食にしましては、私債権でございますので、裁判所を通して申し立てるといようなことになろうかと思えます。先ほどから申しておりますように、現在学校のほうで、学校の先生から児童・生徒に対しまして、給食費を徴収するというようなことは行っておりません。粕屋町は口座振替を基本に、給食センターがもう既に粕屋町の汎用システムを使用して行っております。だから、学校の給食費を収納する先生方の事務負担、ここら辺の軽減も既に行った状態で今現在事務を実施しております。公会計にするメリットと申しますのは、学校の先生方の負担を軽減するというふうなこと、こういうものが大きな軽減メリットでございますが、既に公会計にしながら、粕屋町の方は行っておりますので、何ら変わることはないと思っております。

す。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、払えると認識されている世帯が滞納しているこの現実にはどのように対処されていますか。私会計で問題ないと。そりゃ問題ないでしょう。ただし、払えると認識されてるそういうご家庭がいらっしゃると、そのご家庭の方たちに対する徴収方法というのは、学校の方には今全く関与させてないよと。全てその給食センターの方で一括してるよと。では、給食センターの方で、払われてないご家庭に対してどのようなプロセスを踏んで、払っていただくようになされておるのか、その辺をお伺いしたい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

学校に全く徴収を依頼してないということじゃございません。先生方に依頼しておらないということで、事務員さんですね、学校におられる、そちらの方には現年度等の電話等あたり、未納者に対しては依頼をしておりますが、基本的には滞納、悪質未納者に関しましては給食センターで対応しているということでございます。で、実際どのような対応をしてるかといいますと、まず最初に督促状を発送いたします。これは学校長を経由して、児童・生徒に配付して保護者に通知をしております。あと、その次が催告書ですね、催告書を郵送でいたしますと役務費がちょっとかさんできますので、その辺は学校に協力していただいて文書を配付しております。その次が、支払い督促予告通知というのを出してしております。これは、ここからは郵送になります。内容証明書を出して、裁判所のほうに支払い督促をいたしますよということで、ご連絡くださいということで出してしております。それでも反応がない、未納者に対しましては裁判所において支払い督促を申し立てております。支払い督促を申し立てて、それでも反応がないということであれば、仮執行宣言の申し立て、そして差し押さえ、強制執行の方に移るんですが、この間、何らかの連絡がございます。その連絡がありましたら、世帯の事情等をお聞きして、分割にしたり、いろんな方策で支払いをしていただくように協議して支払ってもらっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今の滞納が発生してからの一連の流れですね、これは裁判所の部分を除けば、地方税法の滞納処分の適用とほぼ変わらないんですよ。裁判所を除けばですよ。先ほど、そういう手順で督促をやって、催告をやって、裁判所に何やかんやら訴えますよと、そういう文書も流して、それから払ってない世帯の方が給食センターに接触をしてくるという、そういうことですかね。そこでいろいろな話し合いを持って、分納にするとか、今まで滞納した分を最終的には責任を持って払っていただきますよと、そういう約束をされるんですね。じゃあ、その約束をしたのであれば、恐らくこの数年滞納額というのは、たまっている状態だと思うんですよ。その滞納額のまず不納欠損というのはなされませんよね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

不納欠損をどうしているかというようなご質問だろうと思います。不納欠損は、平成16年からいたしておりません。現在、平成24年度から、支払督促等、収納を強めましたので、その辺を精査いたしまして、不納欠損理由等を挙げられるような状態で、今後不納欠損をしていく予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

平成16年から、不納欠損が、滞納がたまっているような状態ですよ。今、平成25年、その間8年、追跡もされてると思いますけど、先ほどのご答弁の中のそういう時系列的な、滞納が発生してからその後の手順を考えれば、まず不納欠損が出ることはあり得ない。今たまっている、平成16年からたまっている債権というのは、原則は支払い能力があるとみなされている家庭、だから不納欠損という欠損処理をすること自体、まず考えられない。じゃあ、実際にその皆さんが債権者に対して、一般的には払う能力があると見られているんだけど、実際に皆さんが実際にその債務者と会った場合に、その家庭状況とか、家庭の財産とか、その辺に変異があったからその不納欠損に至らないといけないというそういう判断になっとなるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、平成24年度から支払い督促を始めております。平成16年から、未納等が残っておりますが、それぞれの世帯の現在の年収ですね、年収とか、環境の変化とかございますので、今それを精査して、不納欠損、例えば生活保護になっておられるとか、当時は生活保護じゃなかったけれども、現在生活保護を受けられてると。そういう世帯あたりを今精査しているところでございます。精査し終わったら、当然そういう世帯に関しては不納欠損をする予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私が冒頭に申しましたが、この給食費は子どもには正直責任はないんですよ。だから、私の考えは、親が払わなくても給食費は提供せんといかんと、私はそういう認識でおるんですよ。ただし、払うべきものは払っていただく。これが難しいんですけど、それが一般的な私の考えではあるんですよ。昨日、町長が、7番議員さんでしたっけ、そのときの答弁で、ファイナンシャルプランナー、お金を自分で給料幾ら稼いで、それを後々後世にわたってどのくらい貯金したらいいとか、どういうプランでお金を管理したらいいとか、そういうことを今後考えていこうと、そう言われましたね。そういう面をやっぱり、行政が私はするというのは正直、ここまで行政が各家庭の中に入り込まないといけないかなっていうのは正直気持ちはありますよ。家庭の中に入っていかなきやいけない。そこまで行政サービスとしてしないとけないのかなっていうのは正直ありますけど、やっぱり税の公平負担とか、そういうのがやっぱり逃げ得というか、サービスだけ受けて、払うべきものは払わないで、最終的には税金を踏み倒すとか、そういうことをやっぱりなくすためには、昨日答弁されたようなファイナンシャルプランナー、その方たちをその家庭の中に入り込ませて、将来的なプランを組ませる必要があるのかなと、それは正直今の教育次長の答弁を聞いてて感じました。いろいろやられてるとは思いますが、1つここで事例を述べて、私の一般質問とさせていただきます。

皆さんご存じのように、横浜市、これはかなりの政令指定都市で、政令市の中でも人口的にすごくずば抜けて多いんですけど、そこは子どもの数が相当多い。待機児童ゼロという目標を掲げて、それを達成されてると。達成はしたものの、児童数はやっぱり増えてきますから、それに対しても継続的に自治体として保育所整備を進めていくと、そういう自治体があります。そういう自治体もやっぱりそういういいことばかりじゃなくて、やっぱりその住民サービスを受ける住民の方にやっぱり厳しいことも言われています。その一例は、例えば保育料、これを滞納した家庭に対して、ただ単に滞納がありました、はい手順を踏みます、それも確かに一理でし

よう。ただし、やっぱりそれではなかなか建前上わかっている、それでは改善ができないんですね。横浜市の場合もプレス発表、記者発表、滞納者に関してはA、B、C、D、A、これだけあります、B、これだけあります。こういう手順にのっとって、地方税の適用により滞納処分を行なっていきますと。そこまでやっぱりどんと打ち出しとるんですね。そこまでしないとやっぱり滞納というのはなかなかなくなっていくかないと。粕屋町の人口5万人未満の小さな自治体でありますけど、横浜市みたいにああいう大きな自治体になると、やっぱり何億円という単位で滞納が保険料だけでも出てきますんで、小さい自治体ではあるけど、やっぱりそういう税の交付負担に関しては毅然と言うべきことは言う、その辺をお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。

(5番 福永善之君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時15分)

(再会 午前11時25分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

6番小池弘基議員。

(6番 小池弘基君 登壇)

◎6番（小池弘基君）

議席番号6番小池弘基です。

本日は、2日目の一般質問でございまして、あと私を含めて残り2名となりました。ですが、もう少しおつき合いの方よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、質問を行う前に、通告書の訂正をちよつとお願ひしたいと思ひます。

訂正箇所は、質問の1問目の(2)本庁と書いておりますけども、この庁の字が間違っておりますので、訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

では、早速質問のほうに移りたいと思ひます。

1問目は、防災対策の現状についてお尋ねします。

(1)気象庁が平成25年9月1日より、災害情報の種類、現在は注意報と警報の2種類でございまして、これに特別警報というものを追加して3つの種類にするといったようなことになってるようでございまして。そこで、この特別警報の定義を総務部長のほうにお尋ねしたいと思ひますので、まずよろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

総務部長の八尋でございます。よろしくお願いたします。

特別警報と申しますのは、気象業務法の一部改正によりまして、気象台が発表する気象情報に、4月1日から特別警報が加えられることになりました。具体的には、数十年に一度の風水害、あるいは台風ということで、一般の警報のその上、スーパー警報というふうなものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

私が聞いた話でいきますと、今、部長の方からもございましたけども、従来の警報、それを数十年といいますか、より特別に、先日といいますか、前回の北部豪雨みたいな、そういったものに対して、今までの警報よりもよりやはり住民に周知徹底をするというか、連絡するといった義務を必要とするような内容だと聞いております。こういった特別警報といったものが、6月から施行されるわけですけども、そこでお尋ねしたいんですけども、まず今までの警報ですと、防災無線であり、何らかの防災メールであれ、そういったことで、町民に警報が発表されましたよ、各自で安全なところにも避難するなり、自分たちで考えてくださいねといったような形だったと思われんですけども、今回気象庁のほうで特別警報といったものを新たにつくったということは、それを確実に住民の方に使いなさいといったことが今度新たに各地方といいますか、行政の方に知らせる義務を負わせるといったようなことを聞いております。

そうしたときに、こういったふうな形で粕屋町住民の方全員にそれを周知、伝える、徹底して伝えるかといったその辺の伝え方についてお尋ねしたいと思いますので、答弁、また部長お願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

まず、特別警報の施行についてでございますが、このことにつきましては、この8月頃、広報やホームページにおいて、この特別警報とはどういうものかというふうなことで、事前に住民の皆さんには周知を図ることにしております。実際に、9月1日以降、この特別警報が発令された場合には、町は防災無線やホームページ、あるいはエアメールなどを活用するほか、広報車、あるいは消防団などと連携いたしまして、直接住民へ周知し、直ちに安全な場所に避難していただくように指示をいたします。それから、この警報は気象台からも、テレビ、ラジオなどのマスメデ

ィアを通じて情報提供を手配されることになっております。この特別警報は、数十年に一度でありますとか、かつて経験したことの無いような激しい豪雨や暴風、地震などの異常な気象現象が起きそうな状況時に発せられるものでございますので、ここに向けて、気象台が発する最後のメッセージというふうにご理解していただきたいと思っておりますし、町の防災姿勢といたしましては、突発的な地震はある。地震等は例外でございますけれども、警報からさらに特別警報に発展するもので、この段階では住民の避難が終了していることが最も必要でないかと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

幸いにも、本町、粕屋町は非常に災害が少ない町だと私も理解しております。先ほど八尋部長のお話の中で、特別警報は何十年に一回といったような非常にまれな災害であるといったようなお話もございましたけれども、そのまれな災害といいますか、それが非常に頻繁に起こっております。確かに、粕屋町ではまれかもわかりませんが、全国的には北部九州の豪雨もそうでしたし、日本全国至るところで毎年何件もこの特別警報といったものが発令されるようなことが今後頻繁に起こるのではないかと、そういったふうなこともあわせて気象庁がやはり単純に今までみたいに注意なさいよというだけではなくて、もう一つ踏み込んだ、またその地方自治を含めた住民のやはり生命、財産を守るために、そういったものを今回施行するに当たったのではないかなという、私はそういった解釈をしております。先ほど、いろいろとテレビ、マスメディアを通じていろんな連絡もあるだろう。粕屋町は防災無線もあるし、またいろんなインターネット、ホームページ等で知らせていきますと。また、消防の人達のお力をかりて、ずっと粕屋町24の行政区の隅々までそういった周知徹底をしていきますといったようなことを述べられたと、私は今解釈いたしましたけれども、果たしてそれだけで、今言うその義務化がついた中で、本当にそれでいいのかなといったところの不安があります。次の(2)でも触れますけれども、今、この自治防災といいますか、自主防災といったものが叫ばれてる中、また粕屋町のそういった風水害に関するような避難場所、これもまだまだ完全ではないかと私は思っております。一般的には小学校であったり、保育園、幼稚園、また公民館といったようなところが避難場所に指定されてることが非常に多ございますけれども、先般原町区のほうでも、防災の図上訓練をした際に、やはりこう公民館という、端的に一つの防災の避難場所ということですが、でも各家からその避難場所に行くまでの一時避難場所といったところが非常に曖昧であったり、そこに行くまでの経路といいますか、そこでの災害、これがまた非常に不安であるとい

ったようなところが非常にあります。その辺のところも、ただ単に防災無線というのがわかりやすいんですけども、台風であれ、風水害みたいなゲリラ豪雨と言われたようなものが想定される昨今、なかなか防災無線は聞こえないと思われるんですけども、これを何とかもう少し進歩して、もう少しその逆に皆さんに周知徹底できるような何かこうシステムといいますか、その辺の考えがあるかどうかを再質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

先ほどお答えいたしましたとおり、現在のところはそのような住民への周知方法、これで行なってますけれども、災害弱者と言われる方がたくさんいらっしゃいます。そういう方には、地元の区長さんをお願いいたしまして、地域として、そういうふうな情報を持っていただいて、そういう人たちの救難について支援をしていただきたいというふうなご連絡は申すつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

もう少し踏み込んだ質問いたしますけども今、防災無線もなかなか聞こえづらい。また、インターネットであるとか、ホームページであるとか、それは常に意識をしながら自宅でそういったものを見るチャンスがある方は有効だとは思いますが、今非常に携帯電話等々は皆さん非常にもう持っておられる方、高齢者の方も、また小さな子どもさんたちも携帯電話は結構今普及しております。この辺の活用といったところ、一時登録をした方に、いろんな防災関連のメッセージを送るかといった話も出てたかと思えますけども、その辺の今の現状どこまで進んでるかを、答えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

携帯電話を利用した広報についてでございますけれども、現在エアメールというものに申し込んでおまして、このエアメールはエヌ・ティ・ティ・ドコモ社での総称でございますけども、エヌ・ティ・ティ・ドコモ社、au社、ソフトバンク社の携帯電話会社3社と契約を締結しております。これは粕屋町などで緊急地震速報などが発令された場合に、粕屋町町内の各個人の携帯電話に自動着信でお知らせするサービスでございます。また、町で避難勧告や避難指示など決定した場合におい

ても、このシステムを活用して、自動通知によりお知らせすることも可能でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

一日も早くそういったものが普及していただくように、また今後ともお願いしたいと思っております。

同じような関連の次の(2)でございますけども、先ほども少し触れましたけども、自主防災組織が粕屋町もやっと24年度から2つ、原町と上大隈の行政区でスタートして、図上訓練等が行われたといった経緯でございます。そこで、せっかく2つの自主防災組織ができたんですけども、その後何か具体的な進捗状況等ご存じであれば報告いただきたいと思えますし、またそれ以外に、25年度新たにこういったふうなところが今準備してますよ、また逆にこういった計画がありますよといったところがあれば、その2番の質問として、現状と今後の予定について答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

お答えいたします。

自主防災組織の現状と今後の予定についてでございます。

初めに、自主防災組織につきましてのご説明をいたします。

自主防災組織につきましては、今般見直しを行いました粕屋町地域防災計画の中でも、地域における共助の推進のため、自主防災体制の整備を項目に掲げ、全行政区において組織化を促進しているところでございます。昨年度は、上大隈区と原町区において県のモデル事業を活用して防災訓練を実施いたしました。また、自主防災組織化につながるよう、町内15カ所で防災行動も開催いたしました。また、有事の際役立つように、全公民館で、災害対策用の資機材の配付を実施したところでございます。今年度の自主防災組織につきましては、駕与丁区、柚須区で防災訓練の実施の申し出がっております。そういうことで、期日や内容を現在調整中でございます。7月には、各行政区の役員にお集まりいただき、防災講習会を開催し、各行政区で少なくとも1回防災講座を実施していただけるように要請を行います。また、今年度は学校や公民館など避難施設に海拔を記載した表示板を設置するように予定しておりますが、地域住民の身近な施設が避難所であるという認識を持ってい

ただくことで、防災意識の向上につながればよいと考えております。訓練など、このような取り組みを通じまして、参加者の皆さんに、地域防災、減災の重要性を啓発し、各行政区に対しましては自主防災組織の組織化に向けて積極的な要請をしているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

今後も自主防災組織が本当数多く、早急にできていくことを希望いたしまして、次の質問に移りたいと思っております。

2番目の質問でございますけども、本町における医療の充実といったようなテーマで質問いたします。

まず、これは昨日木村議員が質問をされた内容とダブっておるところもでございます。それでまた、その中で、昨日町長がいろいろ答弁していただいたことはもう十分理解をしておりますし、それにちょっと違ったところの形で質問をさせていただきたいと思っております。

1番の問題につきましては、全国的に自治体もそうですけども、なかなか補助金を出してないといったところが現状でございます。そういった中で、ただ福岡県内で、単町単独でこの補助金を交付している団体、その行政区、行政があるといったようなことも聞いておりますので、そういったのがどこの自治体なのかとか、大体それがどのぐらいの金額をどういったふうな人たちに今補助してるのかといったところの現状がおわかりでございましたら、町長ちょっと答弁お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

小池議員の質問にお答えします。

今質問された風疹でございますけども、今県内で補助をするという町は鞍手町1カ所でございます。金額等については、住民福祉部長の方から、内容については説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今の県内の状況なんですけど、昨日もちよっとお答えしたと思います。今第2回目の調査を県の方が取りまとめておりますので、その結果がまだ出ておりません。今のところ町長が申しましたように、1カ所だけということ聞いております。詳細につきましては、もうしばらくお待ちいただければ、はっきりしたところの結果が出ると思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

これも必ず正しいかどうかはわからないんですけども、金額的には1万円ほど補助金として支給しているといったような話もございます。それでまた、対象がやはり子どもさんを産む適齢期といいますか、やはり20代から30代の女性の方であるとか、ご主人と言われるようなまた男性の方であるとか、ある程度の年齢的なものを今は絞り込んだ中でやっているようなこととございますけど、私もまだそこまで調査その他ができておりません。まして今、水上部長の方が言われましたように、県の方でいろいろと調査をやって、今回も第2回目の調査中だということとございますので、次回の定例会でも結構です、そういった何か動き等がございましたら、その辺の現状だとかということをもたお願いしたいと思いますし、やはり以前から因町長が言っておられますように、粕屋町、特に出生率もそうですし、子どもさんの新生児の数もそうです、待機児童が非常に多いので、毎年のように新しい保育園の開設だとか、今全国的には非常に珍しいように小学校の増築をしているような自治体は全国ほとんどないと思われまして。そういったふうに、子どものこと、子育てに非常に力を入れてある町だけに、やはり事前に予防ができる、特にこの風疹のワクチンというのは安全性も高いと聞いておりますし、やはりそれを打つことによつての今度新しく生まれる新生児の方への非常に対応も顕著であるということも聞いております。また、非常に高いワクチンだということもございますので、いろんなふうなことで、粕屋町もすることが大変で、予算が幾らあっても足りないといったことは重々わかっておりますけども、その辺のところは何か全額でなくても、半分でも何かこう、やはりこう他町の次に行くということよりも、一つでも、鞍手町が行ってるのであれば、どんな状況でということ、県の結果が出る前に、直接鞍手町にその辺の情報を確認することも一つかなと思いますので、そういった中で粕屋町が参考にできる場所があれば、それを参考にしていきながら、やはり1歩でも2歩でも他町のところよりも、さすが粕屋町、やはり進んでるな、1歩でもやはり住民のことに對しての積極性がある町だなといったところも検討していただければありがたいなと思っております。また、町長が言われましたような広域行政の話も昨日

出ておりましたけども、そういったことも視野に入れながら検討していただきたいなと思っております。

あと、次の2番目のほうに移りたいと思いますけども、同じように関連でございます。

粕屋町、非常に子どもが増えてきておりますので、そういった中の小児科でございます。特に、小児科の方は、粕屋町に病院があるとかないとかというよりも、近郊にどれだけ病院があるかということも必要なかもわかりませんが、やはりこう粕屋町の中に、またこれだけ新生児が多い、また子どもさんが非常に多いという町だからこそ、町内に入院施設があるような、そういったふうな病院といえますか、クリニック等ではなくて、そういった病院があったらいいなと私は思いがございます。

そこで、これはまた町長に質問でございますけども、そういったふうな施設があったほうがいいのか、もしくは今の現状等について、説明なり答弁していただけるようございましたら、町長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

まず、現在粕屋町には、小児科の診療科目を抱えている医療機関の数は、5つの医療機関がございます。また、粕屋町役場から4キロメートル以内に、これは他町になりますけども、含めると11の医療機関がございます。合わせると16ということで、この数は少ない数ではございません。しかしながら、人口における小児科がある医療機関の数を見ますと、年少人口1,000人に対して0.63施設というふうになっております。粕屋地区の平均のパーセントは0.88施設より0.25ポイント低い結果となっております。しかし、先ほど申し上げましたように、近隣にも小児科施設があり、県の医療計画でも一般小児医療を担う診療所は増加傾向にあるということでございます。というような内容から、粕屋町にそういった医療機関が不足しているという状況では現在のところございません。これ入院についてもですか。入院についても。

◎6番（小池弘基君）

そうですね。入院も一緒に。

◎町長（因 清範君）

一緒にですか。

次に、入院施設についてでございます。小児科の入院施設については、福岡県内に36の施設がございます。そのうち、粕屋地区に3施設、それから隣接する福岡市と糸島地区内に15施設の入院施設を持った医療機関があります。ということは、県内の半分が粕屋町の近隣にあるというふうに言うことができます。現状はそういうところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございました。

今の町長の答弁をお聞きしまして、粕屋町そのものにはそこまでずっとたくさんあるわけではないけども、粕屋町周辺含めたこの市内を含めて非常に充実してる方かなといったところを今認識したわけでございますけども、あとやはりこういったものというのは、だんだんと今子どもも増えてきております。こういった施設っていうのは、一長一短で、すぐできることではございませんし、また町長、町執行部が何かこれを計画して建設するといった内容のものでもまたございません。

最後になりますけども、こういったことが充実していけるように、執行部として、既存の病院等に対しまして、そういった施設の充実であると、そういったことを、これは小児科に限らず、産婦人科、婦人科もそうでございますけども、なかなか新しく病院を建てるといったものはやはり医師会の中でもいろいろとやはり難しい問題も抱えてくるんじゃないかと思っておりますし、その辺はやはり既存の病院あたりといろんなふうな話をしながらの中で、少しでもやはり住民の生活が少しでも充実できるような施設を、また医療施設の充実にもお力を賜りたいなと要望いたしまして、私の一般質問にさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

（6番 小池弘基君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

皆さんいかがいたしましょうか。質問者はあと1名でございますが、続けさせてもらってよろございますか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

じゃあ、12番山脇秀隆議員。

（12番 山脇秀隆君 登壇）

◎12番（山脇秀隆君）

それでは、最後の質問者になりました。一番何か悪者になったみたいな感じがしますが、もう少し我慢をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議席番号12番山脇秀隆でございます。

通告書に従い、早速質問をいたします。

まず初めに、道州制の法案成立を見据えて、今後の町の取り組みや考え方について質問をしていきたいと思ひます。

国は、今日の二重行政や縦割り行政の弊害が指摘されている中、中央集権的統治機構を変えようとして、今国会での道州制の導入の法制化を目指しております。国を現在ある47都道府県を10程度の区割りにし、外交や防衛、そのほか通貨とか法律、司法など、国家の存立にかかわるものは国が行い、それ以外の権限や財源を道州に移譲するというものであります。基礎自治体も基本的には現在の市町村の枠のままを基本とし、これまで都道府県が行なってきた業務を担い得るようにしようとしております。しかし、基礎自治体を30万人程度にまとめる案も政府与党の中にはいまだにあるようではありますが、一定程度の人口の基礎自治体になることは避けられないと思ひます。今回、道州制が導入されれば、行政の効率化によって、国家公務員や国会議員の大幅な人員の削減や各自治体が権限の移譲や財源の移譲などで、地域に根差した活性化対策ができるとしております。しかし、全国知事会や町村会では、その財源や権限の中身が明確でないことなどから、道州制の導入に関して反対の意思を表明しております。安倍政権は、2年の審議を経た後3年以内に導入をするというかつての道州制案を2年にこだわらないとした修正案を出しましたが、法案の時効が5年ともなれば、今回の国会で法制化されれば道州制の導入が一気に加速することは否めない事実であります。このような状況にある今日、粕屋町の行く末はこれからの町の対応によって大きく変わるものと考えます。そこで、町長のかじ取り次第が大事であると思ひますので、町長の道州制導入に対する見解をお聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大変難しい問題でございます。

まず、全国町村会、それから全国議長会、この2団体は断固反対という立場で、先般熊本で、九州の町村の市長会ございましたけども、そのときにも改めて九州町村会の反対決議をしたところでございます。そういった立場から、私は今知っている範囲内でのお答えをしたいと思ひますけども、ほとんど山脇議員が言われた内

容、凝縮されております。重複するところもあろうかと思えますけども、一応答弁とさせていただきます。

道州制基本法案は、導入のあり方について具体的な検討に着手するため、基本方向や手続を定めることや必要な法制の整備を定めるものとされております。この中で、道州制の目的は、これまでの中央集権体制を見直し、国の事務を国家の存立の根幹にかかわるもの、国家的危機管理、その他国民の生命、身体及び財産の保護に関すること等に限定をしております。国家機能の集約強化を図るものというふうにされております。

一方、道州は、国から広く権限が移譲され、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経済の主体となるということになっております。私ども市町村は、基礎自治体に位置づけられ、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむねあわせ持ち、住民に直接かかわる事務について自ら考え、実践する事務を担うこととなります。この法には、この基本理念とともに、道州制推進本部の設置、道州制国民会議の設置等が盛り込まれておるところでございます。導入を検討するに当たっては、いろいろな課題があるようでございます。中央省庁の解体再編や出先機関の廃止、国の700兆円にも上る巨額な負債をどう扱うのか。都道府県から市町村に大幅な事務権限の移譲であります。都道府県を廃止する際に、その負債はどうするのか。また、基礎自治体である市町村につきましては、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる体制の構築を求められております。このことは、その役割を担い切れない小規模町村にとりましては困難が予想されます。基礎自治体の規模については明確な表現はありませんけども、県の事務を継承できるとなると、人口が20万、30万というような規模の自治体でなければ、国が目指す基礎自治体ということにはならないだろうと思えます。現在、20万以上の自治体は100自治体ほどございます。今後、道州制国民会議において、この規模についても具体的に検討がなされるであろうというふうに思えます。もちろん粕屋町の現状に照らし合わせますと、高度かつ専門性の高い事務につきましては、まず人的にも、組織的にも対応できないだろうと思えます。これは、町村だけじゃないで、市においても同じだろうと思えます。この規模の20万以下はどうなるのかというような問題も包含されておるようでございます。

以上、概要でございますけども、一応市町村長会の反対の、これ5月15日に、自民党の道州制推進本部との協議がなされました。また、5月8日には、全国知事会、全国市長会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会4団体、それから市町村長会、市町村議会議長会、と地方六団体の中でもいろいろ、なぜこの時期にとか、道州制について何でといった意見も多くあります。今からどういう方向で進むのか

ということは、今後の動向を見たいと思いますし、まず参議院の選挙の後のことではないかというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

これは、多分去年の自民、公明、民主、三党合意の閣議決定で、道州制導入ということがうたわれ、自民党政権与党の公約の中で、道州制の導入ということをしてるということで、今回法案にも出されて、その修正案も出された形で提案されていくという流れが国にあると思います。そうした中で、道州制は確かに町村、市町村、県知事会というふうな形で審議されて、それに対して反対表明をしてるのは現実にあります。けれども、国がその中身について精査して同意が得られれば、当然これは道州制に移っていくということでもあります。そうした中で、今回私が質問してるのは、この制定をしたと仮定してということでもいいので、制定するとして、町がどういう取り組みをしていくんだらうかということ、やはり今のうちからしっかり討議しておかないと、いざスタートしたというときには、もう5年以内に始まってしまうという、移行期間含めても約10年ぐらいでもうなってしまう。そしたら、今この時点で、しっかりやはりその方向性なり、動きをつけていかないといけないというふうに思っております。先ほど町長の答弁ありましたように、一定程度の人口を持つ基礎自治体というのがやはり必要ではなかろうかと。今、粕屋町、年々1,000名ふえておりまして、町長が多分単独でこのまま市になってほしいというような思いも強かろうとは思いますが、この道州制導入してしまったら強制合併という道もやはりあるわけで、今言われたように、20万から30万となると、6町で18万、そうすると新宮、古賀、そのあたりを入れていくのかなという動きがあるのかなというふうにも見てとれます。そうした中で、町長はその一定程度の事務事業、要するに自主性、自立性の高い行政主体、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる体制づくりが必要だと、今答弁されました。そうした中で、粕屋町がそれに向けていくにはやはり基礎自治体の人口の規模がやっぱり必要だというふうに今答弁の中で感じる事ができました。そうした中で、そのまま人口が5万になるのを待つのか。それとも、新たな行動に出るのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

山脇議員がおっしゃっているのは、合併の話だろうと思います。合併につきましては、20年の段階で合併はしないということで決定をされました。それなら、この道州制が出てきた段階で再度そのことが出てくるかということについては、今の段階でどうこうというのは非常に、全国町村会のほうはこれに対して反対の立場でございますので、今の段階で合併とかということは考えておりません。ただ、粕屋町として、足腰の強い基盤整備、どこと一緒になっても粕屋町が中心だという力をつけていきたいということで、今後の行政を進めていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

現実には、道州制は既に仮決定されており、今国会において成立する見込みであります。5年後には法的措置がなされ、地方分権改革が一層進み、道州制に移行していくと思われまます。基礎自治体として30万人程度の強制合併の可能性も見えます。そうした場合、粕屋町が道州制導入後の基礎自治体となる上で、今中心的存在にあってほしいと言われましたが、そういった中で本当に基礎自治体の中心として、粕屋町がこのまま黙ってていけるのかなというふうな思いがあります。例えば、30万人といった場合に、例えば古賀市とか、宗像市とか、そういった方向の市がやはり強いですよ、合併の中において。そういった中に、市庁舎を例えば古賀とか、宗像とか、あっち方面に持っていかれたら、それこそ粕屋町は何してたんだと。今6町合併も、そういった中で、頓挫した中で、粕屋町が本来であればリーダーシップをとっていたにもかかわらず、それがなくなってしまった。そうした中で、今度強制合併をさせられて、市庁舎は市のあるほうに持っていかれてしまったと。こういうことでは、やはり後手後手で、粕屋町の町民にとって何の利益も享受もないわけですね。だから、この辺はやっぱり早目に何かしらの行動を起こしていかなければいけないというふうに感じております。

そして、道州制の導入には、町長言われましたように、さまざまな前提条件が組み込まれなければ導入すべきではないというふうには思います。全国知事会で提案された道州制に関する基本的な考え方を含め、導入を検討するに当たっての具体的な検討課題の中身でもそういった前提条件がさまざまに言われておまして、それがなければ当然反対をしていくという流れにはなっております。

こうした見地から、国民的議論の場を設け、十分な論議をした上での導入でなければならないと感じます。かつて粕屋町議会においても、6町合併協議会の設置についての議案を否決し、町民の十分な論議を見ないまま合併問題を終わらせた経緯

があります。この良し悪しは別として、町民がこの道州制の導入によってどのようなメリットやデメリットがあるかなど、十分に理解できる討議の場や情報を提供できるようにすることが必要であると思います。住民にどのようにして問題提起をしていくのかお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろいろな難しい内容でございますけども、これは安倍総理は今国会には出さないというふうに私は伺っております。なおかつ、期限も5年間ということで決めておりますけども、この期限は撤回するという話を聞いております。この道州制が今後どう動くのかということと地方六団体との関連も踏まえながら、まだまだこういった町村で質問は山脇議員が初めてじゃないかと思います。いろいろ今議会中ですけども、そういった状況でもう少し慎重に検討に検討を行ってまいりたいと思います。決して町民の方にしまった損したといった思いをさせないように、そこら辺は十分気配りをしながら考えて検討していきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

私は、やはり早く手を打つことが、やはり修正がきくんですね。これが、例えば後手後手になってしまったら大変になるということは、私は土地開発公社の損失の問題、この辺について感じる事なんですね。だから、やはり失政を行ってはいけないというふうに思ってます。それにはやはり早く手を打って、早く行動をして、そこで問題解決をして、やはりだめなものはだめというふうになっていいと思うんですね。だから、やはり修正がきくというのは早い段階から動くから修正がきくんであって、遅きに失しては修正もくそもないわけですよ。そういう意味では、早くこの件についてはしっかりやっていただきたい。公明党は、地域主権型道州制の導入を目指してます。これは全国知事会もこれだったらいいよというふうな見方で見られておりますし、政権与党にいるわけでありますから、今回参議院選の公約にもなっているというふうに思ってますんで、これは安倍首相が出さないということであれば公約違反ということにもなりかねません。そういった意味では、私は、今回国会に提出されて、何らかのそういった動きがある、そして5年以内の法の措置をしていくというふうに私は踏んでおりますので、少なからずとも10年以内には何がしかの動きを粕屋町がしていかないと、後手後手になってしまうのではない

か。それは、とりもなおさず、町長のリーダーシップに私はかかっているというふう
に思いますので、町長選、2年後にございます。この辺の問題も含めて、公約に含
めて、私はやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

それともう一つ、これは論議をしていく中で、町執行部による行政懇談会という
のが、取り組みがございます。現在これ取り組みはどのようになっていますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

協働のまちづくり課、安川です。

行政懇談会につきましては、窓口は協働のまちづくり課で取り組みさせていただ
いておりますが、昨年度は阿恵区1件のみでございました。各行政区の方から申し
出がありましたら、随時お受けをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

先ほども申しましたように、合併の問題にしる、こういった道州制の問題にし
る、これから町が大きくかかわって、町にとって大きな問題になってくるようなこ
とがたくさんあります。こうした中でやはり行政と執行部と町民の方が触れ合う場
というのはやはり必要であろうかというふうに思います。そうした意味では、要請
を待つということではなく、各行政区に訪問をして、こういったことで開きますよ
ということをしつかり訴えて、こういった論議を町民に流して行ってほしい。こう
いった情報を、こういったことがあるんですよ、皆さんどう思いますかというよう
な流れで、やはりそこで町民の意見をやっぱり集約するというのも必要ではない
かというふうに思います。国は道州制の導入を具体的に検討する体制を築く道州制
推進基本法を早期に制定し、国民や地方の意見を議論に反映させる道州制国民会議
の創設も考えております。道州制の機運は今後高まってくると思います。しつかり
とした論議を町民と共有できるような場を持つことを、今回は前回の反省を踏ま
え、要望して、次の質問に移ります。

続きまして、粕屋町教育行政目標と主要施策について質問いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育に関する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価等の条項が追加され、平成20年度より追加さ
れた条項の実施がなされ、議会への報告とその内容の公表が義務づけられました。

点検及び評価の対象は、粕屋町教育行政の施策要綱に基づいて行われており、さきに行われました町内小・中6校の校長による平成25年度の学校経営発表会では、この施策要綱に準じて発表がされたところであります。つまり、点検評価の報告書により、次年度の目標と課題を見きわめ、その課題に取り組んでいくというものであります。評価方法は、二重丸、丸、三角、バツの4段階で決められ、その結果によって粕屋町の教育行政の方向性を決めていくということであります。このように理解をしておりますが、目標の立て方に違いがあれば説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの山脇議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、昨年度はいじめ体罰等で全国的な社会的な問題になりまして、そのたびに教育委員会の充実が叫ばれたところでした。また、12月に新政権が発足いたしました。安倍内閣は再生を2つの観点から力説しております。1つは経済再生、1つは教育再生でございます。内閣の中に、教育再生実行会議まで設けて、ただいま3次まで答申を出しているところがございますが、そういう状況の中で粕屋町教育委員会としても大幅に見直す時期に来ているだろうということです。大きくは、町民の期待に応える教育委員会であればならないと再度自覚をしたところがございます。

そこで、今ご質問にありましたように、教育行政の目標の立て方でございますが、これが旧年度の24年度までの教育目標ですが、平成24年度に教育基本法が変わりまして、今お話いただきましたように、19年度に、教育関連3法案が可決をいたしました。これの2ページを見ますと、教育委員会事務局、私どもですが、教育行政の組織及び運営のあり方、評価のあり方について検討するとありますが、検討するどころか、20年度から実施をしておりますので、ちょっと不都合だなと。幼児教育、幼稚園教育も文科省に言わせると、幼稚園、小・中学校とも学校教育の範疇に入っております。したがって、幼稚園教育と学校教育を分ける必要ないなといったところなどが、非常に矛盾点が出てきましたので、大幅に見直しをしまして、新たな新年度版の、25年度から教育行政の目標と主要施策ということで刷り直しをしております。内容が変わったかと申しますと、内容は大きく変えておりません。例えば、幼児教育の場合、施設設備の充実と安全確保に関する一層の工夫を図るといような情報は、この中の学校教育の幼稚園教育の中に入れておりますので、柱を5項目立てて、その中に過去あった施策をずっと並びかえたというところで認識していただければ幸いかなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。

一応、そういったことで、今回から新しく変わった点がありますよというお話でございました。この点検評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する知見の活用を図るとありますが。これ外部評価で、それとも粕屋町教育委員会、自己評価でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

第三者の外部評価になっております。現在、粕屋町では長年教育現場の実績を踏まえられた木村辰也先生に評価を毎年いただいております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、確かにこの評価報告書には、木村先生の名前が載っております。これは、木村先生と教育委員会で評価をしてるということですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

3月31日に年度が終わります。そのときに、教育委員会、教育委員も意見を出しますし、具体的には学校教育課、社会教育課、給食センター、それぞれ課長が責任を持って自分の領分のところの評価をいたします。それを教育委員会にかけます。そして、いろんな意見がこのように出てくるわけですが、それを教育委員会で審議をいたしまして、1冊仕上げます、原案を。それを持って、第三者の木村先生のところに、第三者の評価をお願いしますということで講評をいただいております。したがって、今年度は3月31日をもって、教育委員会が定例会が12回、臨時教育委員会が1回とか、そういう回数等もずっと内容を含めまして報告しないと、第三者の評価の人は意見が書けないわけですから、原案を持って、3月過ぎて、4月に持ってまいります。そして、意見が5月初めに出てくると。それをまたさらに教育委員会で審議して、これで公表してよろしいかという段取りになっておりますので、教育委員会の新しい年度の目標と施策要綱は4月初めに出したいなと思ってるんですが、この評価のほうは6月議会にぎりぎり間に合うかどうかと

いうことのずれがありますので、山脇議員おっしゃるように、すんなりとはいかないところがありますので、ご了解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

評価報告書には、評価メンバーというか、その評価の仕方というのがわかりづらいというんですか、例えば木村先生しか名前がないので、木村先生一人で評価されているのかなというような誤解もありますので、もしよかったらその辺の経緯なり、評価の仕方なりをここに表記していただけると、これはたしかホームページにも載るといふふうに思いますので、これを見る限りでは自己評価してるんじゃないかなというふうな思いもありますんで、そうじゃないよというところをやはりホームページでしっかりと訴えてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

これは、あくまでも教育委員会の自己評価ですよ。教育委員会の事務局として、教育委員会が自己評価します。それを第三者の町民サイドから見た……。

◎12番（山脇秀隆君）

それは、意見ですね、じゃあ。意見を求めるということですね。

◎教育長（大塚 豊君）

そうです。

◎12番（山脇秀隆君）

わかりました。そしたら、自己評価ということでもありますので、自己評価であれば、丸、三角、バツですかね、そういった形で評価をされております。二重丸は、例えばこれでいいよ、これで終わりだよということではないと思うんですね。多分そのまま継続していきますよと、これは達成をしてるけど、そのままいきますよというようなことだろうと思います。今回、バツはなかったんですが、三角がございますね。三角の場合はもう少しというような感覚でいるんですけども、もう少し頑張っていくよ、次はこれを主に頑張っていくよというふうになるのか。どうしても主要施策、大見出しの評価に、こう見えてしまうんです。細かい部分の評価というのがここではちょっと見えないので、その辺の点検評価は、今、教育長おっしゃられましたように、各課の課長が来て、その辺の評価を小まめにしてやってるよということでもいいんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

限られた人数での自己評価ですので、客観的に評価になってるかどうかは疑問が残るところです。教育委員も5人おりますが、自分が活動した場面については高く評価しますが、見えない部分はなかなか評価しにくいという欠点がございます。また、各学校教育課、社会教育課、給食センターにしましても全ての取り組みが進んだわけではありませんので、今年、こういう面で活動したらかなり評価があったというには二重丸がついておりますし、ここはちょっと来年改善しなければならないというところは三角ついているよ、そういう状況でございますので、そういう自己評価で認識していただけたらと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

自己評価をして、足りないところはちゃんと次の年にこの大綱の中で重点的にやっていますよという感覚でよろしいですか。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎12番（山脇秀隆君）

わかりました。

教育政策に対する目標は、教育基本目標の指針によるところが大であります。粕屋町の教育基本目標は、現在の少子・高齢化社会の現状を踏まえ、国や県の教育改革の理念を重視し、町の育成指針「育てよう心豊かな粕屋の子ども」を反映して、町の教育行政の諸施策を推進していくとしております。この平成25年度教育行政施策の目標と主要施策に記述されている内容は、先ほどもありましたけど、余り内容は書いてないよということでありました。基本指針となるものですから、余り変わらないとは思いますが、この点検評価が実施されるようになって、先ほどこういうところは変わりましたよということがありましたけど、この基本目標も変わったところあるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先ほど申し上げましたように、従来型では不都合な面が出てきたということと、基本目標を5つの柱に費やしたということで、よりわかりやすくなったんじゃない

かなと思っております。さらに、ちょっと言い忘れましたけども、学校教育で使う専門用語、あるいは行政が使う難解な言葉は避けようと。町民目線から見たわかりやすい言葉に変えようと。それから、字が小さ過ぎるというご意見もいただきましたので、文字を大きくいたしました。それから、何々させるとか、提案するとか、行政の上から目線をやめようと。支援をするとか、努めようと、そういった表現に改めるべきじゃなかろうかと。あるいは人権感覚の面から、公用表現の方法、そういうところも見直しをいたしまして、見やすくなったんじゃないかなと評価をしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

変えましたよということですね。ただ、この基本目標の中に、文言の中に、とりわけ学校教育においては不易と流行を考慮しという言葉が毎回使われてるんですね。これ学校の先生だと簡単に言葉の意味も理解できるんでしょうが、先ほど、専門用語も変えていこう、わかりやすくしていこうということでありました。この内容も、このホームページに公表されております。広く町民にやっぱり理解できることが大事ではないかと思しますので、この不易と流行について教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育界では、この言葉がかなり常識的になってるといいますか、不易というのはもう江戸時代から、寺子屋の時代から、読み書きそろばんとか、国語、算数、理科、社会、これはもう時代が幾ら変わっても、日本国民の義務教育として、算数、国語は変わらずに永遠に続いていこうと感ずますが、流行というのは時代に対応した教育内容が出てくるわけでございます。英語教育が出てきたり、パソコンを今教えなければなりませんし、また体力が衰えていたら、各学校で何か取り上げて、子どもたちが体力を増進するような取り組みも進めていこうということで、常に学校教育というのは、私も40年近くやってきましたけども、不易の部分と時代に対応した部分が常に出てくるということ判断していきたいなと考えておりますが、今山脇議員おっしゃいましたように、これわかりにくいということであれば、検討していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

私もちょっとわからなかったんで、ほかの人に振って聞いてみようかなと思ったんですが、それも余り失礼かなと思いましたんで、教育長に聞きました。教育長だったら答えられるだろうと思いましたんで。これ調べたら、私も蕉風俳諧の理念の一つって出てるんですね、これ。また蕉風俳諧とは何ぞやで、また調べなきゃいけないという、それで言葉がやっぱり難しいと、わかろうとするから、それを辞書で引いたりすると、またわからないところに行き着いてしまう。今言われたように、もっと端的に何か、今おっしゃられたことはよくわかりましたので、そういうことがわかればなと思いますんで、その辺はまた専門用語はわかりやすくということもおっしゃられましたんで、その辺も変えていただきたいなと思います。

教育行政の目標を掲げ、具体的に取り組みを行い、その進捗を把握し、評価点検していくことは重要なことであり、大事なことであります。しかしながら、子どもたちの夢や希望をこの教育行政の中からは余り酌み取ることができません。見えてくるのは、学力向上、体力向上、礼儀や道徳といった課題だけが目立つような気がいたします。さきに行われた学校経営発表会でも、これらの課題を主要テーマとし、課題解決の方策を挙げられておりました。どちらかという、児童・生徒に押しつけの学校経営になっているのではないかと。そういうものだと言ってしまうとそういうものかもしれませんが、子どもたちが夢や希望を持てるような取り組みにも力点を置いてほしいものです。学習指導要領に従い、授業時数が生まれ、国や県の教育、事業を取り入れた取り組みが多く用いられることによって、先生たちは研修の準備に追われ、本来生徒と先生という師弟の関係づくりをする触れ合う時間が減少しているのではないのでしょうか。授業時数の問題や、さまざまな課題をどのように捉えて改善を考えているのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今、山脇議員がおっしゃるとおりでございまして、私も痛感しております。マスコミで見ますところ、学校現場はいじめ、体罰、それから不祥事、毎日毎日追われ続けている。現場の先生は、昨年度から比べますと1週間に1週間、時間数がふえたわけでございまして、大変な苦勞をされているということは私が一番実感をしてるところでございまして、今議員がおっしゃるとおり、先生方は子どもと対面する時間がないですね。非常に限られた時間で、したがってそれが保護者に対して不信感を持たれる原因ではなかろうかと私は思っています。担任になったときに、3日で大体担任の信頼感が決まります。私どもが担任しているときには、春休みの間

に、子どもの名前を全部覚えておりました。そして、始業式のときに、山脇君とかですね、ぱっと名前言えたら、いや今度の先生は僕の名前知ってるんだ。もうそこで一発で信頼感ができているわけですが、今はそういう時間がないですね。非常に残念なことと思っております。今議員おっしゃいましたように、教育委員会は学校を締めつけるだけじゃなくて、もっと教育に対して自信を持ってやれと、喜びが出てくるようにやれと、励ましていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

その時間を、この授業時数の問題は、足りないのではなく、つくり出さなくてはならないという現場状況がありますということですね。土曜授業をすれば、代休をとらなくてはならないなど、さまざまな問題も出てきている中で、教育課題研究校のたび重なる開催に要する準備時間等々、学校における先生達の日々の経営努力が身につまされているところであります。

こうした状況の中で、何をもって生徒と先生との関係を構築していけるのか。その希薄な関係こそがお互いを理解できないという状況を生み出し、先生の無理解に関係して、不登校になった児童や生徒がいること、学力が落ちてしまった児童・生徒もいるという事実が少なからずあるということでもあります。学力向上ばかりが目が行ってしまい、町の育成指針「育てよう心豊かな粕屋の子ども」が育てよう学力豊かな粕屋の子どもとなってしまい、心が学力や体力にかわってしまっているようにさえ思えてなりません。心を育むには、一流の芸術文化に触れさせる等の情操教育が必要であります。情操教育には、本を読んだり、音楽に触れたり、映画を見たり、演劇を見たりと、芸術的な事柄に直接触れることで、相手を思いやる気持ちや楽器を奏でる技術を身につけたり、夢や希望を持ち、自分を表現できる大きな強みがあります。教育行政大綱には、芸術文化を推進する指針は示されておりますが、学校教育における文化芸術振興ではなく、実際のところ、社会教育にその役割を担わせているのが現状のようであります。点検評価で、二重丸だったら、三角だったら、どのように次年度は取り組みを行うのか。主要施策だけで点検評価を行い、こうした芸術文化振興の施策が児童・生徒にかかわることがなければ、偏った教育行政と言わざるを得ません。この点について教育長の見解をお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

なるほどと思いましたが、学力の面が全国的に大きな学校教育の課題としてクローズアップしておりますので、教育委員会としても、学校教育の果たさなければならない一つの大きな仕事は学力を高めることだということで、平成21年度から確かな学力ということを目標に掲げさせていただきました。芸術文化もなきにしもあらずでございます、これいつか総務常任委員会でもお答えしたと思いますが、学校教育の中では、学校行事の中に、文化的行事を必ず時間をとりなさいという時間がございます。この中で、小学校では劇団を招聘したり、音楽会を開催したりしております。中学校では、この前の校長先生の話にもありましたように、合唱コンクールですかね、合唱コンクールを全校を挙げて取り組んでおります。また、昨年度、県の事業に応募いたしまして、サンレイクのさくらホールを貸し切って、九州交響楽団を招聘いたしまして、粕屋町の両中学校の全生徒に聞かせたところでありませう。そういうことで、豊かな人間性を育てるという観点から、学力に偏らず、豊かな子を育てていくということで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

この件については、経営発表会の折に校長先生から聞いた話では、正直な話、そっちの方に手が回りませんと。やはり、どうしても3年に1回とか、そういうスタンスになってしまいますと。できたら住み分けをしてほしいですと。住み分けをすれば、要するに学校教育でしっかりそれを支援していくんだというふうに教育委員会が決めていただければ、そういう方向性に持っていくというお話でございました。ですから、3年に1回とか、そうじゃなくて常日頃からやはりこういったものに触れる部分をしっかりやっばり学校教育の過程の中で打ち出してほしい。確かに今言われるようなさまざまな行事はやってると思います。しかし、それは3年に1回とか、そういう長期スパンなんですね。そうじゃなくて、やはり常にそういったものを学び合えるような、そういった場をやっばり学校教育として力を入れてほしいというのが、私の今回の質問の中身であります。

国は、中央集権的統治を地域主権型道州制や特別広域行政などのその役割を地方に譲りかえようとしております。教育も当然地方に権限を任せ、大きくその中身を変えようとしてくるものと思います。こうした時代背景の中で、しっかりした理念を持ち、将来ある子どもたちに不利益とならないようにしていく責任が、私たち行政にかかわるものとして強く考えなければならないことであると実感いたします。明治維新のような国の仕組みが大きく変化するような時代にあって、旧態依然

とした仕組みにとらわれ固執してしまつては、町民は利益を享受することができません。町政や教育行政を不易と流行という理念で、この社会変革の時代の中を勝ち抜いていかなければなりません。私たちは、その責任を担っていることを改めて認識しなければならないと思います。

最後に、町長に全体を通しての見解をお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

粕屋町の教育指針であります心豊かな粕屋の子を育てるという観点に立って、教育行政に私は大変力を入れているつもりでございます。今後も、教育委員会の意見、それから現場の先生方の意向等を十分にお聞きして、子どもたちがいい環境の中で教育を受け、いろんな部分で心の教育も受けられる環境づくりに邁進してまいりたいと思います。どうも今日はありがとうございます。

◎12番（山脇秀隆君）

以上で終わります。ありがとうございました。

（12番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前12時39分）

平成25年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成25年6月21日（金）

平成25年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月21日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村 優子	9番 久我 純治
2番 川口 晃	10番 因 辰美
3番 安河内 勇臣	11番 本田 芳枝
4番 太田 健策	12番 山脇 秀隆
5番 福永 善之	13番 八尋 源治
6番 小池 弘基	15番 伊藤 正
7番 田川 正治	16番 進藤 啓一
8番 長 義晴	

3. 欠席議員（1名）

14番 安河内 利明

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木 繁信 ミキシング 古賀 博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因 清 範	副町長	箱田 彰
教育長	大塚 豊	総務部長	八尋 悟郎
住民福祉部長	水上 尚子	都市政策部長	野中 清人
教育委員会次長	関 博夫	総務課長	安河内 強士
経営政策課長	山本 浩	税務課長	石山 裕

収 納 課 長	瓜 生 俊 二	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
総合窓口課長	今 泉 真 次	子ども未来課長	安河内 渉
介護福祉課長	吉 原 郁 子	健康づくり課長	大 石 進
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
環境生活課長	因 光 臣	上下水道課長	山 野 勝 寛
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

本日、14番安河内利明議員から体調不良のため欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務課所管であります議案第37号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

内容につきましては、平成25年度税制改正に伴い地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に可決、成立し、同年3月31日に交付、4月1日から施行されたこと及び固定資産税の減免規定の追加に伴い粕屋町税条例の一部を改正し、適切に運用することの必要が生じたことなどから地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分が実施されました。同条第3項の規定により、これを報告し承認を得るため、議会の議決を求められたものでございます。

今回の改正の主な内容は、住宅土地税制に関して個人住民税における住宅ローン控除の延長と拡充がなされるものであり、平成27年1月1日からの施行予定となります。納税環境整備として、収納課が担当しています徴税の延滞金特例基準割合を2%とした場合、現行の延滞金の利率14.6%を9.3%に引き下げ、還付加算金の利率割合4.3%から2%に引き下げを行うものでございます。これは、国税の延滞税等の見直しにあわせ、平成26年1月1日以後の期間に対応しての適用となります。また、地方税法の規定による固定資産税の減免規定について所要の整備を行うものでございます。

なお、今回の地方税法の一部を改正する法律中、金融所得課税の一体化等と個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについては、今回分とは引き離され、別途6月12日に関係政令と省令が公布されましたので、平成25年9月議会定例

会において税条例の一部改正を予定するものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告申し上げます。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第37号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決承認いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第38号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第38号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて議案の付託を受けました、厚生常任委員会における議

案の審議の経過並びに結果についてご報告をいたします。

この専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した世帯に係る世代別平等割を2分の1減額とする措置が5年間で終了するため、さらに3年間延長し、世帯別平等割の4分の1を減額措置するものです。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって承認することに決しましたのでご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第38号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタン押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決承認いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第39号粕屋町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

議案第39号粕屋町教育委員会委員の任命同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

粕屋町教育委員会委員を務めていただいております井上和弘氏の任期が本年6月23日をもって満了となります。よって、同氏を再度任命することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求められたものでございます。

井上和弘氏は、長年教職に奉職され、教育の現場に携わってこられた方でありまして、教育委員としての人格、識見ともに優れた方でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

議案第40号粕屋町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

議案第40号粕屋町教育委員会委員の任命同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

粕屋町教育委員会委員を務めていただいております案浦博子氏の任期が本年7月5日をもって満了となります。よって、同氏を再度任命することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求められたものでございます。

案浦博子氏は、広く社会の実情に通じ、教育委員としての人格、識見ともに優れた方であります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
討論を省略し、これより議案第40号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は同意であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第41号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件につきましては地方自治法第117条の規定を準用し、箱田副町長の退場を求めます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第41号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

地方自治法施行規程及び粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置の規定に基づき、同委員会は、識見を有する者2名及び副町長、教育長、総務部長の5名の委員で構成されており、本年4月に副町長就任をされた箱田彰氏を本委員会委員に任命することについて議会の同意を求められたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長の報告とおりに決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定されました。

除斥しておりました箱田副町長の入場を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

議案第42号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件につきましては地方自治法第117条の規定を準用し、八尋総務部長の退場を求めます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第42号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について、付託を受け

ました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第41号と同様に、粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規定に基づき、同委員でありました前総務部長の田代眞氏の定年退職に伴い、現総務部長であります八尋悟郎氏を同委員会委員に任命することについて議会の同意を求められたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告申し上げます。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定されました。

除斥しておりました八尋総務部長の入場を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

議案第43号粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第44号粕屋町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第43号粕屋町防災会議条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

改正の内容は、災害対策基本法の一部改正に伴い、平時における防災に関する諮

問的機関としての機能を強化するため、粕屋町防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議と意見を述べること、また地域防災計画の策定等に当たり多様な主体の意見を反映できるよう、防災会議の委員に自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者を追加するものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第44号粕屋町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

改正の内容は、災害対策基本法の一部改正に伴い、第23条第7項を第23条の2第8項に改正するものです。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告申し上げます。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第43号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第44号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第45号粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第45号粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、これまで町内小学校の言語通級教室は、粕屋中央小学校分教室言語通級教室として粕屋町健康センター内に統合して設置されておりました。本年度よりそれぞれの小学校内に設置されることになったため、設置条例にある言語通級教室の名称及び1の記載を削除するものでございます。

当委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決

すべきことに決しましたことをご報告申し上げます。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第45号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第46号粕屋町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第46号粕屋町シルバーワークプラザ設置条例の一部を改正する条例について、議案の付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議と経過と結果についてご報告をいたします。

これは、平成25年4月1日より粕屋町社団法人シルバー人材センターがより公益性を目指し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、公益社団法人シルバー人材センターに移行したことにより、条文中の名称を変更するものです。

以上、厚生常任委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第46号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第47号粕屋町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第47号粕屋町子ども・子育て会議条例の制定について、付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過と結果についてご報告をいたします。

本条例は、国の子ども・子育て支援法に基づき、粕屋町において子ども・子育て会議を設置するに当たり、同会議の組織運営に関し必要な事項を定めるために制定するものです。また、同会議は、粕屋町の子ども・子育て支援事業計画や子育て支援に関する施策の実施状況等を審議する合議制の機関となるものです。

当委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第47号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第48号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

議案第48号工事請負契約の締結について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、2カ年計画で改修工事を予定しています大川小学校の大規模改造工事のうち、初年度分である第1期大規模改造工事を実施するに当たり、5月27日に特定建設工事共同企業体8社で指名競争入札が行われました。大高・青木特定建設工事共同企業体、代表者 大高建設株式会社 代表取締役 大木孝一郎が1億2,999万円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求められたものであります。

工期は9月30日までとなっておりますが、2学期の始業に間に合うよう夏休み期間中に工事を完了し、9月は書類整理のための期間を設けているものでございます。工事の概要は、校舎の屋上防水工事、受水槽、高架水槽新設工事、上水道設備工事、昇降口改修工事、便所改修工事を行うものです。

委員会審議では、入札関係及び工事計画等の説明を受け、さらに地元業者育成の考えも確認いたしました。慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告申し上げます。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第49号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第49号工事請負契約の締結について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきまして報告をいたします。

本議案は、5カ年計画で改修工事を予定しています粕屋中学校の大規模改造工事のうち、初年度分である第1期大規模改造工事を実施するに当たり、5月27日に特定建設工事共同企業体8社で指名競争入札が行われました。粕屋殖産、吉松建設特定建設工事共同企業体、代表者 粕屋殖産 株式会社代表取締役 篠原隆盛が2億3,148万1,950円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求められたものであります。

工期は10月31日までとなっておりますが、2学期の始業に間に合うよう校舎に関する部分は夏休み期間中に工事を完了し、9月以降は部活動の附属棟や倉庫棟の外周部分の工事と書類整理のための期間を設けているものでございます。工事の概要は、校舎の屋上防水工事、外壁改修工事、受水槽、高架水槽新設工事、上水道設備工事及び附属棟改修工事を行うものであります。

委員会審議では、入札関係及び工事計画等の説明を受け、さらに地元業者育成の考えも確認いたしました。慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告申し上げます。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第50号住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 長 義晴君 登壇）

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第50号住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更につきまして、平成25年4月16日に開催された住民住居表示審議会において答申を受け、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、5月1日から5月30日までの30日間、公示を行なったものです。その公示期間の終了に伴い、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、長者原西1丁目、長者原西2丁目、長者原西3丁目、長者原西4丁目と変更するものであります。

以上につきまして、当委員会において慎重に審議いたしました結果、全員の賛成でもって原案のとおり可決すべきことに決しましたので報告いたします。

（建設常任委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第50号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第51号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第51号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の規約の変更点は、2点ございます。まず1点目は、第5条組合議会の組織等であります。現行では、組合議員定数が篠栗町2人、福岡市2人、宇美町1人、志免町1人、須恵町1人、久山町2人、粕屋町2人の計11人となっているものを、

変更後においては、各市町について1人ずつの計7人とし、4人の議員数を減じるものであります。第2点目は、第11条組合の経費の支弁方法であります。現行の組合の経費は、組合の財産から生じる収入と各組合による負担となっております。その割合は、現行議員の選出区分に合わせた市町村の負担割合となっており、変更前においては、粕屋町は11分の2となっておりましたが、変更後においては各市町が7分の1ずつの均等の負担割合とするものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

現在、人権擁護委員として平成22年10月1日から務めていただいております高柳あけみ氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。今回、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求められたものであります。

高柳あけみ氏は、長年小学校教諭として教鞭をとられ、現在、粕屋町民生委員、児童委員をされてあるなど、広く社会の実情に通じ、人格、識見ともに優れた方です。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員賛成をもって同氏を推薦するに当たり適任者と認めましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は適任であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

発議第6号粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会副委員長の報告を求めます。

(議会運営副委員長 久我純治君 登壇)

◎議会運営副委員長（久我純治君）

発議第6号粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について、平成24年度第2回定例議会におきまして粕屋町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正することが可決したことに伴い、関係いたします条例の一部を改正し、整備を行うものであります。

改正内容は、粕屋町議会委員会条例第2条、委員定数の総務常任委員会の6人を5名に改正するものであります。

当委員会におきまして慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告申し上げます。

（議会運営副委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより発議第6号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は副委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第3号「原発ゼロ」をただちに求める意見書（案）を議題といたしま

す。

意見書案第3号に対する建設常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。意見書案第3号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

陳情第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。陳情第1号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

意見書、陳情にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書、陳情につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付の所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がおりますので、これを認めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長 (因 清範君)

平成25年第2回粕屋町議会定例会を6月14日に招集いたしました。私どもから提案いたしました15の議案、諮問1件、全て慎重審議いただき、可決、承認いただきましたことを心から御礼申し上げます。

今、台風が非常に気になるところでございます。小・中学校におきましては、午後給食をとった後、直ちに下校させるということにいたしておるようでございます。また、まだまだ梅雨は続きます。農家の議員の方も何人かいらっしゃるようです。普通作のヒノヒカリの田植えがもう間近に迫っておるようでございます。この台風4号の被害がないことをただ祈るだけでございますけども、もう職員の方は周知いたしまして、万全の態勢をとっておるところでございます。

議員の皆様方は、閉会后、皆様方それぞれの地域並びに町全体の議員活動に精励されますことを願いますとともに、議員各位のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますけど御礼の言葉にかえさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、平成25年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時20分)

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 福 永 善 之

署名議員 田 川 正 治